島根原子力発	電所第2号機 審査資料
資料番号	NS2-他-135 改 01
提出年月日	2023年2月3日

技術基準要求機器リストに関する説明書

2023年2月

中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

目 次

1.	技術基準要求	幾器リスト	(ヒアリン	グ用)	 	 	 	• • •	• • • •	1
2.	比較表(技術	基準要求機器	器リスト)		 	 	 			<mark>43</mark>

1. 技術基準要求機器リスト(ヒアリング用)

N :			申請対象詞	投備	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	司	備考
N	J	施設区分	系統	機器名称	DB/ SA		(リンク番号)	フロー※1	1土肥"(茂能	がある仕様	本个政 币 / 如	記載資料名	1佣 右
	1 が	他設共通 (避難通路)	-	安全避難通路	DB	13条	【13条1】	E	安全避難通路	_	発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路並びに照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、蓄電池を内蔵した非常 灯及び誘導灯を設置し、安全に避難できる設計とする。	_	
	2 が	施設共通(避難通路)	-	誘導灯	DB	13条	【13条1】	E	避難用の照明確保	ı	同上	_	
;	3 が	施設共通(避難通路)	-	非常灯	DB	13条	【13条1】	E	避難用の照明確保	-	同上	_	
	4 が	施設共通(避難通路)	-	非常用照明	DB	13条	【13条2】	E	作業用の照明確保	_	設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、非常用照明, 直流非常灯及び電源内蔵型照明を設置する設計とする。	-	
	5 が	施設共通(避難通路)	_	直流非常灯	DB	13条	【13条2】	E	作業用の照明確保	_	同上	_	
	6 が	拖設共通(避難通路)	_	電源内蔵型照明	DB	13条	【13条2】	E	作業用の照明確保	-	同上	_	
	77 旅	 色設共通(避難通路)	_	懐中電灯	DB ^{※2}	13,54条	[13条5] [54条36]	E	作業用の照明確保	-	設計基準事故が発生した場合に用いる可搬型の作業用照明として、懐中電灯、ヘッドライト及びLEDライト(フロアタイプ)を配備する。 重大事故等対処設備は、操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。	_	※2:54条要求を含む
	3 Ж	色設共通 (避難 通路)	_	ヘッドライト	DB [*] ²	13,54条	[13条5] [54条36]	E	作業用の照明確保	_	設計基準事故が発生した場合に用いる可搬型の作業用照明として、懐中電灯、ヘッドライト及びLEDライト(フロアタイプ)を配備する。 重大事故等対処設備は、操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。	_	
!	9 h	怎設共通 (避難通路)	_	LEDライト (フロアタイプ)	DB ^{**2}	13,54条	[13条5] [54条36]	E	作業用の照明確保	_	設計基準事故が発生した場合に用いる可搬型の作業用照明として、懐中電灯、ヘッドライト及びLEDライト(フロアタイプ)を配備する。 重大事故等対処設備は、操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。	_	
1	O M	 色設共通(火山)		取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備	DB	7条	【7条火山6】 【7条火山7】 【7条火山20】	D	外部事象防護対象施設の防 護機能	_	外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設に影響を及ぼす可能性のある施設のうち、屋外に設置している施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設並びに防護措置として設置する火山防護対策設備については、降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合には荷重による影響を考慮する。これらの施設については、降下火砕物を除去することにより、降下火砕物による荷重並びに火山と組み合わせる積雪及び風(台風)の荷重を短期的な荷重として考慮し、機能を損なうおそれがないよう構造健全性を維持する設計とする。外部事象防護対象施設及び外部事象防護対象施設に影響を及ぼす可能性のある施設のうち、屋外に設置している施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設並びに防護措置として設置している施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設並びに防護措置として設置している施設及び外部事象防護対象施設を内包する施設並びに防護措置として設置している施設なが外部事象防護対象施設を内包する施設が大き、屋外に設置している施設なが外部事ない。	発電用原子炉施設の自然現象 等による損傷の防止に関する 説明書	
1	1 が	 色設共通(火山)	-	ディーゼル燃料移送ポンプ防護対策設備	DB	7条	【7条火山6】 【7条火山7】 【7条火山20】	D	外部事象防護対象施設の防 護機能	-	同上	発電用原子炉施設の自然現象 等による損傷の防止に関する 説明書	

No		申請対象詞	殳備	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	
No.	施設区分	系統	機器名称	DB/ 3A	 対理末入	(リンク番号)	フロー ^{※1}	1土 用它"10块 用它	がある仕様	本 平政計刀町 	記 製貝科石	1 相 行
	施設共通(竜巻)	_	竜巻防護ネット	DB	7 条	【7条竜巻18】	B	外部事象防護対象施設の防 護機能	材料 線径 網目寸法	竜巻防護ネット(硬鋼線材:線径φ4mm,網目寸法40 mm),竜巻防護鋼板(炭素鋼:板厚20mm以上,特殊鋼板:板厚-8-mm以上)	発電用原子炉施設の自然現象 等による損傷の防止に関する 説明書	
	施設共通(竜巻)	_	竜巻防護鋼板	ĐB	孫	【7条竜巻18】	₿	外部事象防護対象施設の防 護機能	材料 厚さ	同上	発電用原子炉施設の自然現象 等による損傷の防止に関する 説明書	
	施設共通(竜巻)	_	架構	DB	7条	【7条竜巻18】	E	外部事象防護対象施設の防 護機能	_	架構及び鋼製扉(炭素鋼: 板厚24mm以上)を設置	_	
	施設共通(竜巻)	_	網製原	ĐB	7条	【7条竜巻18】	B	外部事象防護対象施設の防 護機能	材料厚さ	同上	-	
12	施設共通(竜巻)	-	取水槽海水ポンプエリア防護対策設備 (竜巻防護ネット, 竜巻防護鋼板及び 架構により構成する。)	DB	7条	【7条竜巻18】	В	外部事象防護対象施設の防 護機能	材料 線径 網目寸法 厚さ	防護措置として設置する竜巻防護対策設備としては、竜巻防護ネット (硬鋼線材(線径 φ 4mm,網目寸法40mm),鋼製枠及び架構により構成)、竜巻防護鋼板(炭素鋼(板厚20mm 以上)及び架構又は特殊鋼板 (板厚 mm以上)及び架構により構成)及び鋼製扉(炭素鋼(板厚24mm以上))を設置し、内包する外部事象防護対象施設の機能を損なわないよう、外部事象防護対象施設の機喪失に至る可能性のある飛来物が外部事象防護対象施設に衝突することを防止する設計とする。竜巻防護対策設備は、地震時において外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。	発電用原子炉施設の自然現象 等による損傷の防止に関する 説明書	
13	施設共通(竜巻)	_	取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備(竜巻防護鋼板及び架構により構成する。)	DB	7条	【7 条竜巻18】	В	外部事象防護対象施設の防 護機能	材料厚さ	同上	発電用原子炉施設の自然現象 等による損傷の防止に関する 説明書	
14	施設共通(竜巻)	_	燃料移送ボンブエリア防護対策設備 (竜巻防護鋼板及び架構により構成す る。)	DB	7条	【7 条竜巻18】	В	外部事象防護対象施設の防 護機能	材料厚さ	同上	発電用原子炉施設の自然現象 等による損傷の防止に関する 説明書	
15	施設共通(竜巻)	_	建物開口部防護対策設備(竜巻防護 ネット、竜巻防護鋼板及び架構により 構成する。)	DB	7条	【7条竜巻18】	В	外部事象防護対象施設の防 護機能	材料 線径 網目寸法 厚さ	同上	発電用原子炉施設の自然現象 等による損傷の防止に関する 説明書	
16	施設共通(アクセスルー ト)	-	ホイールローダ	SA	54条	【54条101】	В	アクセスルート確保のための 障害物除去	台数	屋外アクセスルートに対する地震による影響(周辺構造物等の損壊,周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物,積雪並びに火山の影響)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを2台(予備1台)保管、使用する。	安全設備及び重大事故等対処 設備が使用される条件の下に おける健全性に関する説明書	
17	施設共通(地震)	_	地下水位低下設備	DB ^{**3}	5,50条	【5条88】 【50条88】	В	地下水位保持機能	原動機出力 個数		耐震の基本方針の別添1「地下 水位低下設備の設計方針」	※3:50条要求を含む 主登録
18	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	-	燃料プール監視カメラ(SA)	SA	69,73条	【69条31】 【73条6】	В	重大事故時における燃料 プールの状態監視	個数	損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト」の	使用済燃料貯蔵槽の温度,水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
19	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	_	燃料プール監視カメラ用冷却設備	SA	69,73条	【69条32】 【73条7】	С	燃料プール監視カメラの耐 環境性向上	個数 容量	燃料プール監視カメラ(SA)の耐環境性向上のため、燃料プール監視カメラ用冷却設備(個数1,容量3300/min以上)を設ける設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
20	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	燃料プール冷却系 燃料プールスプレイ系	サイフォンブレイク配管	SA	69条	【69条3】	D	サイフォン現象防止	_	燃料プールに接続する配管の破損等により、燃料プール冷却系戻り配管からサイフォン現象による水の漏えいが発生した場合に、原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)4階における線量率が放射線被ばくを管理する上で定めた線量率を満足できるよう、漏えいの継続を防止し、燃料体等からの放射線の遮蔽に必要となる水位を維持するため、燃料プール冷却系戻り配管の逆止弁にサイフォンブレイク配管を設ける設計とする。	使用済燃料貯蔵槽の水深の遮 蔽能力に関する説明書	
21	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	燃料プール冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(燃料プール冷却系による燃料プールの除熱)	SA	69条	【69条37】	E	電源設備からの給電	_	燃料プール冷却系は、非常用ディーゼル発電設備及び原子炉補機冷却系(原子炉補機海水系を含む。)が機能喪失した場合でも、常設代替交流電源設備及び原子炉補機代替冷却系を用いて、燃料プールを除熱できる設計とする。		

No		申請対象詞	设備	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
140	施設区分	系統	機器名称	DD/ 3A		(リンク番号)	フロー*1	II HE 19X HE	がある仕様	坐个 以可刀到 心 戰鬥行	心 权其 1 11	VH 25
22	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	-	原子炉建物(屋根トラス、耐震壁等)	DB	26条	【26条40】 【26条41】 【26条42】		規準地震動Ssによって燃料 プールへ落下しない設計	-	原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)の屋根を支持する屋根トラスは、基準地震動Ssに対する発生応力が終局耐力を超えず、燃料プール内に落下しない設計とする。また、屋根については鋼板(デッキプレート)の上に鉄筋コンクリート造の床を設けた構造とし、地震による剥落のない構造とする。また、燃料取替階の床面より上部を構成する壁は、鉄筋コンクリート造の耐震壁であり、燃料取替階の床面より下部の耐震壁と合わせて基準地震動Ssに対して燃料プール内に落下しない設計とする。	_	
23	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	_	可搬型計測器	SA	73条	【73条12】 【73条13】 【73条14】	В	可搬型計測器による温度, 圧力,水位,注水量等の計 測・監視	個数	ついて、乾電池を電源とした可搬型計測器(原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度,圧力,水位,流量(注水量)等の計測用として測定時の故障を想定した予備1個含む1セット30個(予備30個))(計測制御系統施設の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備で兼用(以下同じ。))により計測できる設計とし、これらを保管する設計とする。なお、可搬型計測器による計測においては、計測対象の選定を行う際	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	計測制御系統施設の兼用 設備
24	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	_	シルトフェンス	SA	70条	【70条8】	С	海洋への放射性物質の拡散 抑制	高さ 幅 個数	シルトフェンスは、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。必要数は、各設置場所に必要な幅に対してシルトフェンスを二重に設置することとし、2号機放水接合槽に計2本(高さ約10m、幅約10m)及び輪谷湾に計32本(高さ約7~20m(一重目は計16本(高さ約7m:3本,約10m:1本,約12m:2本,約14m:1本,約15m:2本,約16m:1本,約17m:1本,約18m:1本,約19m:2本,約20m:2本)、二重目は計16本(高さ約7m:3本,約10m:1本,約13m:2本,約15m:1本,約16m:1本,約17m:2本,約18m:1本,約19m:2本,約20m:3本)、編約20m)を使用する設計とする。また、予備については、各設置場所に対して2本の計4本(2号機放水接合槽は2本(高さ約10m、幅約10m)、輪谷湾は2本(高さ約20m、幅約20m))を保管することとし、予備を含めた保有数として設置場所2箇所分の合計38本を保管する。	設定根拠に関する説明書(別 添)	主登録設備
25	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	_	放射性物質吸着材	SA	70条	【70条9】	С	海洋への放射性物質の拡散 抑制	重量	放射性物質吸着材は、雨水排水路等に流入した汚染水が通過する際に放射性物質を吸着できるよう、雨水排水路集水桝3箇所に、約2280kg (雨水排水路集水桝(06.3排水路))、約100kg(雨水排水路集水桝(2号機放水槽南))、約700kg(雨水排水路集水桝(2号機廃棄物処理建物南))を使用時に設置できる設計とする。放射性物質吸着材は、各設置場所に必要となる保有量に加え、予備として約2280kg を保管する。	設定根拠に関する説明書(別 添)	原子炉格納施設の兼用
26	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	-	小型船舶	SA	70条	【70条7】	С	海洋への放射性物質の拡散 抑制	個数	シルトフェンスは、汚染水が発電所から海洋に流出する2箇所(2号機放水接合槽及び輪谷湾)に設置できる設計とし、輪谷湾は小型船舶(屋外に保管)個数1(予備1)(放射線管理施設の設備を核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備として兼用)により設置できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別 添)	放射線管理施設の兼用
27	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	-	非常用電源からの給電 (燃料プール水位,温度)	DB	34条	【34条36】	E	電源設備からの給電	_	燃料プール温度, 燃料プール冷却ポンプ入口温度, 燃料プール水位・温度(SA), 燃料プール水位及び燃料プールライナドレン漏えい水位は, 外部電源が使用できない場合においても非常用ディーゼル発電設備又は非常用直流電源設備からの電源供給により, 燃料プールの水温及び水位を計測することができる設計とする。	-	
28	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設		常設代替交流電源設備からの給電(燃料プールの監視)	SA	69条	[69条33]	E	電源設備からの給電	_	燃料プール監視カメラ用冷却設備は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。 燃料プール水位(SA)は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	_	
29	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	_	可搬型直流電源設備からの給電(燃料 プールの監視)	SA	69条	【69条34】 【69条35】	E	電源設備からの給電	_	燃料プール水位・温度(SA)は、所内常設蓄電式直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とする。 燃料プール監視カメラ(SA)は、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とする。	-	
30	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	_	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(燃料プールの監視)	SA	69条	【69条34】	E	電源設備からの給電		燃料プール水位・温度(SA)は、所内常設蓄電式直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とする。	_	

Ī		申請対象詞	投備	DD (04	明本タム	基本設計方針	選定	ALL AV. HAKAY.	明確にする必要	# + 크리크 + Al 크그 # · h · p	=7 + 2× 4×1 力	/# ±
No.	施設区分	系統	機器名称	DB/SA	関連条文	(リンク番号)		性能・機能	がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備 考
31	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	_	可搬型代替交流電源設備からの給電 (燃料プールの監視)	SA	69条	【69条33】	E	電源設備からの給電	_	燃料プール監視カメラ用冷却設備は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。 燃料プール水位(SA)は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	_	
32	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	_	常設代替直流電源設備からの給電(燃料プールの監視)	SA	69条	【69条35】	E	電源設備からの給電		燃料プール監視カメラ(SA)は、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とする。	_	
33	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(計 器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	I	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために 必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測す る装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪 失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設 代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流 電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備を使用で きる設計とする。	_	
34	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電 (計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	-	同上	_	
35	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	-	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
36	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	-	常設代替直流電源設備からの給電(計 器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
37	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	_	可搬型直流電源設備からの給電(計器 電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	I	同上	_	
38	原子炉冷却系統施設	主蒸気系	常設代替交流電源設備からの給電(逃 がし安全弁)	SA	61条	【6条13】	E	電源設備からの給電	_	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の重大事故等対処 設備として使用する逃がし安全弁は、常設代替交流電源設備又は可搬 型代替交流電源設備により所内常設蓄電式直流電源設備を受電し、作 動に必要な直流電源が供給されることにより機能を復旧し、原子炉冷却 材圧力バウンダリを減圧できる設計とする。	_	
39	原子炉冷却系統施設	主蒸気系	可搬型代替交流電源設備からの給電 (逃がし安全弁)	SA	61条	【6条13】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
40		主蒸気系	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(逃がし安全弁)	SA	61条	【6条13】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
41	原子炉冷却系統施設	主蒸気系	可搬型直流電源設備からの給電(逃がし 安全弁)	SA	61条	【61条12】	E	電源設備からの給電	_	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の重大事故等対処設備として使用する逃がし安全弁は、可搬型直流電源設備又は主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助盤室)により作動に必要な直流電源が供給されることにより機能を復旧し、原子炉冷却材圧力パウンダリを減圧できる設計とする。	_	
42	原子炉冷却系統施設	主蒸気系	可搬型直流電源設備からの給電(可搬型直流電源による減圧)	SA	61条	【61 条6】 【61 条7】	E	電源設備からの給電	_	原子炉冷却材圧力パウンダリを減圧するための設備のうち、逃がし安全 弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、可搬型直流電源設 備及び主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助盤室)を使用できる設計とす る。 原子炉冷却材圧力パウンダリを減圧するための設備のうち、逃がし安全 弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、可搬型直流電源設 備は、逃がし安全弁の作動に必要な常設直流電源系統が喪失した場合 においても、SRV用電源切替盤(115V,50Aのものを1個)を切り替えるこ とにより、逃がし安全弁(8個)の作動に必要な電源を供給できる設計と する。	_	
	原子炉冷却系統施設	-残留熱除去系	非常用交流電源設備からの給電(残留 熱除去系(原子炉停止時冷却モード)に よる原子炉停止時冷却)	SA	62条	【62条37】	E	電源設備からの給電	-	残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、冷却材を原子炉圧力容器から残留熱除去ポンプ及び残留熱除去系熱交換器を経由して原子炉圧力容器に戻すことにより炉心を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却系(原子炉補機海水系を含む。)又は原子炉補機代替冷却系から供給できる設計とする。	_	

No.	+ /- =1.157 /\	申請対象記	1	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
43	施設区分	残留熱除去系	機器名称 常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード) による原子炉停止時冷却)	SA	62条		E	電源設備からの給電	_	発電用原子炉停止中において全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により復旧できる設計とする。	_	
	原子炉冷却系統施設	残留熱除去系	非常用交流電源設備からの給電(原子 炉停止時冷却)	SA	63条	【62条37】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
44	原子炉冷却系統施設	残留熱除去系	常設代替交流電源設備からの給電(原 子炉停止時冷却)	SA	63条	【62条37】	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
	原子炉冷却系統施設	残留熱除去系	非常用交流電源設備からの給電(残留 熱除去系(サプレッションプール水冷却 モード)によるサプレッションプール水の 冷却)	SA	63条	【63条39】	E	電源設備からの給電	ı	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)が使用できる場合は、重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。	-	
	原子炉冷却系統施設	残留熱除去系	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(格納容器冷却モード)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	63 条	【63条45】	E	電源設備からの給電	_	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留熱除去系(格納容器冷却モード)が使用できる場合は、重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。	_	
45	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント 系	圧力開放板	SA	63条	【63条2】	E	最終ヒートシンク(大気)への 熱輸送	-	残留熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が 喪失した場合に、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止 するための重大事故等対処設備として使用する格納容器フィルタペント 系は、第1ベントフィルタスクラバ容器(スクラビング水、金属フィルタ)、 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器(銀ゼオライトフィルタ)、圧力開放 板、遠隔手動弁操作機構、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、原子 炉格納容器内雰囲気ガスを窒素ガス制御系等を経由して、第1ベント フィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器へ導き、放 射性物質を低減させた後に原子炉建物屋上に設ける放出口から放出 (系統設計流量 9.8kg/s(1Pdにおいて))することで、排気中に含まれる 放射性物質の環境への放出量を抑制しつつ、原子炉格納容器内に蓄 積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送できる設計とする。	_	
46	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント 系	第1ベントフィルタ スクラバ容器	SA	63条	【63条2】	E	最終ヒートシンク(大気)への 熱輸送	_	同上	-	
47	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント 系	第1ベントフィルタ 銀ゼオライト容器	SA	63条	【63条2】	E	最終ヒートシンク(大気)への 熱輸送	_	同上	-	
48	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント 系	遠隔手動弁操作機構	SA	63条	【63条12】	В	遠隔人力操作	個数	格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作機構(個数5)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設の設備として兼用)によって人力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。		原子炉格納施設の兼用
49	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント 系	格納容器フィルタベント系(系統設計流量)	SA	63条	【63条2】	В	最終ヒートシンク(大気)への 熱輸送	系統設計流量	残留熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が 喪失した場合に、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止 するための重大事故等対処設備として使用する格納容器フィルタベント 系は、第1ベントフィルタスクラバ容器(スクラビング水、金属フィルタ)、 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器(銀ゼオライトフィルタ)、圧力開放 板、遠隔手動弁操作機構、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、原子 炉格納容器内雰囲気ガスを窒素ガス制御系等を経由して、第1ベント フィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器へ導き、放 射性物質を低減させた後に原子炉建物屋上に設ける放出口から放出 (系統設計流量 9.8kg/s(1Pdにおいて))することで、排気中に含まれる 放射性物質の環境への放出量を抑制しつつ、原子炉格納容器内に蓄 積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送できる設計とする。		原子炉格納施設の兼用
50	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント 系	格納容器フィルタベント系(バイパス ライン)	SA	63条	【63条9】	E	可燃性ガスの蓄積防止	-	格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防ぐため、可搬式窒素供給装置により、系統内を不活性ガス(窒素ガス)で置換した状態で待機させ、使用後においても不活性ガスで置換できる設計とするとともに、系統内に可燃性ガスが蓄積する可能性のある箇所にはバイパスラインを設け、可燃性ガスを連続して排出できる設計とすることで、系統内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。	_	原子炉格納施設の兼用
51	原子炉冷却系統施設		常設代替交流電源設備からの給電(格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	【63条13】	E	電源設備からの給電	_	また、排出経路に設置される隔離弁の電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。	-	

No.		申請対象記	1	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
-	施設区分	系統	機器名称			(リンク番号)	70-**		がある仕様			
52	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント 系	可搬型代替交流電源設備からの給電 (格納容器フィルタベント系による原子炉 格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	【63条13】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
53	原子炉冷却系統施設	格納容器フィルタベント 系	可搬式窒素供給装置用発電設備からの 給電(格納容器フィルタベント系による原 子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	63条	【63条5】	Е	電源設備からの給電	-	可搬式窒素供給装置は、可搬式窒素供給装置用発電設備により給電 できる設計とする。	_	
54	原子炉冷却系統施設	低圧炉心スプレイ系	常設代替交流電源設備からの給電(低 圧炉心スプレイ系による低圧注水)	SA	62条	【62条24】	E	電源設備からの給電	_	低圧炉心スプレイ系は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、低圧炉心スプレイポンプによりサプレッションチェンバのプール水を原子炉圧力容器へスプレイすることで炉心を冷却できる設計とする。	_	
55	原子炉冷却系統施設	高圧原子炉代替注水系	MV2B1-4	SA	60条	【60条5】	E	系統構成(人力操作)	-	現場での人力によるHPAC注水弁(MV2B1-4),タービン蒸気入口弁(MV221-22),RCIC HPACタービン蒸気入口弁(MV221-34),蒸気外側隔離弁(MV221-21)の操作により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は現場にハンドルを設置することで容易に行える設計とする。	_	
56	原子炉冷却系統施設	高圧原子炉代替注水系	MV221-21	SA	60条	【60条5】	E	系統構成(人力操作)	-	現場での人力によるHPAC注水弁(MV2B1-4),タービン蒸気入口弁(MV221-22),RCIC HPACタービン蒸気入口弁(MV221-34),蒸気外側隔離弁(MV221-21)の操作により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は現場にハンドルを設置することで容易に行える設計とする。	_	
57	原子炉冷却系統施設	高圧原子炉代替注水系	MV221-22	SA	60条	【60条5】	E	系統構成(人力操作)	-	現場での人力によるHPAC注水弁(MV2B1-4)、タービン蒸気入口弁(MV221-22)、RCIC HPACタービン蒸気入口弁(MV221-34)、蒸気外側隔離弁(MV221-21)の操作により、原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は現場にハンドルを設置することで容易に行える設計とする。	_	
58	原子炉冷却系統施設	高圧原子炉代替注水系	MV221-34	SA	60条	【60条5】	E	系統構成(人力操作)	-	同上	_	
59	原子炉冷却系統施設	高圧原子炉代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(高 圧原子炉代替注水系による原子炉の冷 却)	SA	60条	【60条4】	E	電源設備からの給電	_	高圧原子炉代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流 電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備からの給 電が可能な設計とし、中央制御室からの操作が可能な設計とする。	_	
60	原子炉冷却系統施設	高圧原子炉代替注水系	可搬型代替交流電源設備からの給電 (高圧原子炉代替注水系による原子炉の 冷却)	SA	60条	【60条4】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
61	原子炉冷却系統施設	高圧原子炉代替注水系	常設代替直流電源設備からの給電(高 圧原子炉代替注水系による原子炉の冷 却)	SA	60条	【60条4】	E	電源設備からの給電	-	同上	_	
62	原子炉冷却系統施設	高圧原子炉代替注水系	可搬型直流電源設備からの給電(高圧 原子炉代替注水系による原子炉の冷却)	SA	60条	【60条4】	E	電源設備からの給電	-	同上	_	
63	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	MV221-2	SA	60条	【60条7】	E	系統構成(人力操作)	-	原子炉隔離時冷却系は、全交流動力電源及び常設直流電源系統が機能喪失した場合においても、現場で復水器冷却水入口弁(MV221-7)、RCIC真空タンクドレン弁(V221-575)、RCIC真空タンク水位検出配管ドレン弁(V221-677)、RCIC注水弁(MV221-2)、ミニマムフロー弁(MV221-6)、タービン蒸気入口弁(MV221-2)、蒸気外側隔離弁(MV221-21)を人力操作することにより起動し、蒸気タービン駆動ポンプによりサプレッションチェンバのブール水を原子炉圧力容器へ注水することで原子炉冷却材圧力パウンダリの減圧対策及び原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力による措置は現場にハンドルを設置することで容易に行える設計とする。	_	
64	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	MV221-6	SA	60条	【60条7】	E	系統構成(人力操作)	_	同上	_	
65	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	MV221-7	SA	60条	【60条7】	E	系統構成(人力操作)	_	同上	-	
66	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	MV221-21	SA	60条	【60条7】	E	系統構成(人力操作)	_	同上	_	
L												

No.		申請対象語	设備	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
140.	施設区分	系統	機器名称			(リンク番号)			がある仕様		10 料 具 介 行	VR 75
67	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	MV221-22	SA	60条	【60条7】	E	系統構成(人力操作)		同上	_	
68	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	V221-575	SA	60条	【60条7】	E	系統構成(人力操作)	_	同上	_	
69	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	V221-577	SA	60条	【60条7】	E	系統構成(人力操作)	_	同上	_	
70	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却)	SA	60条	[60条8]	E	電源設備からの給電	_	全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動又は運転継続に必要な直流電源を所内常設蓄電式直流電源設備により給電している場合は、所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池が枯渇する前に代替交流電源設備及び可搬型直流電源設備により原子炉隔離時冷却系の運転継続に必要な直流電源を確保する設計とする。	_	
71	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	可搬型代替交流電源設備からの給電 (原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却)	SA	60条	【60条8】	E	電源設備からの給電	ı	同上	_	
72	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(原子炉隔離時冷却系による原子炉の 冷却)	SA	60条	【60条8】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
73	原子炉冷却系統施設	原子炉隔離時冷却系	可搬型直流電源設備からの給電(原子 炉隔離時冷却系による原子炉の冷却)	SA	60条	【60条8】	E	電源設備からの給電	_	同上	-	
74	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	構内監視カメラ(ガスタービン発電機建物 屋上)	SA	71条	【71条10】	E	水源の確保	_	構内監視カメラ(ガスタービン発電機建物屋上)は、想定される重大事故 等が発生した場合において、中央制御室及び緊急時対策所から輪谷貯 水槽(西1)及び輪谷貯水槽(西2)周辺の監視が可能な耐震性を有する 設計とする。	_	
75	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	非常用ディーゼル発電設備からの給電 (重大事故等収束のための水源)	SA	71条	【71条11】	E	水源の確保	-	構内監視カメラ(ガスタービン発電機建物屋上)は、非常用ディーゼル発電設備、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	_	
76	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(重 大事故等収束のための水源)	SA	71条	【71条11】	E	水源の確保	-	同上	-	
77	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	可搬型代替交流電源設備からの給電 (重大事故等収束のための水源)	SA	71条	【71条11】	E	水源の確保	_	同上	-	
78	原子炉冷却系統施設		常設代替交流電源設備からの給電(低 圧原子炉代替注水系(常設)による原子 炉の冷却)	SA	62条	【62条3】 【62条11】	E	電源設備からの給電	_	低圧原子炉代替注水系(常設)は、代替所内電気設備を経由した常設 代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に 使用する電動弁は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電 気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設 備からの給電が可能な設計とする。	_	
79	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	可搬型代替交流電源設備から系統構成 に使用する電動弁への給電(低圧原子 炉代替注水系(常設)による原子炉の冷 却)	SA	62条	【62条3】 【62条11】	E	電源設備からの給電	-	同上	_	
80	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	非常用ディーゼル発電設備から系統構成に使用する電動弁への給電(低圧原子炉代替注水系(常設)による原子炉の冷却)	SA	62条	【62条3】 【62条11】	E	電源設備からの給電	-	同上	_	
81	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	知)	SA	62条	【62条6】 【62条14】	E	電源設備からの給電	_	低圧原子炉代替注水系(可搬型)のうち系統構成に使用する電動弁は、 非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常 設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能 な設計とする。	_	
82	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	可搬型代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(低圧原子炉代替注水系(可搬型)による原子炉の冷却)	SA	62条	【62条6】 【62条14】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
83	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	非常用ディーゼル発電設備から系統構成に使用する電動弁への給電(低圧原子炉代替注水系(可搬型)による原子炉の冷却)	SA	62条	【62条6】 【62条14】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	

NI.		申請対象詞	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	DD /CA	明洁久立	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	甘士凯孔士和司举办众	司	備考
No.	施設区分	系統	機器名称	DB/SA	関連条文	(リンク番号)	フロー ^{※1}	1生能* 饿能	がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	1佣 考
84	原子炉冷却系統施設	残留熱除去系	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(低圧注水モード)による低圧注水)	SA	62条	【62条18】	E	電源設備からの給電	_	残留熱除去系(低圧注水モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により復旧できる設計とする。	I	
85	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(低 圧原子炉代替注水系(常設)による残存 溶融炉心の冷却)	SA	62条	【62条3】 【62条11】	E	電源設備からの給電	_	低圧原子炉代替注水系(常設)は、代替所内電気設備を経由した常設 代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に 使用する電動弁は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電 気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設 備からの給電が可能な設計とする。	I	
86	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	可搬型代替交流電源設備から系統構成 に使用する電動弁への給電(低圧原子 炉代替注水系(常設)による残存溶融炉 心の冷却)	SA	62条	【62条3】 【62条11】	E	電源設備からの給電	-	同上	_	
87	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	非常用ディーゼル発電設備から系統構成に使用する電動弁への給電(低圧原子炉代替注水系(常設)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	【62条3】 【62条11】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
88	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	常設代替交流電源設備から系統構成に 使用する電動弁への給電(低圧原子炉 代替注水系(可搬型)による残存溶融炉 心の冷却)	SA	62条	【62条6】 【62条14】	E	電源設備からの給電	_	低圧原子炉代替注水系(可搬型)のうち系統構成に使用する電動弁は、 非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常 設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能 な設計とする。	I	
89	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	可搬型代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(低圧原子炉代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	【62条6】 【62条14】	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
90	原子炉冷却系統施設	低圧原子炉代替注水系	非常用ディーゼル発電設備から系統構成に使用する電動弁への給電(低圧原子炉代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	【62条6】 【62条14】	E	電源設備からの給電	_	同上	-	
91	原子炉冷却系統施設	残留熱除去系 高圧炉心スプレイ系 低圧炉心スプレイ系 低圧原子炉代替注水系 高子炉隔離時冷却系 水の供給設備	原子炉格納容器(サプレッションチェンバ)	SA	71条	【71条5】	В	水源	容量個数	サプレッションチェンバ(容量2800 m3, 個数1)は、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である高圧原子炉代替注水系及び残留熱代替除去系並びに重大事故等対処設備(設計基準拡張)である原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系(低圧注水モード)、残留熱除去系(格納容器冷却モード)及び残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)の水源として使用できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に 関する説明書	原子炉格納施設の兼用
	原子炉冷却系統施設	原子炉補機冷却系(原子炉補機海水系を含む。)	非常用交流電源設備からの給電(原子 炉補機冷却系(原子炉補機海水系を含 む。))	SA	62,63,64条	【63条32】	E	電源設備からの給電	_	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却系(原子炉補機海水系を含む。)が使用できる場合は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。	-	
	原子炉冷却系統施設	高圧炉心スプレイ補機 冷却系(高圧炉心スプレイ補機海水系を含せ、)	非常用交流電源設備からの給電(高圧 炉心スプレイ補機冷却系(高圧炉心スプ レイ補機冷却系を含む。))	SA	63条	【63条49】	E	電源設備からの給電	_	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準事故対処設備である高圧炉心スプレイ補機冷却系(高圧炉心スプレイ補機海水系を含む。)が使用できる場合は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。	I	
92	原子炉冷却系統施設	原子炉補機代替冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉補機代替冷却系による除熱)	SA	63条	【63条19】	E	電源設備からの給電	_	移動式代替熱交換設備は、常設代替交流電源設備からの給電が可能 な設計とする。また、大型送水ポンプ車は、ディーゼルエンジンにより駆 動できる設計とする。	ı	
93	原子炉冷却系統施設	原子炉補機代替冷却系	常設代替交流電源設備からの給電(燃料プール冷却系による燃料プールの除熱)	SA	69条	【69条40】	E	電源設備からの給電		移動式代替熱交換設備は、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、大型送水ポンプ車は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。	_	
94	原子炉冷却系統施設		常設代替交流電源設備からの給電(残留熱代替除去系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	【65条8】	E	電源設備からの給電	_	移動式代替熱交換設備は、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、大型送水ポンプ車は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。	-	
95	原子炉冷却系統施設	_	原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル	SA	61条	【61条16】	В	原子炉建物原子炉棟(二次 格納施設)内の環境改善	設置枚数開放差圧	インターフェイスシステムLOCA発生時の重大事故等対処設備として使用する原子炉建物燃料取替階プローアウトパネル(設置枚数2枚,開放差圧6.9kPa以下)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設の設備として兼用)は、高圧の原子炉冷却材が原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)内へ漏えいして蒸気となり、原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)内の圧力が上昇した場合において、外気との差圧により自動的に開放し、原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。	設備が使用される条件の下に	原子炉格納施設の兼用

No.		申請対象	设備	DB/SA	関連条文	基本設計方針		性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称		IXIX_XXX	(リンク番号)	フロー*1	12110 122110	がある仕様	E-1-BAH173 STRU-WITT	10402111	Min · 3
96	計測制御系統施設	_	自動減圧起動阻止スイッチ	SA	59,61条	【59条7】 【59条2】 【61条4】	В	自動減圧防止機能	個数	運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生した場合に、自動減圧起動阻止スイッチ2個及び代替自動減圧起動阻止スイッチ1個を作動させることで発電用原子炉の自動による減圧を防止できる設計とする。原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動すると、高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系から大量の冷水が注水され出力の急激な上昇につながるため、自動減圧起動阻止スイッチ及び代替自動減圧起動阻止スイッチを中央制御室の同じ盤に設け、自動減圧起動阻止スイッチにより自動減圧系による自動減圧を阻止し、代替自動減圧起動阻止スイッチにより代替自動減圧可ジック(代替自動減圧機能)による自動減圧を阻止できる設計とする。	るための制御装置に係る制御 方法に関する説明書	
97	計測制御系統施設	_	代替自動減圧起動阻止スイッチ	SA	59,61条	【59条7】 【59条2】 【61条4】	В	自動減圧防止機能	個数	同上	発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御 方法に関する説明書	

No.		申請対象		DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	計測制御系統施設	系統	無線通信設備(固定型)(「1号機設備、1,2,3号機共用」)	DB/SA	15,46,47,74, 76,77条	(リンク番号) 【15条25】 【46条6】 【47条8】	7□— ^{*1}	通信連絡機能		通信連絡設備のうち、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)、電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線通信設備(固定型)、無線通信設備(関定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線通信設備(関定型)、無線通信設備(携帯型)及び専用電話設備(専用電話設備(あたり、地方な共団体他向))は、1号機、2号機及び3号機で共用とするが、共用分象号機内で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設備とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。 警報装置として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)並びに多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX)(「1号機設備, 1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))、無線通信設備(固定型)(「1号機設備, 1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))、無線通信設備(固定型)(「1号機設備, 1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び衛星電話設備(有線式通信機)、無線通信設備(携帯型)(「1号機設備, 1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び衛星電話設備(携帯型)(「1号機設備, 1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び衛星電話設備(携帯型)のの変と場別での設備を設置する。中央制御室待避室に待避した運転員が、緊急時対策所と通信連絡を行うため、必要な数量の無線通信設備(固定型)(「1号機設備, 1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び衛星電話設備(固定型)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び無線通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をする必要な数量の有線式通信と関係(固定型)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び無線通信と関係(固定型)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び無途通信と関係(国定型)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び無途通信、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))ののある場所をする設計とする。	山栽貝什仁	um 75
99	計測制御系統施設	_	無線通信設備(携帯型)(「1号機設備、 1, 2, 3号機共用」)	DB/SA	15,46,47,76, 77条	[15条25] [46条6] [47条8] [76条24] [77条1]	E	通信連絡機能	_	通信連絡設備のうち、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線通信設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))は、1号機、2号機及び3号機で共用とするが、共用対象号機内で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設備とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。警報装置として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)並びに多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)が近に多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)が近に多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、3号機共用」(以下同じ。))、無線通信設備(固定型)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))、無線通信設備(固定型)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))及び衛星電話設備(携帯型)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。 緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡できる設計とする。 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。場所で共有するために必要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数量の有線式通信連絡で共有するために必要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)(「1・2、3号機共用」(以下同じ。))及び無線通信連絡の衛星電話設備(携帯型)(「1・2、3号機共用」(以下同じ。))及び無線通信設備(携帯型)(「1・2、3号機共用」(以下同じ。))及び無線通信設備(携帯型)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))及が無線通信設備(携帯型)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))及が無線通信設備(携帯型)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))及が無線通信設備(携帯型)(「1・3号機共用」(以下同じ。))及び無線通信設備(携帯型)(「1・3号機共用」(以下同じ。))及び無線通信設備(携帯型)(「1・3号機共用」(以下同じ。))及が無線通信設備(携帯型)(「1・3号機共用」(以下同じ。))及び無線通信設備(携帯型)の「1・2、3号機共用」(以下同じ。))及び無線通信設備(携帯型)の「1・2、3号機共用」の下のでは、3・3号機共のに、3・3号機大のに、3・3号機大のに、3・3号機大のに、3・3号機大のに、3・3号機大のに、3・3号機大のに、3・3号機大のに、3・3号を発音を対し、3・3号を発音を表し、3・3号を発音を表し、3・3号を発音を表し、3・3号を表し、3・3号を発音を表し、3・3号を発音を表し、3・3号を表		

		申請対象語	设備		BB 54 5 7	基本設計方針	選定	ld No. 100 Ac.	明確にする必要	# 50 - 1 1	== +h >/- 4-1 +-	ш. т.
No	施設区分	系統	機器名称	DB/SA	関連条文	(リンク番号)	フロー ^{※1}	性能・機能	がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
100	0 計測制御系統施設			DB/SA		[15条25] [46条6] [47条8]		通信連絡機能		通信連絡設備のうち、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(関定電話機、PHS端末及びFAX)、衛星電話設備(園を型)、衛星電話設備(関連書話設備)、専用電話設備(専用電話設備(高定型)、無線通信設備(持来型)及び専用電話設備(専用電話設備はパットライン)(地方公共団体他向))は、1号機、2号機及び3号機で共用とするが、共用対象号機内で同時に通信、通話するために必要な仕様を満足する設備とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。 警報装置として、十分な数量の所内通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))、無線通信設備(複数備)(固定型)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))、衛星電能協療(固定型)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))及び衛星電話設備(同定、))及び衛星電話設備(周定電話機)、無線通信設備(携帯型)(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国 地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を設計とする。 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国 地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音を設計とする。 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係の連絡設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、「フレビ会議システム、に力電話設備(同定電話設備(国定型)衛星電話設備(博用電話設備、「サレビ会議システム、に力電話設備(下レビ会議システム、に力電話設備(大ルビ会議システム、に力電話設備、が発生した場合においても中央制御室信題部設備(デルビ会議が、緊急時対策所と通信連絡を行うため、必要な数量の無線通信を関係の第2が策所と通信連絡を行うため、必要な数量の無線通信を設備(定定型)(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))を設置する設置である場所と通信連絡を行うため、必要な数量の有線式通信とでする設計とする。 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、必要な数量の有線、発電所が外として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))及び無部分に対計判等を行った特に重要なパラメータを発発で所外、として会議システム、に中で会議のでのより、第2のでの、2のでのより、2のでの、2のでの、2		

N.I		申請対象詞	殳備	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
No	施設区分	系統	機器名称	DB/ 5A		(リンク番号)	フロー ^{※1}	1生肥*′′′′′′(茂肥	がある仕様	基 中設計力	記	1佣 右
10	1 計測制御系統施設		衛星電話設備(携帯型)(「1, 2, 3号機共用」)	DB/SA	15,46,47,76, 77条	[15条25] [46条6] [47条8] [47条11] [76条24] [77条1] [77条12]	E	通信連絡機能		通信連絡設備のうち、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)、電力保安通信用電話設備(固定電)、無線通信設備(固定型)、無線通信設備(博帯型)及び専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))は、1号機、2号機及び3号機で共用とするが、共用力象号機内で同時に通信。通話するために必要な仕様を満足する設備とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。 警報装置として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)並びに多様性を確保した通信連絡設備(発電所内として、十分な数量の所内通信連絡設備(発電所内として、十分な数量の所内通信連絡設備(発電所内として、十分な数量の所内通信連絡設備(管報表)(1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))、無線通信設備(固定型)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))、有線式通信設備(固定型)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))、有線式通信設備(有線式通信機)、無線通信設備(携帯型)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))、有線式通信設備(有線式通信機)、無線通信設備(携帯型)(「1、3、3号機共用」(以下同じ。))、有線式通信設備(有線式通信機)、無線通信設備(携帯型)(「1、3、3号機共用」(以下同じ。))、不足、3号機共用」(以下同じ。)及び衛星電話設備(携帯型)(「1、2、3号機共用」(以下同じ。)及近衛星電話設備(境間、實電話設備(方足)(市場)、衛星電話設備(百定型)衛星電話設備(境間、1、2、3号機共用」(以下同じ。))、テレビ会議システム(社内向)、専用電話設備(海門面話設備、所の子の所以表)の第呈下上任金議システム(社内向)及び衛星社内電話機の(社内向)衛星テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機の第2、大手の大手の上に接続する協置連絡設備(テレビ会議システム、IP一電話機及びIPーFAX)(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))を設置、以保管する設計とする。要のある場所と通信連絡を行うために必要な場合に連絡設備(発電所内の必要な場所の衛星であたの情にと記しては、重大事故等が発生した場合において、発電所内の必要な場所で共有するために必要な過音連絡設備(特帯型)(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))及「2、3号機共用」(以下同じ。))及「2、3号機共用」(以下同じ。))を要な数量の衛星電話設備(接帯型)(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))を要な数量の衛星電話設備(接帯型)(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))と張海(高速絡設備、度)、2、3号機共用」(以下同じ。))と張海(高速絡設備、度)、2、3号機共用」(以下同じ。))と「2、3号機共用」(以下同じ。))と「3、3号機共用」(以下同じ。))を「3、3号機等を行っために必要な数量に加え、故障を考慮した数等なのので、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、		

No.		申請対象		DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称 電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX)(「1号機設備, 1, 2, 3号機共用」)		15,46,47条	(リンク番号) 【15条25】 【46条6】	7n-*1	通信連絡機能	_	通信連絡設備のうち、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、衛星電話設備(固定型)、無線通信設備(博帯型)及び専用電話設備(携帯型)、無線通信設備(地水)ライン)(地方公共団体他向))は、1号機、2号機及び3号機で共用とするが、共用対象号機内で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設備とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対如するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。警報装置として、十分な数量の所内通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の所内通信連絡設備(管報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)(「1号機設備、1,2、3号機共用」(以下同じ。))、無線通信設備(角線式通信機)無線通信設備(携井川)(以下同じ。))、無線通信設備(有線式通信度型)(「1号機設備、1,2、3号機共用」(以下同じ。))、有線式通信設備(有線式通信定型)(「1号機設備、1,2、3号機共用」(以下同じ。))、有線式通信設備(高定型)(「1号機設備、1,2、3号機共用」(以下同じ。))、表別で含る通信連絡設備(後電所外)として、十分な数量の電力保安通信用電話設備(固定電話機、医電所外の本社、国、地方公共団体、その一位関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を含金の電力保安通信用電話設備(海に登り)を設置又は保管する設計とする。 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その一位関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音等として、会議システム(社内向)(衛星テレビ会議システム(社内向)及で衛星社内電話機、(社内向)(衛星テレビ会議システム(社内向)及で衛星社内電話機、(共内向)の衛星電話設備(時帯型)及び衛星社内電話機、(社内向)(衛星テレビ会議システム、(社内向)及、衛星電話設備(は、中でに、))・企設置又は保管する設計とする。	—————————————————————————————————————	WHR "TO
103	計測制御系統施設	_	局線加入電話設備(固定電話機及びFA X)(「1号機設備, 1, 2, 3号機共用」)	DB	15,46,47条	【15条25】 【46条6】 【47条11】	E	通信連絡機能	_	通信連絡設備のうち、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(博帯型)、無線通信設備(固定型)、無線通信設備(携帯型)及び専用電話設備(専用電話設備(市ットライン)(地方公共団体他向))は、1号機、2号機及び3号機で共用とするが、共用対象号機内で同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設備とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))、テレビ会議システム(社内向)、専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))、衛星電話設備(社内向)(衛星テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機)、衛星電話設備(固定型)衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IPー電話機及びIPーFAX)(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。	_	
104	計測制御系統施設	_	専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))(「1, 2, 3号機共用」)	DB	15,46,47条	【15条25】 【46条6】 【47条11】	E	通信連絡機能	_	同上	_	

No.	施設区分	申請対象記	受備 機器名称	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
105	計測制御系統施設		毎日毎年記准(牡内内)(毎日二) じむき	DB	46,47条	[46 2 6]		通信連絡機能	_	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声により行うことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))、テレビ会議システム(社内向))の「1、2、3号機共用」(以下同じ。))、衛星電話設備(社内向)(衛星アレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IPー電話機及びIPーFAX)(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。	_	
106	計測制御系統施設	_	所内通信連絡設備(警報装置を含む。)	DB	46,47条	【46条6】 【47条8】	E	通信連絡機能	_	警報装置として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。) 並びに多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)(「1号機設備、1,2,3号機共用」(以下同じ。))、無線通信設備(固定型)(「1号機設備、1,2,3号機共用」(以下同じ。))、衛星電話設備(固定型)(「1,2,3号機共用」(以下同じ。))、有線式通信設備(有線式通信機)、無線通信設備(携帯型)(「1号機設備、1,2,3号機共用」(以下同じ。))及び衛星電話設備(携帯型)(「1号機設備、1,2,3号機共用」(以下同じ。))及び衛星電話設備(携帯型)(「1,2,3号機共用」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。	_	
107	計測制御系統施設	_	テレビ会議システム(社内向け)	DB	46,47条	【46条6】 【47条11】	E	通信連絡機能	_	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備、発電所外)として、十分な数量の電力保安通信囲電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)(「1号機設備、1、2、3号機共用」(以下同じ。))、テレビ会議システム(社内向)、専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))、衛星電話設備(社内向)(衛星テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IPー電話機及びIPーFAX)(「1、2、3号機共用」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。	_	
108	計測制御系統施設	_	電力保安通信用回線(有線系,無線系回線)	DB	46,47条	【46条6】 【47条13】	E	通信連絡機能	_	通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の通信回線に接続する。電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、テレビ会議システム(社内向)、専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))、衛星電話設備(社内向)(衛星テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IPー電話機及びIPーFAX)及びデータ伝送設備は、専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。また、これらの専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。	_	
109	計測制御系統施設	_	通信事業者回線(有線系, 衛星系回線)	DB	46,47条	【46条6】 【47条13】	E	通信連絡機能	_	同上	_	
110	計測制御系統施設	_	安全パラメータ表示システム(SPDS) (「1, 2, 3号機共用」、SPDSデータ収 集サーバは1, 2号機共用)	DB∕SA	77条	【46条4】 【47条9】 【73条16】 【76条23】 【77条2】	E	監視機能	_	また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)(「1,2,3号機共用」、SPDSデータ収集サーバは1,2号機共用(以下同じ。))を一式設置する設計とする。 重大事故等の対応に必要となるパラメータは、安全パラメータ表示システム(SPDS)(「1,2,3号機共用」、SPDSデータ収集サーバは1,2号機共用(以下同じ。))のうちSPDS伝送サーバにて電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに帳票が出力できる設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。 緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として安全パラメータ表示システム(SPDS)(「1,2,3号機共用」、SPDSデータ収集サーバは1,2号機共用(以下同じ。))のうちSPDSデータ収集サーバを、廃棄物処理建物内に一式設置し、SPDS 反送サーバ及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所内にそれぞれ一式設置する設計とする。	_	

No.	₩=0.E= /\	申請対象記		DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定 ※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備 考
111	計測制御系統施設		機器名称 統合原子力防災ネットワークに接続する 通信連絡設備(テレビ会議システム, IP 一電話機及びIPーFAX)(「1, 2, 3号機 共用」)	DB∕SA		【46条 6 】		通信連絡機能	_	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び発電所外関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)、局線加入電話設備(固定電話機及びFAX)(「1号機設備、1,2,3号機共用」(以下同じ。))、テレビ会議システム(社内向)、専用電話設備(専用電話設備(本)、中では会議システム(社内向)及び衛星社内電話機)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP一電話機及びIPーFAX)(「1,2,3号機共用」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。 緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所外)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所で共有するために必要な通信連絡設備(発電所外)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IPー電話機及びIPーFAX)(「1,2,3号機共用」(以下同じ。))を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。	_	
112	計測制御系統施設	-	非常用所内電源又は無停電電源 非常用ディーゼル発電設備又は無停電 電源装置(充電器等を含む。)	DB		【47条10】 【47条14】	E	電源設備からの給電	_	警報装置,通信連絡設備(発電所内)及び安全パラメータ表示システム (SPDS)については、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置 (充電器等を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備については、非常用ディーゼル発電設備又は無停電電源装置(充電器等を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	_	
113	計測制御系統施設	_	有線式通信設備(有線式通信機)	DB∕SA	47,77条	【47条8】 【77条1】	E	通信連絡機能		警報装置として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)並びに多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の所内通信連絡設備(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX)(「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))、無線通信設備(固定型)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))、衛星電話設備(固定型)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))、有線式通信設備(有線式通信機)、無線通信設備(携帯型)(「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び衛星電話設備(携帯型)(「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び衛星電話設備(携帯型)(「1号機設備、1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び衛星電話設備(携帯型)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び衛星電話設備(内部で共有するために必要な通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び無線通信設備(固定型)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の有線式通信設備(有線式通信機)を中央制御室近傍の廃棄物処理建物内に保管する設計とする。	_	
114	計測制御系統施設	_	データ伝送設備(「1, 2, 3号機共用」)	DB∕SA	47,77条	【47条12】 【77条13】	Е	監視機能	_	また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備(「1,2,3号機共用」(以下同じ。))を一式設置する設計とする。 重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS伝送サーバで構成するデータ伝送設備(「1,2,3号機共用」(以下同じ。))を緊急時対策所内に一式設置する設計とする。	_	
115	計測制御系統施設	-	格納容器ガスサンプリング装置(格納容器水素濃度(SA)及び格納容器酸素濃度(SA)	SA	67,73条	[67条27] [73条5]	С	原子炉格納容器内の水素濃 度及び酸素濃度の監視	個数 吐出圧力 容量	格納容器水素濃度(SA)及び格納容器酸素濃度(SA)は、格納容器ガスサンプリング装置(格納容器水素濃度(SA)及び格納容器酸素濃度(SA))(圧縮機(個数1,吐出圧力0.86MPa以上、容量12.42/min以上)、 冷却器(個数1,容量15.44以/h以上)、窒素ボンベ(個数2(予備2)))により原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)内へ導き、検出器で測定することで、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を中央制御室(「1,2号機共用」(以下同じ。))より監視できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	

No.		申請対象詞	殳備	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
140.	施設区分	系統	機器名称	00/ 3A	为廷木入	(リンク番号)	フロー*1	1工作と「1灰作と	がある仕様	金や以口ノ町・根づ台	10 料 只 个	NHI 2⊐
116	計測制御系統施設	_	格納容器ガスサンプリング装置(格納容器水素濃度(B系)及び格納容器酸素濃度(B系))	SA	67,73条	【67条29】 【73条4】	С	原子炉格納容器内の水素濃 度及び酸素濃度の監視	性出圧刀 容量 伝熱面積	格納容器水素濃度(B系)及び格納容器酸素濃度(B系)は、格納容器ガスサンプリング装置(格納容器水素濃度(B系)及び格納容器酸素濃度(B系))(サンプリングポンプ(個数1,吐出圧力0.66MPa以上,容量1½/min/個以上),冷却器(個数2,伝熱面積0.22m²/個以上))により原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)内へ導き、検出器で測定することで、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別 添)	
117	計測制御系統施設	_	第1ベントフィルタ出口水素濃度	SA	67,73条	【73条3】 【67条15】	В	第1ベントフィルタ出口水素濃度の監視	個数 計測範囲		計測装置の構成に関する説明 書並びに計測範囲及び警報動 作範囲に関する説明書	
118	計測制御系統施設	_	スクラバ容器水位	SA	73条	[73条3]	В	スクラバ容器水位の監視	個数 計測範囲	重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備の他、原子炉圧力容器温度(SA)(個数2.計測範囲0~500℃)、スクラバ容器水位(個数8.計測範囲 mm)、スクラバ容器圧力(個数4.計測範囲0~1MPa)、スクラバ容器温度(個数4.計測範囲0~20vol%/0~100vol%)、残留熱除去系熱交換器冷却水流量(個数2.計測範囲0~1500m³/h)、低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力(個数2.計測範囲0~1500m³/h)、低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力(個数2.計測範囲0~100MPa)、原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力(個数1.計測範囲0~10MPa)、原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力(個数1.計測範囲0~12MPa)、残留熱代替除去ポンプ出口圧力(個数1.計測範囲0~12MPa)、残留熱代替除去ポンプ出口圧力(個数2.計測範囲0~3MPa)、静的触媒式水素処理装置出口温度(個数2.計測範囲0~100℃)、静的触媒式水素処理装置出口温度(個数2.計測範囲0~100℃)、計算範囲0~400℃)とする。	•	
119	計測制御系統施設	_	スクラバ容器圧力	SA	73条	【73条3】	В	スクラバ容器圧力の監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明 書並びに計測範囲及び警報動 作範囲に関する説明書	
120	計測制御系統施設	-	スクラバ容器温度	SA	73条	【73条3】	В	スクラバ容器温度の監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明 書並びに計測範囲及び警報動 作範囲に関する説明書	
121	計測制御系統施設	_	残留熱除去系熱交換器冷却水流量	SA	73条	【73条3】	В	残留熱除去系熱交換器冷却 水流量の監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明 書並びに計測範囲及び警報動 作範囲に関する説明書	
122	計測制御系統施設	_	低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力	SA	73条	【73条3】	В	低圧原子炉代替注水ポンプ 出口圧力の監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明 書並びに計測範囲及び警報動 作範囲に関する説明書	
123	計測制御系統施設	_	原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力	SA	73条	【73条3】	В	原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力の監視	個数 計測範囲		計測装置の構成に関する説明 書並びに計測範囲及び警報動 作範囲に関する説明書	
124	計測制御系統施設	-	高圧炉心スプレイポンプ出口圧力	SA	73条	【73条3】	В	高圧炉心スプレイポンプ出 ロ圧力の監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明 書並びに計測範囲及び警報動 作範囲に関する説明書	
125	計測制御系統施設	_	残留熱代替除去ポンプ出口圧力	SA	73条	【73条3】	В	残留熱代替除去ポンプ出口 圧力の監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明 書並びに計測範囲及び警報動 作範囲に関する説明書	
126	計測制御系統施設	-	原子炉圧力容器温度(SA)	SA	73条	【73条3】	В	原子炉圧力容器温度の監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明 書並びに計測範囲及び警報動 作範囲に関する説明書	

N			申請対象語		DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
L	J.	施設区分	系統	機器名称	257 SA	内廷木入	(リンク番号)	フロー*1	ITHE WARE	がある仕様	金金ではログミルはおけば	110 #从只介11	NHI 77
1	27	計測制御系統施設	_	静的触媒式水素処理装置入口温度	SA	68,73条	[68条3] [73条3]	В	静的触媒式水素処理装置の 作動状態監視	検出器の種類 個数 計測範囲	静的触媒式水素処理装置入口温度(個数2,計測範囲0~100℃,検出器種類 熱電対)及び静的触媒式水素処理装置出口温度(個数2,計測範囲0~400℃,検出器種類 熱電対)は、静的触媒式水素処理装置の入口側及び出口側の温度により静的触媒式水素処理装置の作動状態を中央制御室から監視できる設計とし、重大事故等時において測定可能なよう耐環境性を有した熱電対を使用する。 重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用房子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備の他、原子炉圧力容器温度(SA)(個数2,計測範囲0~500℃)、スクラバ容器水位(個数8,計測範囲)、スクラバ容器圧力(個数4,計測範囲0~1MPa)、スクラバ容器温度(個数4,計測範囲0~300℃)、第1ベントフィルタ出口水素濃度(個数1(予備1)、計測範囲0~20v010/0~100v01%)、残留熱除去系熱交換器冷却水流量(個数2,計測範囲0~1500m³/h)、低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力(個数2,計測範囲0~4MPa)、原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力(個数1,計測範囲0~10MPa)、高圧炉心スプレイポンプ出口圧力(個数1,計測範囲0~10MPa)、高圧炉心スプレイポンプ出口圧力(個数1,計測範囲0~10MPa)、高圧炉心スプレイポンプ出口圧力(個数1,計測範囲0~10MPa)、高圧炉心スプレイポンプ出口圧力(個数1,計測範囲0~10MPa)、高圧炉心スプレイポンプ出口圧力(個数1,計測範囲0~10MPa)、高圧炉心スプレイポンプ出口圧力(個	書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
1	28	計測制御系統施設	_	静的触媒式水素処理装置出口温度	SA	68,73条	[68条3] [73条3]	В	静的触媒式水素処理装置の 作動状態監視	検出器の種類	同上	計測装置の構成に関する説明 書並びに計測範囲及び警報動 作範囲に関する説明書	
	+												
1.	29	計測制御系統施設	_	可搬型計測器	SA	73条	[73条12] [73条13] [73条14]	В	可搬型計測器による温度, 圧力,水位,注水量の計測・ 監視	個数	(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備で兼用(以下同じ。))により計測できる設計とし、これらを保管する設計とする。 なお、可搬型計測器による計測においては、計測対象の選定を行う際	書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	主登録設備
1	30	計測制御系統施設	_	常設代替交流電源設備からの給電(格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出)	SA	67条	【67条17】	E	電源設備からの給電	_	第1ベントフィルタ出口水素濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	_	
1	31	計測制御系統施設	_	可搬型代替交流電源設備からの給電 (格納容器フィルタベント系による原子炉 格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの 排出)	SA	67条	【67条17】	E	電源設備からの給電	_	第1ベントフィルタ出口水素濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	_	
1	32	計測制御系統施設		可搬型代替交流電源設備からの給電 (水素濃度及び酸素濃度の監視)	SA	67条	【67条28】	E	電源設備からの給電	_	格納容器水素濃度(SA)及び格納容器酸素濃度(SA)は,常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	_	
1	33	計測制御系統施設		常設代替交流電源設備からの給電(水 素濃度及び酸素濃度の監視)	SA	67条	【67条28】 【67条30】	E	電源設備からの給電	_	格納容器水素濃度(SA)及び格納容器酸素濃度(SA)は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。 格納容器水素濃度(B系)及び格納容器酸素濃度(B系)は、常設代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。		
1	34	計測制御系統施設		常設代替直流電源設備からの給電(静的触媒式水素処理装置による水素濃度 抑制)	SA	68条	【68条4】	E	電源設備からの給電	_	静的触媒式水素処理装置入口温度及び静的触媒式水素処理装置出口 温度は、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が 可能な設計とする。	-	
1	35	計測制御系統施設	_	可搬型直流電源設備からの給電(静的 触媒式水素処理装置による水素濃度抑制)	SA	68条	【68条4】	E	電源設備からの給電	_	同上	-	
1	36	計測制御系統施設		常設代替交流電源設備からの給電(原 子炉建物内の水素濃度監視)	SA	68条	【68条6】	E	電源設備からの給電	-	原子炉建物水素濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流 電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	
1	37	計測制御系統施設		可搬型代替交流電源設備からの給電 (原子炉建物内の水素濃度監視)	SA	68条	【68条6】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	

No.	## =0.FT /\	申請対象記		DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定 ※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
138	施設区分計測制御系統施設	系統 —	機器名称 常設代替交流電源設備からの給電(計 器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条			電源設備からの給電	-	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために 必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測す る装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪 失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設 代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備,所内常設蓄電式直流 電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備を使用で きる設計とする。	_	
139	計測制御系統施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電 (計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	-	同上	_	
140	計測制御系統施設	_	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	_	同上	-	
141	計測制御系統施設	-	常設代替直流電源設備からの給電(計 器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
142	計測制御系統施設		可搬型直流電源設備からの給電(計器 電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	_	同上	-	
	計測制御系統施設	_	緊急時対策所電源からの給電(通信連 絡(緊急時対策所))	SA	76条	[76条26] [77条6] [77条10]	E	電源設備からの給電	_	緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。なお、緊急時対策所用発電機は、ブルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。 緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線通信設備(固定型)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。 安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。	_	
143	計測制御系統施設	_	非常用ディーゼル発電設備からの給電 (発電所内の通信連絡)	SA	77条	【77条5】 【77条6】 【77条9】 【77条10】	E	電源設備からの給電	-	中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線通信設備(固定型)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線通信設備(固定型)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。 安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDSデータ収集サーバは、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示システム(SPDS)のうちSPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。	_	
144	計測制御系統施設		常設代替交流電源設備からの給電(発 電所内の通信連絡)	SA	77条	【77条5】 【77条9】	E	電源設備からの給電	_	中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線通信設備(固定型)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDSデータ収集サーバは、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	_	

No.		申請対象認		DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分	系統	機器名称	_, _,		(リンク番号)	フロー**		がある仕様			P10 5
145	計測制御系統施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電 (発電所内の通信連絡)	SA	77条	【77条5】 【77条9】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
146	計測制御系統施設		緊急時対策所用発電機からの給電(発 電所内の通信連絡)	SA	77条	【77条6】 【77条10】	Е	電源設備からの給電	-	緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び無線通信設備(固定型)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。 安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。	_	
147	計測制御系統施設	_	非常用ディーゼル発電設備からの給電 (発電所外の通信連絡)	SA	77条	【77条17】 【77条18】	E	電源設備からの給電	-	緊急時対策所内に設置する衛星電話設備(固定型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IPー電話機及びIPーFAX)は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。 データ伝送設備は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。	_	
148	計測制御系統施設	_	緊急時対策所用発電機からの給電(発 電所外の通信連絡)	SA	77条	【77条17】 【77条18】	E	電源設備からの給電	_	同上	-	
149	放射線管理施設	中央制御室空調換気系	MV264-1	SA	74条	【74条7】	E	系統構成(人力操作)	_	炉心の著しい損傷後に格納容器フィルタベント系を作動させる場合に放出されるブルーム通過時において,中央制御室空調換気系は中央制御室外気取入調節弁(MV264-1)を閉操作することで,外気との連絡口を遮断し,中央制御室非常用再循環処理装置フィルタを通る系統隔離運転モードとすることにより,中央制御室バウンダリを外気から隔離可能な設計とする。	_	
150	放射線管理施設	中央制御室空調換気系	CV264-17	SA	74条	【38条21】	E	系統構成(人力操作)	_	中央制御室空調換気系は、通常のラインの他、粒子用高効率フィルタ及びチャコールフィルタを内蔵した中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ並びに中央制御室非常用再循環送風機からなる非常用ラインを設け、設計基準事故時には、中央制御室空調換気系の給気隔離弁及び排気隔離弁を閉とすることにより外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用再循環処理装置フィルタを通る系統隔離運転モードとし、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができ、運転員を放射線被ばくから防護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなった場合には、外気を中央制御室非常用再循環処理装置フィルタで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。	_	
151	放射線管理施設	中央制御室空調換気系	CV264-18	SA	74条	【38条21】	E	系統構成(人力操作)	_	同上	_	
152	放射線管理施設	中央制御室空調換気系	AV264-6	SA	74条	【38条21】	E	系統構成(人力操作)	_	同上	-	
153	放射線管理施設	中央制御室空調換気系	AV264-5	SA	74条	【38条21】	E	系統構成(人力操作)	_	同上	_	
154	放射線管理施設	中央制御室空調換気系	非常用交流電源設備(非常用ディーゼル 発電設備)からの給電(中央制御室空調 換気系)	SA	74条	【74条6】	E	電源設備からの給電	_	中央制御室送風機及び中央制御室非常用再循環送風機は,非常用ディーゼル発電設備に加えて,全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	
155	放射線管理施設	中央制御室空調換気系	常設代替交流電源設備からの給電(中 央制御室空調換気系)	SA	74条	【74条6】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
156	放射線管理施設	中央制御室空調換気系	可搬型代替交流電源設備からの給電 (中央制御室空調換気系)	SA	74条	【74条6】	E	電源設備からの給電	_	同上	-	
157	放射線管理施設	-	移動式周辺モニタリング設備	DB	_	【34条6】	E	放射線量の監視	П	発電所外へ放出する放射性物質の濃度, 周辺監視区域境界付近の空間線量率等を監視するために、プロセスモニタリング設備, 固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備を設ける設計とする。また, 風向, 風速その他の気象条件を測定するため, 環境測定装置を設ける設計とする。	-	
158	放射線管理施設	_	気象観測設備(「1号機設備, 1,2,3号機 共用」)	DB	_	【34条37】	E	気象の監視	-	放射性気体廃棄物の放出管理,発電所周辺の一般公衆の線量評価, 一般気象データ収集及び発電用原子炉施設の外部の状況を把握する ための気象観測設備(「1号機設備,1,2,3号機共用」(以下同じ。))を設 け,計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また,発電所敷地 内における風向及び風速の計測結果を記録し,及び保存することができ る設計とする。	-	

No		申請対象詞		DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
No.	施設区分	系統	機器名称	DD/ SA	月進末人	(リンク番号)	フロー*1	1 土 月 尼 * 10 戈 月 尼	がある仕様	本 中政司刀町記製 門 谷	記 製貝秆石	1/用 1 /5
159	放射線管理施設		非常用電源からの給電 (燃料取扱場所の放射線量)	DB	34条	【34条25】 【34条26】	E	電源設備からの給電	_	エリアモニタリング設備のうち、原子炉建物放射線モニタ(燃料取替階エリア)は、外部電源が使用できない場合においても非常用ディーセル発電設備からの電源供給により、線量当量率を計測することができる設計とする。 プロセスモニタリング設備のうち、燃料取替階放射線モニタは、外部電源が使用できない場合においても非常用ディーゼル発電設備からの電源供給により、線量当量率を計測することができる設計とする。	_	
160	放射線管理施設	-	モニタリングポスト(データ伝送系(有 線))	DB	34,47条	【34条31】	E	データ伝送機能	_	モニタリングポストで計測したデータの伝送系は、モニタリングポスト設置場所から中央制御室及び中央制御室から緊急時対策所間において有線系回線又は無線系回線により多様性を有する設計とする。	_	
161	放射線管理施設		モニタリングポスト(データ伝送系(無 線))	DB	34,47条	【34条31】	E	データ伝送機能	_	同上	_	
162	放射線管理施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(モニタリングポスト)	SA	75条	【75条14】	E	電源設備からの給電	_	モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合には、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。	_	
163	放射線管理施設	-	モニタリングポスト専用の無停電電源装 置及び非常用発電機	DB	34,47条	【34条29】	E	電源設備からの給電	_	モニタリングポストは、外部電源が使用できない場合においても、非常用ディーゼル発電設備により、空間線量率を計測することができる設計とする。さらに、モニタリングポストは、モニタリングポスト用無停電電源装置(1号機設備、1、2、3号機共用)及びモニタリングポスト用発電機(1号機設備、1、2、3号機共用)を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。	-	
164	放射線管理施設	_	可搬式ダスト・よう素サンプラ	SA	75条	【75条8】	В	放射性物質の濃度監視	個数		管理区域の出入管理設備及び 環境試料分析装置に関する説 明書	
165	放射線管理施設	_	小型船舶	SA	75条	[75条3]	С	海上での放射線量監視	個数	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中)及び放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として使用するNaiシンチレーションサーベイメータ、G M汚染サーベイメータ、 $\alpha \cdot \beta$ 線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータを設け、測定結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、可搬式ダスト・よう素サンプラ(個数2(予備1))及び小型船舶(個数1(予備1))(原子炉格納施設の設備及び核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備と兼用)を保管する設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	主登録設備
166	放射線管理施設	_	可搬式気象観測装置	SA	75条	【75条10】	В	気象の監視	個数	重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、可搬式気象観測装置(個数1(予備1))を設ける設計とする。	環境測定装置の取付箇所を明示した図面(その1)	
167	放射線管理施設	-	データ表示装置(可搬式モニタリングポスト用)	SA	75条	【75条6】	E	放射線量の監視	_	可搬式モニタリングポストは、モニタリングポストを代替し得る十分な個数を保管する設計とする。また、指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所でデータ表示装置(可搬式モニタリングポスト用)にて監視できる設計とする。	-	
168	放射線管理施設	_	データ表示装置(可搬式気象観測装置 用)	SA	75条	【75条12】	E	気象の監視	_	可搬式気象観測装置の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対 策所でデータ表示装置(可搬式気象観測装置用)にて監視できる設計と する。	-	
	放射線管理施設	_	常設代替交流電源設備からの給電(モニタリングポスト)	SA	75条	[34条30]	E	電源設備からの給電	_	モニタリングポストは、外部電源が使用できない場合においても、非常用ディーゼル発電設備により、空間線量率を計測することができる設計とする。さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置及びモニタリングポスト用発電機(1号機設備、1、2、3号機共用)を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とし、重大事故等が発生した場合には、非常用所内電源に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。	_	

No.		申請対象詞	殳備	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	
NO.	施設区分	系統	機器名称	DB/ SA		(リンク番号)	フロー*1	1生能*放能	がある仕様	基本 設計力 可能製的各	記戦貝科石	1佣 右
169	放射線管理施設		常設代替直流電源設備からの給電(格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出)	SA	67条	【67条18】	E	電源設備からの給電	_	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ(低レンジ)及び第1ベントフィルタ出口放射線モニタ(高レンジ)は、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電が可能な設計とする。	-	
170	放射線管理施設	_	可搬型直流電源設備からの給電(格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出)	SA	67条	【67条18】	E	電源設備からの給電	_	同上	-	
171	放射線管理施設	-	常設代替直流電源設備からの給電(燃料プールの監視)	SA	69条	【69条35】	E	電源設備からの給電	_	燃料プールエリア放射線モニタ(低レンジ)(SA)及び燃料プールエリア 放射線モニタ(高レンジ)(SA)は、常設代替直流電源設備又は可搬型 直流電源設備から給電が可能な設計とする。	-	
172	放射線管理施設		可搬型直流電源設備からの給電(燃料 プールの監視)	SA	69条	【69条35】	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
173	放射線管理施設		常設代替交流電源設備からの給電(計 器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	_	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所內常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備を使用できる設計とする。	-	
174	放射線管理施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電 (計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	_	同上	-	
175	放射線管理施設	-	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	_	同上	-	
176	放射線管理施設		常設代替直流電源設備からの給電(計 器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	_	同上	-	
177	放射線管理施設	-	可搬型直流電源設備からの給電(計器 電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	【73条11】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
178	放射線管理施設	_	差圧計	SA	76条	【76条12】	В	居住性の確保	計測範囲	緊急時対策所換気空調系の設備として、緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気ボンベ加圧設備(空気ボンベ)及び差圧計を設置及び保管する設計とする。	= × nn - +	主登録設備
179	放射線管理施設	-	チェンジングエリア用照明	SA	74条	【74条21】	В	居住性の確保	個数	重大事故等時に、身体サーベイ、作業服の着替え等に必要な照度の確保は、チェンジングエリア用照明(個数2(予備1))によりできる設計とする。	非常用照明に関する説明書	
180	原子炉格納施設	_	第1ペントフィルタ格納槽遮蔽	SA	65条	【65条25】	E	作業員の被ばく低減	_	格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器等は、第1ベントフィルタ格納槽内に設置し、格納容器フィルタベント系使用後に高線量となる第1ベントフィルタスクラバ容器等の周囲には遮蔽体(第1ベントフィルタ格納槽遮蔽、配管遮蔽)を設け、格納容器フィルタベント系の使用時に本系統内に蓄積される放射性物質から放出される放射線から作業員を防護する設計とする。	-	
181	原子炉格納施設	_	配管遮蔽	SA	65条	【65条25】	E	作業員の被ばく低減	_	格納容器フィルタベント系の第1ベントフィルタスクラバ容器等は、第1ベントフィルタ格納槽内に設置し、格納容器フィルタベント系使用後に高線量となる第1ベントフィルタスクラバ容器等の周囲には遮蔽体(第1ベントフィルタ格納槽遮蔽、配管遮蔽)を設け、格納容器フィルタベント系の使用時に本系統内に蓄積される放射性物質から放出される放射線から作業員を防護する設計とする。	_	

No.		申請対象詞	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
140.	施設区分	系統	機器名称	25/ 3A	内性术人	(リンク番号)	フロー※1	ITHE IMPHE	がある仕様	金竹以口刀町山場で1台	10 #从只介1 12	NHI , LD
182	原子炉格納施設	・残留熱代替除去系 ・原子炉格納容器スプレイ設備(残留熱除五 系(格納容器冷却モード)) ・原子炉格納容器スプレイ設備(残留熱 系(サブレッションプレイ設プレッションアル水冷却モード)) ・高圧原子炉代替注水 系	原子炉格納容器(サプレッションチェンバ)	SA	71条	【71条5】	В	水源	容量個数	サプレッションチェンバ(容量2800 m3, 個数1)は、想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレイに使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である高圧原子炉代替注水系及び残留熱代替除去系並びに重大事故等対処設備(設計基準拡張)である原子炉隔離時冷却系、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系(低圧注水モード)、残留熱除去系(格納容器冷却モード)及び残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)の水源として使用できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に 関する説明書	主登録設備
183	原子炉格納施設	_	格納容器フィルタベント系(系統設計流量)	SA	67条	【67条11】	В	原子炉格納容器内の可燃性 ガスの排出	系統設計流量	原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するための重大事故等対処設備として使用する格納容器フィルタベント系は、第1ベントフィルタスクラバ容器(スクラビング水、金属フィルタ)、第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器(銀ゼオライトフィルタ)、圧力開放板、遠隔手動弁操作機構、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内雰囲気ガスを窒素ガス制御系等を経由して、第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ペントフィルタ銀ゼオライト容器へ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建物屋上に設ける放出口から排出(系統設計流量9.8kg/s(1Pdにおいて))することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への排出を低減しつつ、ジルコニウムー水反応及び水の放射線分解等により発生する原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを大気に排出できる設計とする。	IT 7 == 10 M M == 1.0 == 1.0 M II = 1	原子炉格納施設(圧力逃 がし装置)の兼用
184	原子炉格納施設	_	格納容器フィルタベント系(バイパス ライン)	SA	67条	[67条14]	E	可燃性ガスの蓄積防止	_	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内雰囲気ガスを排出するために使用する格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる水素ガス及び酸素ガスによる水素爆発を防止するため、可搬式窒素供給装置により、系統内を不活性ガス(窒素ガス)で置換した状態で待機させ、使用後においても不活性ガスで置換できる設計とする。また、排出経路に水素ガス及び酸素ガスが蓄積する可能性のある箇所にはパイパスラインを設け、水素ガス及び酸素ガスを連続して排出できる設計とすることで、系統内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。	_	原子炉格納施設の兼用
185	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント系	遠隔手動弁操作機構	SA	65条	【67条19】	В	遠隔人力操作	個数	格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作機構(個数5)(原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の圧力逃がし装置の設備を放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の設備として兼用)によって人力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に 関する説明書	主登録設備
186	原子炉格納施設	_	原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置	SA	74条	【74条25】	В	原子炉建物原子炉棟の放射性物質の閉じ込め機能維持		没不例 皮が成して 大小 と 大小 上 上 上 上 上 上 上 上 上	安全設備及び重大事故等対処 設備が使用される条件の下に おける健全性に関する説明書	
187	原子炉格納施設	-	主蒸気管トンネル室ブローアウトパネ ル	SA	74条	【74条26】	E	原子炉建物原子炉棟の放射 性物質の閉じ込め機能維持	_	原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)は、重大事故等時においても、非常用ガス処理系により、内部の負圧を確保することができる設計とする。原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)の気密バウンダリの一部として原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)に設置する主蒸気管トンネル室ブローアウトパネル(浸水防護施設の設備で兼用)は、閉状態の維持が可能な設計とする。	-	主登録設備
188	原子炉格納施設	_	原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル	DB/SA	12,61条	[61条16]	В	原子炉建物原子炉棟(二次 格納施設)内の環境改善	設置枚数 開放差圧	インターフェイスシステムLOCA発生時の重大事故等対処設備として使用する原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル(設置枚数2枚、開放差圧6.9kPa以下)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設の設備として兼用)は、高圧の原子炉冷却材が原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)内へ漏えいして蒸気となり、原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)内の圧力が上昇した場合において、外気との差圧により自動的に開放し、原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。	設備が使用される条件の下に	主登録設備
189	原子炉格納施設	_	常設代替交流電源設備からの給電(ブローアウトパネル閉止装置)	SA	74条	【74条23】	E	電源設備からの給電	_	非常用ガス処理系は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	_	

No		申請対象記		DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
No.	施設区分	系統	機器名称	DD/ 3A	为廷术人	(リンク番号)	フロー*1	1年月七 17成月七	がある仕様	全个 政制刀到 心 戰鬥分	心戦貝科伯)併 行
190	原子炉格納施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電(ブローアウトパネル閉止装置)	SA	74条	【74条23】	E	電源設備からの給電	_	非常用ガス処理系は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	_	
191	原子炉格納施設		常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(格納容器冷却モード)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	【64条13】 【64条34】	E	電源設備からの給電	_	炉心の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内冷却に用いる設備のうち、残留熟除去系(格納容器冷却モード)が、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却系機能喪失によるサポート系の故障により起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により復旧できる設計とする。 炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系(格納容器冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により復旧できる設計とする。	_	
192	原子炉格納施設	原子炉格納容器スプレイ設備(残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード))	留執除去系(サプレッジョンプール水冷	SA	64条	【64条20】 【64条39】	E	電源設備からの給電	_	炉心の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内冷却に用いる設備のうち、残留熟除去系(サブレッションプール水冷却モード)が、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却系機能喪失によるサポート系の故障により起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する残留熱除去系(サブレッションプール水冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により復旧できる設計とする。炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却系機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除去系(サブレッションブール水冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備として使用する残留熱除去系(サブレッションプール水冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの給電により復旧できる設計とする。	_	
193	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ 系	コリウムシールド	SA	66条	【66条19】	В	溶融炉心の流入抑制	厚さ 材料 個数	コリウムシールドは、溶融炉心が原子炉格納容器下部へと落下した場合において、ドライウェル機器ドレンサンプ及びドライウェル床ドレンサンプへの溶融炉心の流入を抑制し、溶融炉心が原子炉格納容器バウンダリに接触することを防止できる設計とする。コリウムシールドは、寸法が厚さ0.13m以上、材料がジルコニア(ZrO2)、個数が1個の設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に 関する説明書	
194	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ 系	常設代替交流電源設備からの給電(格納容器代替スプレイ系(常設)による原子 炉格納容器内の冷却)	SA	64条	【64条3】 【64条28】	E	電源設備からの給電	_	格納容器代替スプレイ系(常設)は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に使用する電動弁は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	_	
195	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ系	常設代替交流電源設備から系統構成に 使用する電動弁への給電(格納容器代 替スプレイ系(常設)による原子炉格納容 器内の冷却)	SA	64条	【64条3】 【64条28】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
196	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ系	可搬型代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(格納容器 代替スプレイ系(常設)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	【64条3】 【64条28】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
197	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ 系	非常用ディーゼル発電設備から系統構成に使用する電動弁への給電(格納容器代替スプレイ系(常設)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	【64条3】 【64条28】	E	電源設備からの給電	_	同上	-	
198	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ 系	常設代替交流電源設備から系統構成に 使用する電動弁への給電(格納容器代 替スプレイ系(可搬型)による原子炉格納 容器内の冷却)	SA	64条	【64条7】 【64条30】	E	電源設備からの給電		格納容器代替スプレイ系(可搬型)のうち系統構成に使用する電動弁は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、大量送水車は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。	_	
199	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ 系	可搬型代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(格納容器代替スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	【64条7】 【64条30】	E	電源設備からの給電	-	同上	_	
200	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ 系	非常用ディーゼル発電設備から系統構成に使用する電動弁への給電(格納容器代替スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	【64条7】 【64条30】	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
201	原子炉格納施設	ペデスタル代替注水系	コリウムシールド	SA	66条	【66条6】 【66条13】	В	溶融炉心の流入抑制	厚さ 材料 個数	コリウムシールドは、溶融炉心が原子炉格納容器下部へと落下した場合において、ドライウェル機器ドレンサンプ及びドライウェル床ドレンサンプへの溶融炉心の流入を抑制し、溶融炉心が原子炉格納容器バウンダリに接触することを防止できる設計とする。コリウムシールドは、寸法が厚さ0.13m以上、材料がジルコニア(ZrO2)、個数が1個の設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に 関する説明書	

No.		申請対象詞	投備	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能•機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
INO.	施設区分	系統	機器名称	DD/ 3A	因廷木人	(リンク番号)	フロー**	1 III III 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	がある仕様	本个以前の単には	心拟其代位	J/⊞ 2 ⁻ 2
202	原子炉格納施設	ペデスタル代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(ペデスタル代替注水系(常設)による原子 炉格納容器下部への注水)	SA	66条	【66条4】	E	電源設備からの給電	_	ペデスタル代替注水系(常設)は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に使用する電動弁は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	
203	原子炉格納施設	ペデスタル代替注水系	可搬型代替交流電源設備から系統構成 に使用する電動弁への給電(ペデスタル 代替注水系(常設)による原子炉格納容 器下部への注水)	SA	66条	【66条4】	E	電源設備からの給電	_	同上	-	
204	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ系	替スプレイ系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	【66条17】	E	電源設備からの給電	_	格納容器代替スプレイ系(可搬型)のうち系統構成に使用する電動弁は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、大量送水車は、ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。	-	
205	原子炉格納施設	格納容器代替スプレイ系	可搬型代替交流電源電源設備から系統 構成に使用する電動弁への給電(格納 容器代替スプレイ系(可搬型)による原子 炉格納容器下部への注水)	SA	66条	【66条17】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
206	原子炉格納施設	ペデスタル代替注水系	常設代替交流電源設備から系統構成に 使用する電動弁への給電(ペデスタル代 替注水系(可搬型)による原子炉格納容 器下部への注水)	SA	66条	【66条10】	E	電源設備からの給電	_	ペデスタル代替注水系(可搬型)のうち系統構成に使用する電動弁は、 代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替 交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、大量送水車は、 ディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。	-	
207	原子炉格納施設	ペデスタル代替注水系	可搬型代替交流電源電源設備から系統 構成に使用する電動弁への給電(ペデス タル代替注水系(可搬型)による原子炉 格納容器下部への注水)	SA	66条	【66条10】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
208	原子炉格納施設	残留熱代替除去系	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱代替除去系による原子炉格納容器内の滅圧及び除熱)	SA	65条	【65条4】	E	電源設備からの給電		残留熱代替除去系は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電 源設備からの給電が可能な設計とする。	-	
209	原子炉格納施設	高圧原子炉代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(高圧原子炉代替注水系))	SA	66条	【66条33】	E	電源設備からの給電	_	高圧原子炉代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備からの給電が可能な設計とし、中央制御室(「1,2号機共用」(以下同じ。))からの操作が可能な設計とする。	-	
210	原子炉格納施設	高圧原子炉代替注水系	可搬型代替交流電源設備からの給電 (溶融炉心の落下遅延及び防止(高圧原 子炉代替注水系))	SA	66条	【66条33】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
211	原子炉格納施設	高圧原子炉代替注水系	常設代替直流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(高圧原子炉代替注水系))	SA	66条	【66条33】	E	電源設備からの給電	_	同上	-	
212	原子炉格納施設	高圧原子炉代替注水系	可搬型直流電源設備からの給電(溶融 炉心の落下遅延及び防止(高圧原子炉 代替注水系))	SA	66条	【66条33】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
213	原子炉格納施設	低圧原子炉代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(低圧原子炉代替注水系(常設)))	SA	66条	【66条22】	E	電源設備からの給電	_	低圧原子炉代替注水系(常設)は、代替所内電気設備を経由した常設 代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に 使用する電動弁は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電 気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設 備からの給電が可能な設計とする。	-	
214	原子炉格納施設	低圧原子炉代替注水系	非常用ディーゼル発電設備から系統構成に使用する電動弁への給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(低圧原子炉代替注水系(常設)))	SA	66条	【66条22】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
215	原子炉格納施設	低圧原子炉代替注水系	常設代替交流電源設備から系統構成に 使用する電動弁への給電(溶融炉心の 落下遅延及び防止(低圧原子炉代替注 水系(常設)))	SA	66条	【66条22】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
216	原子炉格納施設	低圧原子炉代替注水系	可搬型代替交流電源設備から系統構成に使用する電動弁への給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(低圧原子炉代替注水系(常設)))	SA	66条	【66条22】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
217	原子炉格納施設	低圧原子炉代替注水系	非常用ディーゼル発電設備から系統構成に使用する電動弁への給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(低圧原子炉代替注水系(可搬型)))	SA	66条	【66 条26】	E	電源設備からの給電	-	低圧原子炉代替注水系(可搬型)のうち系統構成に使用する電動弁は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	_	

No.		申請対象詞	设備	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
140.	施設区分	系統	機器名称	06/ 3A	月廷末人	(リンク番号)	フロー*1	工作に"1戌月日	がある仕様	空 个政司 / 可	心 戦貝科 在)
218	原子炉格納施設	低圧原子炉代替注水系	常設代替交流電源設備から系統構成に 使用する電動弁への給電(溶融炉心の 落下遅延及び防止(低圧原子炉代替注 水系(可搬型)))	SA	66条	【66 条26】	Е	電源設備からの給電	_	同上	_	
219	原子炉格納施設	低圧原子炉代替注水系	可搬型代替交流電源設備から系統構成 に使用する電動弁への給電(溶融炉心 の落下遅延及び防止(低圧原子炉代替 注水系(可搬型)))	SA	66条	【66 条26】	E	電源設備からの給電	_	同上	-	
220	原子炉格納施設	ほう酸水注入系	非常用交流電源設備(非常用ディーゼル 発電設備)からの給電(溶融炉心の落下 遅延及び防止(ほう酸水注入系))	SA	66条	【66条36】	E	電源設備からの給電	_	ほう酸水注入系は、非常用ディーゼル発電設備に加え、代替所内電気 設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備 からの給電が可能な設計とする。	_	
221	原子炉格納施設	ほう酸水注入系	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延及び防止(ほう酸水注入系))	SA	66条	【66条36】	E	電源設備からの給電	_	ほう酸水注入系は、非常用ディーゼル発電設備に加え、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備 からの給電が可能な設計とする。	-	
222	原子炉格納施設	ほう酸水注入系	可搬型代替交流電源設備からの給電 (溶融炉心の落下遅延及び防止(ほう酸 水注入系))	SA	66条	【66条36】	E	電源設備からの給電	_	ほう酸水注入系は、非常用ディーゼル発電設備に加え、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備 からの給電が可能な設計とする。	_	
223	原子炉格納施設	非常用ガス処理系	非常用交流電源設備(非常用ディーゼル 発電設備)からの給電(非常用ガス処理 系)		74条	【74条23】	E	電源設備からの給電	_	非常用ガス処理系は、非常用ディーゼル発電設備に加えて、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	_	
224	原子炉格納施設		常設代替交流電源設備からの給電(非常用ガス処理系)	SA	74条	【74条23】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
225	原子炉格納施設	非常用ガス処理系	可搬型代替交流電源設備からの給電 (非常用ガス処理系)	SA	74条	【74条23】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
226	原子炉格納施設		可搬式窒素供給装置用発電設備からの 給電(窒素ガス代替注入系による原子炉 格納容器内の不活性化)	SA	67条	【67条21】	E	電源設備からの給電	_	可搬式窒素供給装置は,可搬式窒素供給装置用発電設備により給電できる設計とする。	_	
227	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント系	圧力開放板	SA	67条	【67条11】	E	原子炉格納容器内の可燃性ガス排出	_	原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するための重大事故等対処設備として使用する格納容器フィルタベント系は、第1ベントフィルタスクラパ容器(スクラピング水、金属フィルタ),第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器(銀ゼオライトフィルタ),圧力開放板、遠隔手動弁操作機構、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内雰囲気ガスを窒素ガス制御系等を経由して、第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器へ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建物屋上に設ける放出口から排出(系統設計流量9.8kg/s(1Pdlにおいて))することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への排出を低減しつつ、ジルコニウムー水反応及び水の放射線分解等により発生する原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを大気に排出できる設計とする。		
228	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント系	遠隔手動弁操作機構	SA	67条	【67条19】	В	遠隔人力操作	個数	格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁は、遠隔手動弁操作機構(個数5)(原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の圧力逃がし装置の設備を放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備の設備として兼用)によって人力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に 関する説明書	原子炉格納施設の兼用
229	原子炉格納施設		常設代替交流電源設備からの給電(格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出)	SA	67条	【67条17】	E	電源設備からの給電	_	第1ベントフィルタ出口水素濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型 代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	-	
230	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント 系	可搬型代替交流電源設備(格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出)	SA	67条	【67条17】	E	電源設備からの給電	_	同上	_	
231	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント 系	可搬式窒素供給装置用発電設備からの 給電(格納容器フィルタベント系による原 子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガ スの排出)	SA	67条	【67条9】	E	電源設備からの給電	_	可搬式窒素供給装置は,可搬式窒素供給装置用発電設備により給電できる設計とする。	_	

No		申請対象詞		DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
No.	施設区分	系統	機器名称	DD/ 5A		(リンク番号)	フロー*1	1土 书记" 10党 书记	がある仕様	至 平政副刀 <u></u> 可配製 門 谷	記 製貝科石)佣 行
232	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント 系	可搬式窒素供給装置 空気圧縮機	SA	65条	【65条18】	E	電源設備からの給電	-	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の過圧による破損を防止するために使用する格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防止するため、可搬式窒素供給装置により、系統内を不活性ガス(窒素ガス)で置換できる設計とする。また、系統内に可燃性ガスが蓄積する可能性のある箇所にはパイパスラインを設け、可燃性ガスを連続して排出できる設計とすることで、系統内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。	-	
233	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント 系	可搬式窒素供給装置 昇圧機	SA	65条	【65条18】	E	電源設備からの給電	-	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の過圧による破損を防止するために使用する格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防止するため、可搬式窒素供給装置により、系統内を不活性ガス(窒素ガス)で置換した状態で待機させ、使用後においても不活性ガスで置換できる設計とする。また、系統内に可燃性ガスが蓄積する可能性のある箇所にはバイパスラインを設け、可燃性ガスを連続して排出できる設計とすることで、系統内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。	_	
234	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント 系	遠隔手動弁操作機構	SA	65条	【65条21】	В	遠隔人力操作	個数		原子炉格納施設の設計条件に 関する説明書	原子炉格納施設の兼用
235	原子炉格納施設	-	格納容器フィルタベント系(系統設計流量)	SA	65条	【65 条15】	В	原子炉格納容器内の可燃性 ガスの排出	系統設計流量	格納容器フィルタベント系は、第1ベントフィルタスクラバ容器(スクラビング水、金属フィルタ)、第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器(銀ゼオライトフィルタ)、圧力開放板、遠隔手動弁操作機構、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、原子炉格納容器内雰囲気ガスを窒素ガス制御系等を経由して、第1ペントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器へ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建物屋上に設ける放出口から排出(系統設計流量9.8kg/s(1Pdにおいて))することで、排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に 関する説明書	主登録設備
236	原子炉格納施設	-	格納容器フィルタベント系(バイパス ライン)	SA	65条	【65条18】	E	可燃性ガスの蓄積防止	-	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の過圧による破損を防止するために使用する格納容器フィルタベント系は、排気中に含まれる可燃性ガスによる爆発を防止するため、可搬式窒素供給装置により、系統内を不活性ガス(窒素ガス)で置換した状態で待機させ、使用後においても不活性ガスで置換できる設計とする。また、系統内に可燃性ガスが蓄積する可能性のある箇所にはバイパスラインを設け、可燃性ガスを連続して排出できる設計とすることで、系統内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを防止できる設計とする。	-	主登録設備
237	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント 系	常設代替交流電源設備からの給電(格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	【65条23】	E	電源設備からの給電	_	また、排出経路に設置される隔離弁の電動弁については、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。	-	
238	原子炉格納施設	格納容器フィルタベント 系	可搬型代替交流電源設備からの給電 (格納容器フィルタベント系による原子炉 格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	【65条23】	E	電源設備からの給電	ı	同上	_	
239	原子炉格納施設	竹削台站ノイルダベント	可搬式窒素供給装置用発電設備からの 給電(格納容器フィルタベント系による原 子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	【65条28】	E	電源設備からの給電		可搬式窒素供給装置は,可搬式窒素供給装置用発電設備により給電できる設計とする。	_	
240	原子炉格納施設	-	泡消火薬剤容器	SA	70条	【70条5】	С	航空機燃料火災への泡消火	容量 個数	泡消火薬剤容器は、航空機燃料火災への泡消火に対応するために必要な容量の泡消火薬剤を保管できる設計とする。泡消火薬剤の保有量は、必要な容量である646kに対し余裕をかた5000k確保し、故障時の予備用として1000kの計6000kを保管する。なお、泡消火薬剤容器の容量は1000k/個であり、確保された泡消火薬剤5000kを1000k毎に分け5個、予備用の泡消火薬剤1000kを1個の計6個を保管する。		

No		申請対象	投備	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能•機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
INC	施設区分	系統	機器名称	DD/ 3A	お廷木人	(リンク番号)	フロー※1	1工 形 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	がある仕様	空 中以 同 八 列 記 戦 的 台	山梨貝代石	畑 行
24	1 原子炉格納施設	_	シルトフェンス	SA	70条	【70条8】	С	海洋への放射性物質の拡散 抑制	高さ 幅 個数	シルトフェンスは、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。必要数は、各設置場所に必要な幅に対してシルトフェンスを二重に設置することとし、2号機放水接合槽に計2本(高さ約10m, 幅約10m)及び輪谷湾に計32本(高さ約7~20m(一重目は計16本(高さ約7m:3本,約10m:1本,約18m:1本,約15m:2本,約14m:1本,約15m:2本,約15m:1本,約15m:1本,約15m:2本,約15m:1本,約15m:2本,約15m:1本,約16m:1本,約17m:2本,約18m:1本,約19m:2本,約20m:3本)、二重目は計16本(高さ約7m:3本,約18m:1本,約19m:2本,約20m:3本)、「幅約20m)を使用する設計とする。また、予備については、各設置場所に対して2本の計4本(2号機放水接合槽は2本(高さ約10m,幅約10m)、輪谷湾は2本(高さ約20m,幅約20m)を保管することとし、予備を含めた保有数として設置場所2箇所分の合計38本を保管する。	設定根拠に関する説明書(別添)	核燃料物質の取扱施設及 び貯蔵施設の兼用
24	2 原子炉格納施設	_	放射性物質吸着材	SA	70条	【70条9】	С	海洋への放射性物質の拡散 抑制	重量	放射性物質吸着材は、雨水排水路等に流入した汚染水が通過する際に放射性物質を吸着できるよう、雨水排水路集水桝3箇所に、約2280kg (雨水排水路集水桝(No.3排水路))、約100kg(雨水排水路集水桝(2号機放水槽南))、約700kg(雨水排水路集水桝(2号機廃棄物処理建物南))を使用時に設置できる設計とする。放射性物質吸着材は、各設置場所に必要となる保有量に加え、予備として約2280kgを保管する。	設定根拠に関する説明書(別 添)	主登録設備
24	3 原子炉格納施設	_	小型船舶	SA	70条	【70条7】	С	海洋への放射性物質の拡散 抑制	個数	シルトフェンスは、汚染水が発電所から海洋に流出する2箇所(2号機放水接合槽及び輪谷湾)に設置できる設計とし、輪谷湾は小型船舶(屋外に保管)個数1(予備1)(放射線管理施設の取扱施設及び貯蔵施設の設備として兼用)により設置できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別 添)	放射線管理施設の兼用
	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	メタルクラッド開閉装置	DB	45条	【45条9】	D	高エネルギーのアーク放電 による電気盤の損壊の拡大 防止	_	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に 影響を与えるおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。)へ の電力供給に係るものに限る。)について、遮断器の遮断時間の適切な 設定等により、高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損壊 の拡大を防止することができる設計とする。	非常用発電装置の出力の決定 に関する説明書	
24	4 その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	メタルクラッド開閉装置	SA	72条	【72条15】	С	非常用所内電気設備	容量個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッド開閉装置(6900V,1200Aのものを2個)、メタルクラッド開閉装置HPCS(6900V,1200Aのものを1個)、ロードセンタ(460V,4000Aのものを2個)、コントロールセンタ(460V,800Aのものを2個,460V,600Aのものを7個,460V,400Aのものを2個)、コントロールセンタHPCS(460V,800Aのものを1個)、動力変圧器(3200kVA,6600/460Vのものを2個)、動力変圧器HPCS(500kVA,6600/460Vのものを1個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	メタルクラッド開閉装置HPCS	DB	45条	【45条9】	D	高エネルギーのアーク放電 による電気盤の損壊の拡大 防止	_	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。)への電力供給に係るものに限る。)について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損壊の拡大を防止することができる設計とする。	非常用発電装置の出力の決定 に関する説明書	
24	5 その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	メタルクラッド開閉装置HPCS	SA	72条	【72条15】	С	非常用所内電気設備	容量個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッド開閉装置(6900V, 1200Aのものを2個)、メタルクラッド開閉装置HPCS(6900V, 1200Aのものを1個)、ロードセンタ(460V, 4000Aのものを2個)、コントロールセンタ(460V, 800Aのものを2個, 460V, 600Aのものを7個, 460V, 400Aのものを2個)、コントロールセンタHPCS(460V, 800Aのものを1個)、動力変圧器(3200kVA, 6600/460Vのものを2個)、動力変圧器HPCS(500kVA, 6600/460Vのものを1個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	

No.	施設区分	申請対象記	受備 機器名称	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定 フロー ^{※1}	性能・機能	明確にする必要がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備 考
	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)		ロードセンタ	DB	45条	【45条9】	D	高エネルギーのアーク放電 による電気盤の損壊の拡大 防止	_	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に 影響を与えるおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。)へ の電力供給に係るものに限る。)について、遮断器の遮断時間の適切な 設定等により、高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損壊 の拡大を防止することができる設計とする。		
246	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	ロードセンタ	SA	72条	【72条15】	С	非常用所内電気設備	容量 個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッド開閉装置(6900V, 1200Aのものを2個)、メタルクラッド開閉装置HPCS(6900V, 1200Aのものを1個)、ロードセンタ(460V, 4000Aのものを2個)、コントロールセンタ(460V, 800Aのものを2個, 460V, 600Aのものを7個, 460V, 400Aのものを2個)、コントロールセンタHPCS(460V, 800Aのものを1個)、動力変圧器(3200kVA、6600/460Vのものを2個)、動力変圧器HPCS(500kVA、6600/460Vのものを1個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	コントロールセンタ	DB	45条	【45条9】	D	高エネルギーのアーク放電 による電気盤の損壊の拡大 防止	_	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に 影響を与えるおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除る。)へ の電力供給に係るものに限る。)について、遮断器の遮断時間の適切な 設定等により、高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損壊 の拡大を防止することができる設計とする。		
247	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	コントロールセンタ	SA	72条	【72条15】	С	非常用所内電気設備	個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッド開閉装置(6900V, 1200Aのものを2個)、メタルクラッド開閉装置HPCS(6900V, 1200Aのものを1個)、ロードセンタ(460V, 4000Aのものを2個)、コントロールセンタ(460V, 800Aのものを2個, 460V, 600Aのものを7個, 460V, 400Aのものを2個)、コントロールセンタHPCS(460V, 800Aのものを1個)、動力変圧器(3200kVA, 6600/460Vのものを2個)、動力変圧器HPCS(500kVA, 6600/460Vのものを1個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	コントロールセンタHPCS	DB	45条	【45条9】	D	高エネルギーのアーク放電 による電気盤の損壊の拡大 防止	_	加えて、重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に 影響を与えるおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。)へ の電力供給に係るものに限る。)について、遮断器の遮断時間の適切な 設定等により、高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損壊 の拡大を防止することができる設計とする。	非常用発電装置の出力の決定に関する説明	
248	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	コントロールセンタHPCS	SA	72条	【72条15】	С	非常用所内電気設備	容量個数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッド開閉装置(6900V、1200Aのものを2個)、メタルクラッド開閉装置HPCS(6900V、1200Aのものを1個)、ロードセンタ(460V、4000Aのものを2個)、コントロールセンタ(460V、800Aのものを2個、460V、600Aのものを7個、460V、400Aのものを2個)、コントロールセンタHPCS(460V、800Aのものを1個)、動力変圧器(3200kVA、6600/460Vのものを2個)、動力変圧器HPCS(500kVA、6600/460Vのものを1個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
249	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	動力変圧器	SA	72条	【72条15】	С	非常用所内電気設備	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
250	その他発電用原子炉の	_	動力変圧器HPCS	SA	72条	【72条15】	С	非常用所内電気設備	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
251	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	緊急用メタクラ	SA	72条	【72条16】 【72条17】	С	代替所内電気設備による給電	容量 個数	これとは別に設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替所内電気設備を使用できる設計とする。 代替所内電気設備は、緊急用メタクラ(6900V, 1200Aのものを1個)、メタクラ切替盤(6900V, 1200Aのものを2個)、高圧発電機車接続プラグ収納箱(6600V, 1200Aのものを2個)、緊急用メタクラ接続プラグ盤(6600V, 1200Aのものを1個)、SAロードセンタ(460V, 1200Aのものを1個)、SA1コントロールセンタ(460V, 400Aのものを1個)、大電器電源切替盤(460V, 225Aのものを1個)、SA電源切替盤(460V, 50Aのものを2個)、重大事故操作盤、メタルクラッド開閉装置2C及びメタルクラッド開閉装置2D、電路、計測制御装置等で構成し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は可搬型直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。		
252	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	メタクラ切替盤	SA	72条	【72条16】 【72条17】	С	代替所内電気設備による給電	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
253	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	高圧発電機車接続プラグ収納箱	SA	72条	【72条16】 【72条17】	С	代替所内電気設備による給 電	容量 個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	

NI.		申請対象	設備	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	甘士라라ナ신司井中央	司卦次业力	備考
No.	施設区分	系統	機器名称	DB/ SA		(リンク番号)	フロー*1	1生能*/成能	がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	1佣 右
254	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	緊急用メタクラ接続プラグ盤	SA	72条	【72条16】 【72条17】	С	代替所内電気設備による給 電	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
255	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	SAロードセンタ	SA	72条	【72条16】 【72条17】	С	代替所内電気設備による給電	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	SA1コントロールセンタ	SA	72条	【72条16】 【72条17】	С	代替所内電気設備による給 電	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
257	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	-	SA2コントロールセンタ	SA	72条	【72条16】 【72条17】	С	代替所内電気設備による給 電	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
258	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	充電器電源切替盤	SA	72条	【72条16】 【72条17】	С	代替所内電気設備による給 電	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
259	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	-	SA電源切替盤	SA	72条	【72条16】 【72条17】	С	代替所内電気設備による給 電	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
260	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	重大事故操作盤	SA	72条	【72条16】 【72条17】	E	代替所内電気設備による給電	_	同上	_	
	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	緊急時対策所 発電機接続プラグ盤	SA	76条	【76条28】	С	必要な設備の電力を確保する機能	容量個数	緊急時対策所用発電機の発電機は、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤(210V, 1200Aのものを1個)、緊急時対策所 低圧受電盤(460/210V, 800Aのものを1個)、緊急時対策所 低圧母線盤(210/105V, 800Aのものを1個)、緊急時対策所 低圧分電盤1(105V, 225Aのものを1個)、緊急時対策所 低圧分電盤2(105V, 225Aのものを1個)、緊急時対策所 低圧分電盤2(105V, 225Aのものを1個)、緊急時対策所 無停電交流電源装置(35kVA, 210/210-105Vのものを1個)、緊急時対策所 無停電分電盤1(105V, 225Aのものを1個)、緊急時対策所 直流115V充電器盤(120V, 225Aのものを1個)、緊急時対策所 直流115V充電器器(120V, 225Aのものを1個)、緊急時対策所 直流115V充電器器(120V, 225Aのものを1個)、以下ので1個)、緊急時対策所 直流115V充電器器(120V, 225Aのものを1個)、以下ので1個)、緊急時対策所 直流115V充電器と(120V, 225Aのものを1個)、以下ので10V, 302Aのものを1相分2本の3相分6本を4セット)を経由して緊急時対策所空気浄化送風機、衛星電話設備(固定型))(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IPー電話機及びIPーFAX)(「1, 2, 3号機共用」(以下同じ。))及び安全パラメータ表示システム(SPDS)等へ給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別 添)	
	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	緊急時対策所 低圧受電盤	SA	76条	【76条28】	С	必要な設備の電力を確保す る機能	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
263	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	緊急時対策所 低圧母線盤	SA	76条	【76条28】	С	必要な設備の電力を確保す る機能	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
264	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	緊急時対策所 低圧分電盤1	SA	76条	【76条28】	С	必要な設備の電力を確保す る機能	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	緊急時対策所 低圧分電盤2	SA	76条	【76条28】	С	必要な設備の電力を確保す る機能	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
266	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	緊急時対策所 無停電交流電源装置	SA	76条	【76条28】	С	必要な設備の電力を確保す る機能	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
267	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	緊急時対策所 無停電分電盤1	SA	76条	【76条28】	С	必要な設備の電力を確保す る機能	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
268	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	緊急時対策所 直流115V充電器	SA	76条	【76条28】	С	必要な設備の電力を確保す る機能	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
269	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	可搬ケーブル	SA	76条	【76条28】	С	必要な設備の電力を確保す る機能	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別 添)	

No.		申請対象詞		DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
	施設区分 その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	系統	機器名称 230V系充電器(RCIC)	SA	72条	(リンク番号) 【72条9】 【72条51】	<u>*</u> '	所内常設蓄電式直流電源設備による給電非常用直流電源設備	がある仕様 容量 個数	所内常設蓄電式直流電源設備は、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)、SA用115V系蓄電池、B-115V系充電器、B1-115V系充電器、B1-115V系充電器、B1-115V系直流器(SA)、230V系直流器(SA)、230V系直流器(RCIC)、SA用115V系直流器(SA)、230V系直流器(RCIC)、SA対策設備用分電盤(2)(115V、225Aのものを1個)、中PAC直流コントロールセンタ(115V、600Aのものを1個)、電路、計測制御装置等で構成し、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)及びSA用115V系蓄電池は、直流母線へ電力を供給できる設計とする。 所内常設蓄電式直流電源設備のB-115V系蓄電池は、全交流動力電源喪失から8時間後に、一部負荷の電源をB1-115V系蓄電池(SA)に切り表えると共に、不要な負荷の切離しを行うことで、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、電力を供給できる設計とする。なお、230V系蓄電池(RCIC)及びSA用115V系蓄電池は負荷を切り離すことなく全交流動力電源喪失から24時間にわたり電力を供給できる設計とする。また、交		
271	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	A-115V系充電器	SA	72条	【72条51】	С	非常用直流電源設備	容量個数	非常用直流電源設備の230V系蓄電池(RCIC), 230V系充電器(RCIC) (240V, 200Aのものが1個), A-115V系蓄電池, A-115V系充電器 (130V,210Aのものが1個), 高圧炉心スプレイ系蓄電池, 高圧炉心スプレイ系充電器 (130V,400Aのものが1個), B-115V系蓄電池, B-115V系充電器 (120V,400Aのものが1個), B1-115V系蓄電池(SA), B1-115V系充電器 (SA), 原子炉中性子計装用蓄電池,原子炉中性子計装用充電器 (生28.8V,20Aのものが2個), 230V系直流盤(RCIC) (230V,800Aのものが1個), 115V直流盤(115V,500Aのものが4個), 中性子計装分電盤(生24V,100Aのものが2個)は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備及び重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
272	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	B-115V系充電器	SA	72条	【72条9】 【72条51】	С	所内常設蓄電式直流電源設備による給電常設代替直流電源設備による給電非常用直流電源設備	容量	所内常設蓄電式直流電源設備は、B-115V系蓄電池、B1-115V系充電器、B1-115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、230V系充電器(RCIC)、SA用115V系充電器、B1-115V系直流盤、SA)、230V系直流盤、B1-115V系直流盤、SA)、230V系直流盤(RCIC)、SA対策設備用分電盤(2)(115V、225Aのものを1個)、HPAC直流コントロールセンタ(115V、600Aのものを1個)、電路、計測制御装置等で構成し、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)及びSA用115V系蓄電池は、直流母線へ電力を供給できる設計とする。 所内常設蓄電式直流電源設備のB-115V系蓄電池は、全交流動力電源喪失から8時間後に、一部負荷の電源をB1-115V系蓄電池(SA)に切り替えると共に、不要な負荷の切離しを行うことで、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、電力を供給できる設計とする。なお、230V系蓄電池(RCIC)及びSA用115V系蓄電池は負荷を切り離すことなく全交流動力電源喪失から24時間にわたり電力を供給できる設計とする。また、交流電源復旧後に、交流電源をB-115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、230V系充電器(RCIC)及びSA用115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、230V系充電器(RCIC)及びSA用115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、230V系充電器(RCIC)及びSA用115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、B1-115V系充電器(SA)、B1-15V系充電器(130V、210Aのものが1個)、A-115V系蓄電池、A-115V系充電器(130V、210Aのものが1個)、B1-115V系蓄電池、B-115V系充電器(130V、210Aのものが1個)、B1-115V系蓄電池、B1-115V系充電器(SA)、B7-炉中性子計装用充電器(±28.8V、20Aのものが2個)、230V系直流盤(RCIC)(230V、800Aのものが1個)、115V直流盤(115V、500Aのものが4個)、中性子計装分電盤(生24V、100Aのものが2個)は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備及び重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別 添)	

No.		申請対象	设備	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能•機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	
INO.	施設区分	系統	機器名称	DB/ 3A	月廷木人	(リンク番号)	フロー*1	1工作。1成作	がある仕様	空 华政计刀则	11 戦員行行	1/用 行
273	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	高圧炉心スプレイ系充電器	SA	72条	【72条51】	С	非常用直流電源設備	容量個数	非常用直流電源設備の230V系蓄電池(RCIC)、230V系充電器(RCIC) (240V、200Aのものが1個)、A-115V系蓄電池、A-115V系充電器 (130V,210Aのものが1個)、高圧炉心スプレイ系蓄電池、高圧炉心スプレイ系充電器 (130V,80Aのものが1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系充電器 (120V,400Aのものが1個)、B-115V系蓄電池(SA)、B1-115V系充電器 (SA)、原子炉中性子計装用蓄電池、原子炉中性子計装用充電器 (生8.8V,20Aのものが2個)、230V系直流盤(RCIC)(230V,800Aのものが1個)、115V直流盤(115V,500Aのものが4個)、中性子計装分電盤(生24V,100Aのものが2個)は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備及び重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
274	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	原子炉中性子計装用充電器	SA	72条	【72条51】	С	非常用直流電源設備	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
278	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源設備)	_	230V系直流盤(RCIC)	SA	72条	【72条9】 【72条51】	С	所内常設蓄電式直流電源設備による給電非常用直流電源設備	容量個数	所内常設蓄電式直流電源設備は、B-115V系蓄電池、B1-115V系充電器、(SA)、230V系蓄電池(RCIC)、SA用115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、230V系充電器(RCIC)、SA用115V系充電器、B1-115V系直流盤、B1-115V系直流盤(SA)、230V系直流盤(RCIC)、SA対策設備用分電盤(2)(115V、225Aのものを1個)、HPAC直流コントロールセンタ(115V、600Aのものを1個)、電路、計測制御装置等で構成し、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)及びSA用115V系蓄電池は、直流母線へ電力を供給できる設計とする。所内常設蓄電式直流電源設備のB-115V系蓄電池は、全交流動力電源喪失から8時間後に、一部負荷の電源をB1-115V系蓄電池(SA)に切り替えると共に、不要な負荷の切離しを行うことで、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、電力を供給できる設計とする。なお、230V系蓄電池は負荷を切り離すことなく全交流動力電源喪失から24時間にわたり電力を供給できる設計とする。なお、230V系蓄電池(RCIC)及びSA用115V系蓄電池は負荷を切り離すことなく全交流動力電源喪失から24時間にわたり電力を供給できる設計とする。また、交流電源復旧後に、交流電源をB-115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、230V系充電器(RCIC)及びSA用115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、230V系充電器(RCIC)及びSA用115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、230V系充電器(RCIC)及びSA用115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、B1-115V系充電器(130V、210Aのものが1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系充電器(120V、400Aのものが1個)、B1-115V系蓄電池、B-115V系充電器(120V、400Aのものが1個)、230V系直流盤(RCIC)(230V、800Aのものが1個)、115V直流盤(115V、500Aのものが4個)、中性子計装分電盤(生24V、100Aのものが2個)は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備及び重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
276	その他発電用原子炉の 防属施設(非常用電源 設備)	_	230V系直流盤(常用)	SA	72条	【72条12】	С	可搬型直流電源設備による 給電	容量個数	可搬型直流電源設備は、高圧発電機車、BI-115V系充電器(SA)、SA用 115V系充電器、230V系充電器(常用)、B-115V系直流盤(SA)、SA対策設備用分電盤(2)、HPAC直流コントロールセンタ、230V系直流盤(常用) (230V、800Aものが1個)、ガスタービン発電機用軽油タンク、A-ディーゼル燃料貯蔵タンク、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク、ディーゼル燃料貯蔵タンク、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク、ディーゼル燃料貯蔵タンク、タンクローリ、電路、計測制御装置等で構成し、高圧発電機車を代替所内電気設備、BI-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器及び230V系充電器(常用)を経由し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	

		申請対象		DD (2)	明生名二	基本設計方針	選定	III AF IAK AF	明確にする必要	# _ ==== + 시 == += + -==	프기 소송 가전 네네. 전	/++ ÷-
No.	施設区分	系統	機器名称	DB/SA	関連条文	(リンク番号)	フロー ^{※1}	性能・機能	がある仕様	基本設計方針記載内容 	記載資料名	備考
277	その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源)		115V直流盤	SA	72条	【72条9】 【72条12】 【72条51】	С	所内常設蓄電式直流電源設備による給電の搬型直流電源設備による制電である。	容個数	所内常設蓄電式直流電源設備は、B-115V系蓄電池、B1-115V系落電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)、SA用115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、230V系充電器、RCIC)、SA用115V系充電器、B1-115V系直流盤(SA)、230V系直流盤(RCIC)、SA用115V系直流盤(RCIC)、SA対策設備用分電盤(2)(115V、225Aのものを1個)、HPAC直流コントロールセンタ(115V、600Aのものを1個)、電路、計測制御装置等で構成し、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)及びSA用115V系蓄電池は、直流母線へ電力を供給できる設計とする。 所内常設蓄電式直流電源設備のB-115V系蓄電池は、全交流動力電源要失から24時間にわたり、電力を供給できる設計とする。なお、230V系蓄電池(RCIC)及びSA用115V系蓄電池は負荷を切り離すことなく全交流動力電源要失から24時間にわたり、電力を供給できる設計とする。なお、230V系充電器(RCIC)及びSA用115V系蓄電池は負荷を切り離すことなく全交流動力電源要失から24時間にわたり電力を供給できる設計とする。また、交流電源をB1-115V系充電器を経由し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。また、交流電源をB1-15V系充電器を経由し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。 可搬型直流電源設備は、高圧発電機車、B1-115V系充電器(SA)、SA用115V系充電器(230V系充電器(常用)、ガスタービン発・230V系直流盤(SA)、SA対策設備用分電盤(2)、HPAC直流コントロールセンタ、230V系直流盤(SA)、SA対策設備用分電盤(2)、HPAC直流コントロールセンタ、230V系直流盤(SA)、SA対策設備用分電盤(2)、HPAC直流コントロールセンタ、230V系直流器(SA)、SA対策設備用の電影(2)、HPAC直流コントロールセンタ、230V系直流器(SA)、SA対策設備用の電影(230V系充電器機(SA)、SA用115V系充電器器(20)、4004のものが1個)、B-115V系蓄電池、高圧炉心スプレイ系充電器(130V、210Aのものが1個)、B-115V系蓄電池、高圧炉心スプレイ系充電器(130V、200Aのものが1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系充電器(130V、200Aのものが1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系充電器(130V、200Aのものが1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系充電器(130V、200Aのものが1個)、B-115V系蓄電池(SA)、B1-115V系充電器(120V、400Aのものが1個)、B-115V系蓄電池(SA)、B1-115V系充電器(120V、400Aのものが1個)、B-115V系蓄電池(SA)、B1-115V系充電器(120V、400Aのものが1個)、B-115V系蓄電池(SA)、B1-115V系充電器(120V、400Aのものが1個)、B-115V系蓄電池(SA)、B1-115V系充電器(120V、400Aのものが1個)、B-115V系蓄電池(SA)、B1-115V系充電器(120V、400Aのものが1個)、B-115V系蓄電池(SA)、B1-115V系充電器(120V、400Aのものが1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系充電器(120V、400Aのものが1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系充電器(120V、400Aのものが1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系充電器(120V、400Aのものが1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系充電器(120V、400Aのものが1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系充電器(120V、400Aのものが1個)、B-115V系蓄電池、B-115V系充電器(120V、400Aのものが1個)、B-115V系素電池、B-115V系充電器(120V 400Aのものが1個)、B-115V系素電池、B-115V系充電器(120V 400Aのものが1個)、B-115V系素電池、B-115V系充電器(120V 400Aのものが1個)のは20V系のは20V系元配のは	添)	
278	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	中性子計装分電盤	SA	72条	【72条51】	С	非常用直流電源設備	容量個数	非常用直流電源設備の230V系蓄電池(RCIC), 230V系充電器(RCIC) (240V, 200Aのものが1個), A-115V系蓄電池、A-115V系充電器 (130V,210Aのものが1個), 高圧炉心スプレイ系蓄電池、高圧炉心スプレイ系充電器 (130V,80Aのものが1個), B-115V系蓄電池、B-115V系充電器 (120V,400Aのものが1個), B1-115V系蓄電池(SA), B1-115V系充電器 (120V,400Aのものが1個), B1-115V系蓄電池(SA), B7炉中性子計装用蓄電池、原子炉中性子計装用充電器 (±28.8V,20Aのものが2個), 230V系直流盤(RCIC) (230V,800Aのものが1個), 115V直流盤(115V,500Aのものが4個), 中性子計装分電盤(生24V,100Aのものが2個)は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備及び重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	

NI-		申請対象記		DR /CA	関連条文	基本設計方針		性能・機能	明確にする必要	甘士凯弘士弘司兼由宗	司载次到夕	備考
No	施設区分	系統	機器名称	DB/SA		(リンク番号)		1土 形。 7戌 形	がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	浦 行
279	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)		HPAC直流コントロールセンタ	SA	72条	【72条9】 【72条12】	С	所内常設蓄電式直流電源設備による給電 常設代替直流電源設備による 合給電 可搬型直流電源設備による 給電	容量個数	所内常設蓄電式直流電源設備は、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)、SA用115V系蓄電池、B-115V系充電器、B1-115V系充電器、B1-115V系充電器、B1-115V系充電器、B1-115V系直流盤、B1-115V系直流盤、B1-115V系直流盤、B1-115V系直流盤、B1-115V系直流盤、B1-115V系直流盤、B1-115V系直流盤、B1-115V系直流盤、B1-115V系直流盤、B1-115V系直流盤、GA)、230V系直流盤(RCIC)、SA対策設備用分電盤(2)(115V、225Aのものを1個),HPAC直流コントロールセンタ(115V、600Aのものを1個),電路、計測制御装置等で構成し、B-115V系蓄電池、B1-115V系蓄電池(SA)、230V系蓄電池(RCIC)及びSA用115V系蓄電池は、直流母線へ電力を供給できる設計とする。所内常設蓄電式直流電源設備のB-115V系蓄電池は、全交流動力電源喪失から8時間後に、一部負荷の電源をB1-115V系蓄電池(SA)に切り替えると共に、不要な負荷の切離しを行うことで、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、電力を供給できる設計とする。なお、230V系蓄電池(RCIC)及びSA用115V系素電池は負荷を切り離すことなく全交流動力電源喪失から24時間にわたり電力を供給できる設計とする。また、交流電源復旧後に、交流電源をB-115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、230V系充電器(RCIC)及びSA用115V系充電器、B1-115V系充電器(SA)、SA内策設備用分電盤(2)、HPAC直流コントロールセンタ、230V系直流盤(常用)(230V、800Aものが1個)、ガスタービン発電機用軽油タンク、A-ディーゼル燃料貯蔵タンク、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク、ディーゼル燃料貯蔵タンク、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク、ディーゼル燃料貯蔵タンク、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク、第20V系充電器及び230V系充電器(常用)を経由し直流母線へ接続することで電力を供給できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別 添)	
280	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	SA対策設備用分電盤(2)	SA	72条	【72条9】 【72条12】		所内常設蓄電式直流電源設備による給電 常設代替直流電源設備による給電 可搬型直流電源設備による 給電	容量個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
281	その他発電用原子炉の 附属施設(非常用電源 設備)	_	SRV用電源切替盤	SA	61条	【61条7】	С	可搬型直流電源設備による減圧	容量 個数	原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備のうち、逃がし安全 弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、可搬型直流電源設 備は、逃がし安全弁の作動に必要な常設直流電源系統が喪失した場合 においても、SRV用電源切替盤(115V,50Aのものを1個)を切り替えるこ とにより、逃がし安全弁(8個)の作動に必要な電源を供給できる設計と する。	設定根拠に関する説明書(別	
282	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)		220kV送電線(2回線)	DB	45条	【45条16】 【45条17】 【45条19】		保安電源設備の異常の検知 とその拡大防止、電線路の 独立性、電線路の物理的分 離、電源喪失防止	_	設計基準対象施設は、送受電可能な回線として220kV送電線(中国電力ネットワーク株式会社第二島根原子力幹線)1ルート2回線(「1,2,3号機共用」(以下同じ。))及び受電専用の回線として66kV送電線(中国電力ネットワーク株式会社鹿島線を分岐した鹿島支線)1ルート1回線(「1号機設備,1,2号機共用」(以下同じ。))の合計2ルート3回線にて、電力系統に接続する設計とする。 220kV送電線2回線は、中国電力ネットワーク株式会社北松江変電所に連系する設計とする。 上記2ルート3回線の送電線の独立性を確保するため、万一、送電線の上流側接続先である中国電力ネットワーク株式会社北松江変電所が停止した場合でも、外部電源系からの電力供給が可能となるよう、中国電力ネットワーク株式会社の広島変電所から松江変電所及び津田変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。	_	
283	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	-	220kV送電線(2回線)	DB	45条	【45条25】	E	2回線喪失時の電力供給継 続	_	設計基準対象施設に接続する電線路は、いずれの2回線が喪失した場合においても電力系統から同一の発電所内の発電用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しない設計とし、220kV送電線2回線は220kV開閉所を介して接続するとともに66kV送電線1回線は66kV開閉所を介して接続する設計とする。	_	

No.	<i>u</i>	申請対象記	1	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
284	施設区分 その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	系統	機器名称 66kV送電線(1回線)	DB	45条	【45条16】 【45条18】 【45条19】	E	保安電源設備の異常の検知 とその拡大防止, 電線路の 独立性, 電線路の物理的分 離, 電源喪失防止	-	設計基準対象施設は、送受電可能な回線として220kV送電線(中国電力ネットワーク株式会社第二島根原子力幹線)1ルート2回線(「1,2,3号機共用」(以下同じ。))及び受電専用の回線として66kV送電線(中国電カネットワーク株式会社鹿島線を分岐した鹿島支線)1ルート1回線(「1号機設備、1,2号機共用」(以下同じ。))の合計2ルート3回線にて、電力系統に接続する設計とする。また、66kV送電線1回線は、中国電力ネットワーク株式会社津田変電所に連系する設計とする。上記2ルート3回線の送電線の独立性を確保するため、万一、送電線の上流側接続先である中国電力ネットワーク株式会社北松江変電所が停止した場合でも、外部電源系からの電力供給が可能となるよう、中国電力ネットワーク株式会社の広島変電所から松江変電所及び津田変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。	_	
285	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	_	66kV送電線(1回線)	DB	45条	【45条25】	E	2回線喪失時の電力供給継 続	_	設計基準対象施設に接続する電線路は、いずれの2回線が喪失した場合においても電力系統から同一の発電所内の発電用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しない設計とし、220kV送電線2回線は220kV開閉所を介して接続するとともに66kV送電線1回線は66kV開閉所を介して接続する設計とする。	_	
286	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	_	常用高圧母線不足電圧継電器	DB	45条	【45条14】	E	保安電源設備の異常の検知とその拡大防止	_	送電線において3相のうちの1相の電路の開放が生じた場合,220kV送電線は1回線での電路の開放時に、安全施設への電力の供給が不安定にならないよう。多重化した設計とする。また、電力送電時、保護装置による3相の電流不平衡監視にて常時自動検知できる設計とする。さらに保安規定に定めている巡視点検を加えることで、保護装置による検知が期待できない場合の1相開放故障の発見や、その兆候を早期に検知できる設計とする。66kV送電線は、各相の不足電圧継電器にて常時自動検知できる設計とする。66kV送電線は、各相の不足電圧継電器にて常時自動検知できる設計とする。さらに保安規定に定めている巡視点検を加えることで、保護継電器による検知が期待できない場合の1相開放故障や、その兆候を早期に検知できる設計とする。	_	
287	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	_	非常用高圧母線不足電圧継電器	DB	45条	【45条14】	E	保安電源設備の異常の検知とその拡大防止	-	送電線において3相のうちの1相の電路の開放が生じた場合、220kV送電線は1回線での電路の開放時に、安全施設への電力の供給が不安定にならないよう、多重化した設計とする。また、電力送電時、保護装置による3相の電流不平衡監視にて常時自動検知できる設計とする。さらに保安規定に定めている巡視点検を加えることで、保護装置による検知が期待できない場合の1相開放故障の発見や、その兆候を早期に検知できる設計とする。66kV送電線は、各相の不足電圧継電器にて常時自動検知できる設計とする。さらに保安規定に定めている巡視点検を加えることで、保護継電器による検知が期待できない場合の1相開放故障や、その兆候を早期に検知できる設計とする。	_	
288	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	_	モニタリングポスト用無停電電源装置(1号機設備, 1, 2, 3号機共用)	DB	45条	【45条43】	D	保安電源設備の異常の検知とその拡大防止	_	モニタリングポスト用発電機(1号機設備, 1, 2, 3号機共用)及びモニタリングポスト用無停電電源装置(1号機設備, 1, 2, 3号機共用)は,機器の過電流を検知し,機関及び装置を停止し故障箇所を隔離することによって,故障による影響を局所化できるとともに,他の安全機能へ影響のない設計とする。		
289	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	-	起動変圧器	DB	45条	【45条26】	E	地震力に対して十分な支持 性能を確保した設計	_	開閉所から主発電機側の送受電設備は、十分な支持性能を持つ地盤に設置するとともに、耐震性の高い、可とう性のある懸垂碍子並びに重心の低いガス絶縁開閉装置及びガス絶縁複合開閉装置を設置する設計とする。	_	
290	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	-	予備変圧器	DB	45条	【45条26】	E	地震力に対して十分な支持 性能を確保した設計	-	開閉所から主発電機側の送受電設備は、十分な支持性能を持つ地盤に設置するとともに、耐震性の高い、可とう性のある懸垂碍子並びに重心の低いガス絶縁開閉装置及びガス絶縁複合開閉装置を設置する設計とする。	_	
291	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	-	ガス絶縁複合開閉装置	DB	45条	【45条26】	E	地震力に対して十分な支持 性能を確保した設計	_	開閉所から主発電機側の送受電設備は、十分な支持性能を持つ地盤に設置するとともに、耐震性の高い、可とう性のある懸垂碍子並びに重心の低いガス絶縁開閉装置及びガス絶縁複合開閉装置を設置する設計とする。	_	
292	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	_	懸垂碍子	DB	45条	【45条26】	E	地震力に対して十分な支持性能を確保した設計	_	同上	-	
293	その他発電用原子炉の 附属施設(常用電源設 備)	-	ガス絶縁複合開閉装置	DB	45条	【45条27】	E	碍子の塩害対策機能	_	さらに、防波壁により津波の影響を受けないエリアに設置するとともに、 塩害を考慮し、送電線引留部の碍子に対しては、碍子洗浄ができる設 計とし、遮断器等に対しては、電路がタンクに内包されているガス絶縁 開閉装置及びガス絶縁複合開閉装置を設置し、ガス絶縁複合開閉装置 の架線部については屋内に設置する。	_	

No		申請対象	設備	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
IVC	施設区分	系統	機器名称	DD/ SA		(リンク番号)	フロー*1	1工作。1成作	がある仕様	空中以口 刀刃 山 駅 で 1 仕	L	DH C
29	その他発電用原子炉の 4 附属施設(常用電源設 備)	_	碍子水洗装置	DB	45条	【45条27】	E	碍子の塩害対策機能	_	同上	-	
29	その他発電用原子炉の 5 附属施設(常用電源設 備)	-	220kV開閉所	DB	45条	【45条25】	E	2回線喪失時の電力供給継 続	-	設計基準対象施設に接続する電線路は、いずれの2回線が喪失した場合においても電力系統から同一の発電所内の発電用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しない設計とし、220kV送電線2回線は220kV開閉所を介して接続するとともに66kV送電線1回線は66kV開閉所を介して接続する設計とする。	-	
29	その他発電用原子炉の 6 附属施設(常用電源設備)	_	220kV開閉所	DB	45条	【45条26】	Ш	地震力に対して十分な支持 性能を確保した設計	-	開閉所から主発電機側の送受電設備は、十分な支持性能を持つ地盤に設置するとともに、耐震性の高い、可とう性のある懸垂碍子並びに重心の低いガス絶縁開閉装置及びガス絶縁複合開閉装置を設置する設計とする。	-	
29	その他発電用原子炉の 7 附属施設(常用電源設 備)	_	66kV開閉所	DB	45条	【45条25】	E	2回線喪失時の電力供給継 続	-	設計基準対象施設に接続する電線路は、いずれの2回線が喪失した場合においても電力系統から同一の発電所内の発電用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しない設計とし、220kV送電線2回線は220kV開閉所を介して接続するとともに66kV送電線1回線は66kV開閉所を介して接続する設計とする。	-	
29	その他発電用原子炉の 8 附属施設(常用電源設備)	_	66kV開閉所	DB	45条	【45条26】	E	地震力に対して十分な支持 性能を確保した設計	-	開閉所から主発電機側の送受電設備は、十分な支持性能を持つ地盤に設置するとともに、耐震性の高い、可とう性のある懸垂碍子並びに重心の低いガス絶縁開閉装置及びガス絶縁複合開閉装置を設置する設計とする。	_	
29	その他発電用原子炉の 9 附属施設(火災防護設 備)	_	漏えいの防止 ・溶接構造、シール構造	DB ^{%4}	11.52条	【11条16】 【11条19】 【52条11】 【52条12】	E	火災発生防止(発火性又は 引火性物質)	-	潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用による漏えいの防止及び防爆の対策を講じるとともに、堰等を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁等の設置及び離隔による配置上の考慮を行う設計とする。 水素ガスを内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス供給設備及び水素・酸素注入設備の配管等は溶接構造によって、水素ガスの漏えいを防止し、弁グランド部から水素ガスの漏えいの可能性のある弁は、ベローズ弁等を用いて防爆の対策を行う設計とし、水素ガスを内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁等の設置による配置上の考慮を行う設計とする。	_	※4:52条要求を含む
30	その他発電用原子炉の 0 附属施設(火災防護設 備)	_	拡大防止(堰)	DB ^{%4}	11,52条	【11条16】 【52条11】	E	火災発生防止(発火性又は 引火性物質)	_	潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用による漏えいの防止及び防爆の対策を講じるとともに、堰等を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁等の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。	_	※4:52条要求を含む
30	その他発電用原子炉の 1 附属施設(火災防護設 備)	_	換気(換気設備)	DB ^{※4}	11,52条	【11条17】 【52条13】	Е	火災発生防止(発火性又は 引火性物質)	_	潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、換気空調設備による機械換気又は自然換気を行う設計とする。	_	※4:52条要求を含む
30	その他発電用原子炉の 2 附属施設(火災防護設 備)		防爆	DB ^{%4}	11.52条	[11条19] [11条20] [52条12] [52条14]	E	火災発生防止(発火性又は 引火性物質)	-	水素ガスを内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス 供給設備及び水素・酸素注入設備の配管等は溶接構造によって、水素 ガスの漏えいを防止し、弁グランド部から水素ガスの漏えいの可能性の ある弁は、ベローズ弁等を用いて防爆の対策を行う設計とし、水素ガス を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大 事故等に対処する機能を損なわないよう、壁等の設置による配置上の 考慮を行う設計とする。 水素ガスを内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、発電 機水素ガス供給設備、水素・酸素注入設備及び水素ガスボンベを設置 する火災区域又は火災区画は、送風機及び排風機による機械換気を行 い、水素濃度を燃焼限界濃度以下とする設計とする。	-	※4:52条要求を含む
30	その他発電用原子炉の 3 附属施設(火災防護設 備)	_	貯蔵(貯蔵機器:ガスタービン発電機 用軽油タンク,ガスタービン発電機用 サービスタンク,緊急時対策所用燃料 地下タンク,ディーゼル発電機燃料デ イタンク,ディーゼル発電機燃料貯蔵 タンク)	DB ^{%4}	11,52条	【11条18】 【52条21】	E	火災発生防止(発火性又は 引火性物質)	_	潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。	_	※4:52条要求を含む

No.		申請対象	設備	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	 記載資料名	備考
140.	施設区分	系統	機器名称	DB/ 0A	対圧木へ	(リンク番号)	フロー*1	ITHE IMAG	がある仕様	本个以口ノリーに共じって	10 40 月 17 1	ν ιι 'σ
304	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設備)	-	貯蔵(貯蔵機器:格納容器雰囲気モニ タ校正用ガスボンベ)	DB ^{※4}	11,52条	【11 条22】 【52 条22】	E	火災発生防止(発火性又は 引火性物質)	-	水素ガスボンベは、運転上必要な量を考慮し貯蔵する設計とする。また、使用時を除きボンベ元弁を閉とする運用として保安規定に定めて、 管理する。	-	※4:52条要求を含む
305	その他発電用原子炉の 防属施設(火災防護設 備)	-	火花対策(金属製の筐体内に収納する)	DB ^{**4}	11,52条	【11条31】 【52条27】	E	火災発生防止(発火源への 対策)	_	火災の発生防止のため、発火源への対策として、設備を金属製の筐体内に収納する等、火花が設備外部に出ない設計とするとともに、高温部分を保温材で覆うことによって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の過熱防止を行う設計とする。	_	※4:52条要求を含む
306	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	_	過熱防止(高温部分を保温材で覆う)	DB ^{%4}	11,52条	【11条31】 【52条27】	E	火災発生防止(発火源への 対策)	_	同上	_	※4:52条要求を含む
307	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	-	水素濃度検知器	DB ^{¾4}	11,52条	【11条23】 【52条26】	E	火災発生防止(水素ガス対 策)	_	火災の発生防止における水素ガス漏えい検出は、蓄電池、発電機水素ガス供給設備、水素・酸素注入設備及び格納容器雰囲気モニタ校正用水素ガスボンベを設置する部屋の上部に水素濃度検知器を設置し、水素ガスの燃焼限界濃度である4vol%の1/4に達する前の濃度にて中央制御室(「1,2号機共用」(以下同じ。))に警報を発報する設計とする。	-	※4:52条要求を含む
308	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	-	水素ガスの蓄積防止対策	DB	11条	【11条50】	E	火災発生防止(水素ガス対 策)	_	火災の発生防止のため、放射線分解により水素ガスが発生する火災区域又は火災区画における、水素ガスの蓄積防止対策として、一般社団法人火力原子力発電技術協会「BWR配管における混合ガス(水素・酸素)蓄積防止に関するガイドライン(平成17年10月)」等に基づき、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には水素ガスの蓄積を防止する設計とする。	_	
309	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設備)	_	水素ガスの蓄積防止対策(重大事故等対処施設)	SA	52条	【52条44】 【52条45】	E	火災発生防止(水素ガス対 策)	-	火災の発生防止のため、放射線分解により水素ガスが発生する火災区域又は火災区画における、水素ガスの蓄積防止対策として、一般社団法人火力原子力発電技術協会「BWR配管における混合ガス(水素・酸素)蓄積防止に関するガイドライン(平成17年10月)」等に基づき、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には水素ガスの蓄積を防止する設計とする。 重大事故等時の原子炉格納容器内及び建物内の水素ガスについては、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。	_	
310	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	-	保護継電器, 遮断器	DB ^{※4}	11,52条	【11条32】 【52条19】	E	火災発生防止(過電流による 過熱防止対策)	-	火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器及び遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱 及び焼損を防止する設計とする。	_	※4:52条要求を含む
311	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	-	主要な構造材に対する不燃性材料の使用	DB ^{%4}	11,52条	【11条35】 【52条32】	E	不燃性材料又は難燃性材料 の使用(主要な構造材に対 する不燃性材料の使用)		火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、原則、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする。	-	※4:52条要求を含む
312	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)		絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器 の使用	DB ^{※4}	11,52条	【11条40】 【52条35】	E	不燃性材料又は難燃性材料 の使用(変圧器及び遮断器 に対する絶縁油等の内包)	_	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建物内の 変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないもの を使用する設計とする。	-	※4:52条要求を含む
313	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	_	難燃ケーブル	DB ^{¾4}	11,52条	【11条41】 【52条36】	E	不燃性材料又は難燃性材料 の使用(難燃ケーブルの使 用)	_	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは、実証試験により自己消火性(UL垂直燃焼試験)及び延焼性(IEE E383(光ファイバケーブルの場合はIEEE1202)垂直トレイ燃焼試験)を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。	_	※4:52条要求を含む
314	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	-	難燃性フィルタ(換気空調設備)(チャコール・フィルタ除く)	DB ^{%4}	11,52条	【11条39】 【52条30】	E	不燃性材料又は難燃性材料 の使用(換気設備のフィルタ に対する不燃性材料又は難 燃性材料の使用)		火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち, 換気空調設備のフィルタはチャコール・フィルタを除き. 日本規格協会「繊維製品の燃焼性試験方法」(JIS L 1091)又は公益社団法人 日本空気清浄協会「空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針」(JACA No.11A)を満足する難燃性材料を使用する設計とする。	_	※4:52条要求を含む
315	その他発電用原子炉の 防属施設(火災防護設 備)	-	保温材に対する不燃性材料の使用	DB ^{¾4}	11,52条	【11条36】 【52条29】	E	不燃性材料又は難燃性材料 の使用(保温材に対する不 燃性材料の使用)	_	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保温材は、原則、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの、「建築基準法」の不燃材料認定品又は「建築基準法」に基づく試験により不燃性材料であることを確認したものを使用する設計とする。	_	※4:52条要求を含む
316	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	-	建物内装材に対する不燃性材料の使用	DB ^{**4}	11,52条	【11条42】 【52条31】		不燃性材料又は難燃性材料 の使用(建物内装材に対す る不燃性材料の使用)	_	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建物の 内装材は、原則、「建築基準法」で不燃性材料として認められたものを使 用する設計とする。	_	※4:52条要求を含む

No.	施設区分	申請対象系統	設備 機器名称	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
317	売設と万 その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	一	避雷設備(避雷針,架空地線,棟上導体)	DB	11条		E	自然現象による火災発生の 防止(落雷による火災の発生 防止)		落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が 発生しないよう、避雷設備の設置及び接地網の布設を行う設計とする。	-	
318	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	_	避雷設備(避雷針,架空地線,棟上導体,水平導体)	SA	52条	【52条41】	E	自然現象による火災発生の 防止(落雷による火災の発生 防止)	_	落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が 発生しないよう、避雷設備の設置及び接地網の布設を行う設計とする。	-	
319	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	-	地震による火災の発生防止	DB ^{%4}	11,52条	【11条48】 【52条42】	E	自然現象による火災発生の 防止(地震による火災の発生 防止)	_	火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(平成25年6月19日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。 重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(平成25年6月19日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行う設計とする。	-	※4:52条要求を含む
	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	-	煙感知器 (光電分離型煙感知器, 煙吸引式検出設備, 非アナログ式防爆型煙感知器を含む)	DB ^{%4}	11,52条	【11条52】 【11条54】 【52条51】 【52条52】	E	火災感知設備(火災感知器 の環境条件等の考慮/固有 の信号を発する異なる火災 感知器の設置)	_	火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区画における放射 線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件、予想される火災の 性質を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防 護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類に応じ、火災を早 期に感知できるよう。固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナ ログ式の熱感知器、又は炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため 炎が生じた時点で感知することができ火災の早期感知が可能である非 アナログ式の炎感知器から、異なる感知方式の火災感知器を組み合わ せて設置する設計とする。 なお、基本設計のとおりに火災感知器を設置できない箇所は、上記感知 器の代わりに環境条件や火災の性質を考慮し、光電分離型煙感知器、 煙吸引式検出設備、熱感知カメラ、非アナログ式の防爆型煙感知器、非 アナログ式の防爆型熱感知器及び非アナログ式の熱感知器も含めた組 合せで設置する設計とする。	-	※4:52条要求を含む
321	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	-	熱感知器 (非アナログ式熱感知器(接点式), 熱感 知器(屋外仕様), 非アナログ式防爆型 熱感知器, 非アナログ式防爆型熱感知器(屋外仕様)を含む)	DB ^{**4}	11,52条	【11条52】 【11条54】 【52条51】 【52条52】	E	火災感知設備(火災感知器 の環境条件等の考慮/固有 の信号を発する異なる火災 感知器の設置)	-	同上	-	※4:52条要求を含む
322	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	_	炎感知器 (炎感知器(屋外仕様), 防爆型炎感知器 (屋外仕様)を含む)	DB ^{※4}	11,52条	【11条52】 【11条54】 【52条51】 【52条52】	E	火災感知設備(火災感知器 の環境条件等の考慮/固有 の信号を発する異なる火災 感知器の設置)	_	同上	_	※4:52条要求を含む
323	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	_	屋外仕様熱感知カメラ(赤外線)	DB ^{※4}	11,52条	【11条52】 【11条54】 【52条51】 【52条52】	E	火災感知設備(火災感知器 の環境条件等の考慮/固有 の信号を発する異なる火災 感知器の設置)	_	同上	_	※4:52条要求を含む
	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	_	火災受信機盤	DB ^{※4}	11,52条	【11条58】 【11条59】 【11条60】 【52条48】 【52条49】	E	火災感知設備(火災受信機 盤)	-	火災感知設備のうち火災受信機盤は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機盤は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。 屋外区域熱感知カメラの火災受信機盤においては、カメラ機能による映像監視(熱サーモグラフィ)により火災発生箇所の特定が可能な設計とする。 火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、「消防法施行規則」に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施する。	_	※4:52条要求を含む
325	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	_	火災感知設備の電源 (蓄電池及び非常用電源)	DB ^{※4}	11,52条	【11条61】 【52条50】	E	火災感知設備(火災感知設 備の電源確保)	_	火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用電源からの受電も可能な設計とする。	-	※4:52条要求を含む

No.	##=D.ET /)	申請対象語系統		DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
326	施設区分 その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)		機器名称 全域ガス自動消火設備(ハロゲン化物消火剤)	DB ^{**4}	11,52条	[11条62] [11条79] [11条80] [52条58] [52条67] [52条68]	E	消火設備(火災発生時の煙 の充満又は放射線の影響に より消火活動が困難となる火 災区域又は火災区画に設置 する消火設備)	——————————————————————————————————————	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところは、自動消火設備又は中央制御室からの手動起動による固定式消火設備である全域ガス消火設備又はケーブル・トレイ消火設備を設置して消火を行う設計とする。 また、全域ガス消火設備は、電気絶縁性の高いガスを採用し、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に影響を及ぼさない設計とする。ケーブル・トレイ消火設備は、電気絶縁性の高いガスを採用するとともに、ケーブル・トレイ内に消火剤を留める設計とする。	_	※4:52条要求を含む
327	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	_	局所ガス消火設備(ハロゲン化物消火 剤)	DB ^{%4}	11,52条	【11条62】 【11条79】 【11条80】 【52条58】 【52条67】 【52条68】	E	消火設備(火災発生時の煙 の充満又は放射線の影響に より消火活動が困難となる火 災区域又は火災区画に設置 する消火設備)	_	同上	_	※4:52条要求を含む
328	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	-	二酸化炭素消火器	DB ^{※4}	11,52条	【11条64】 【52条75】	E	消火設備(火災発生時の煙 の充満又は放射線の影響に より消火活動が困難となら ない火災区域又は火災区画 に設置する消火設備)	-	中央制御室は、消火器で消火を行う設計とし、中央制御室制御盤内の 火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を 行う設計とする。	-	※4:52条要求を含む
329	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	-	移動式消火設備(化学消防自動車, 小型動力ポンプ付水槽車)	DB ^{**4}	11,52条	【11条88】 【52条73】	E	消火設備(移動式消火設備)	_	移動式消火設備は、恒設の消火設備の代替として消火ホース等の資機 材を備え付けている化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車を配 備する設計とする。	-	※4:52条要求を含む
330	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	1	隔離弁	DB ^{**4}	11,52条	【11条75】 【52条63】	E	消火設備(消火用水の優先 供給)	_	消火用水供給系は、水道水系等と共用する場合には、隔離弁を設置して遮断する措置により、消火用水供給系の供給を優先する設計とする。	-	※4:52条要求を含む
331	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	-	消火設備の故障警報	DB ^{**4}	11,52条	【11条85】 【52条72】	E	消火設備(消火設備の故障 警報)	_	電動機駆動消火ポンプ、全域ガス消火設備及びケーブル・トレイ消火設備は、電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。	-	※4:52条要求を含む
332	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	П	消火設備の電源 (蓄電池及び非常用電源)	DB ^{**4}	11,52条	[11条76] [11条77] [52条64] [52条65]	E	消火設備(消火設備の電源 確保)	-	電動機駆動消火ポンプは、外部電源喪失時にも起動できるように非常用電源により電源を確保する設計とする。 全域ガス消火設備は、外部電源喪失時にも消火ができるように、非常用電源から受電するとともに、設備の動作に必要な電源を供給する蓄電池も設け、全交流動力電源喪失時にも電源を確保する設計とする。ケーブル・トレイ消火設備については、動作に電源が不要な設計とする。	-	※4:52条要求を含む
333	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	-	消火栓	DB ^{%4}	11,52条	【11条84】 【52条86】	E	消火設備(消火栓の配置)	_	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する屋内,屋外の消火栓は,「消防法施行令」に準拠し,配置する設計とする。	-	※4:52条要求を含む
334	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	П	消火器	DB ^{**4}	11,52条	【11条63】 【52条83】	E	消火設備(火災発生時の煙 の充満又は放射線の影響に より消火活動が困難となら ない火災区域又は火災区画 に設置する消火設備)	-	火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならないところは、消火器、移動式消火設備又は消火栓により消火を行う設計とする。	-	※4:52条要求を含む
335	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	ı	退避警報装置	DB ^{※4}	11,52条	【11条86】 【11条87】 【52条77】 【52条78】	E	消火設備(固定式ガス消火 設備の職員退避警報)	_	全域ガス消火設備は、作動前に職員等の退出ができるように警報を発する設計とする。 ケーブル・トレイ消火設備は、消火剤に毒性がなく、消火時に生成されるフッ化水素は延焼防止シートを設置したケーブル・トレイ内に留まり、外部に有意な影響を及ぼさないため、消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。	_	※4:52条要求を含む
336	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	1	消火用非常照明	DB ^{※4}	11,52条	【11条89】 【52条74】	E	消火設備(消火用の照明器 具)	ı	建物内の消火栓,消火設備現場盤の設置場所及び設置場所までの経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、「消防法」で要求される消火継続時間20分に現場への移動等の時間も考慮し、8時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。	-	※4:52条要求を含む
337	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	-	屋外消火設備の凍結防止対策 (保温材等, 不凍式消火栓)	DB ^{※4}	11,52条	【11条99】 【11条100】 【52条92】 【52条93】	E	消火設備(消火設備に対す る自然現象の考慮(凍結防 止対策))	_	屋外消火設備の配管は、保温材等により配管内部の水が凍結しない設計とする。 屋外消火栓は、凍結を防止するため、自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。	-	※4:52条要求を含む

No.	施設区分	申請対象語 系統	設備 ┃ 機器名称	DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定 フロー ^{※1}	性能・機能	明確にする必要 がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
338	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	_	連結送水口	DB ^{※4}	11,52条	【11条103】 【52条96】	E	消火設備(消火設備に対す る自然現象の考慮(地盤変 位対策))		さらに、屋外消火配管が破断した場合でも移動式消火設備を用いて屋 内消火栓へ消火水の供給ができるよう、建物に連結送水口を設置する 設計とする。	-	※4:52条要求を含む
339	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	ı	風水害対策	DB ^{¾4}	11,52条	【11条101】 【52条94】		消火設備(消火設備に対す る自然現象の考慮(風水害 対策))		消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ,全域ガス消火設備及びケーブル・トレイ消火設備は、風水害により性能が著しく阻害されることがないよう,建物内に設置する設計とする。	-	※4:52条要求を含む
340	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	ı	消火設備の破損, 誤動作又は誤操作対 策	DB ^{**4}	11,52条	【11条62】 【52条58】	E	消火設備(消火設備の破損, 誤作動又は誤操作)	_	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところは、自動消火設備又は中央制御室からの手動起動による固定式消火設備である全域ガス消火設備又はケーブル・トレイ消火設備を設置して消火を行う設計とする。	-	※4:52条要求を含む
341	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	_	管理区域内からの放出消火剤の流出防止	DB ^{※4}	11,52条	【11条83】 【52条71】	E	消火設備(管理区域内から の放出消火剤の流出防止)		管理区域内で放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがあることから、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と非管理区域の境界に堰等を設置するとともに、各フロアのドレン系により液体廃棄物処理系に回収し、処理する設計とする。	-	※4:52条要求を含む
342	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	ı	フレキシブル継手	DB ^{¾4}	11,52条	【11条102】 【52条95】	E	消火設備(消火設備に対す る自然現象の考慮(地盤変 位対策))	_	地震時における地盤変位対策として、屋外消火配管は、タンクと配管の 継手部へのフレキシブル継手を採用することで、地盤変位による変形を 配管系統全体で吸収する設計とする。	-	※4:52条要求を含む
343	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	-	3時間以上の耐火能力を有する耐火壁	DB	11条	【11条109】	E	火災の影響軽減(火災防護 対象機器等の系統分離対 策)	_	互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、火災耐久試験により3 時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。	-	
344	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	_	3時間以上の耐火能力を有する隔壁等	DB	11条	【11条109】	E	火災の影響軽減(火災防護 対象機器等の系統分離対 策)	_	同上	_	
345	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	_	1時間耐火隔壁等,火災感知設備及び 自動消火設備	DB	11条	【11条110】	E	火災の影響軽減(火災防護 対象機器等の系統分離対 策)		互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、火災耐久試験により1時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。	_	
346	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)		中央制御室及び補助盤室の火災の影響 軽減対策 (制御盤内の分離対策)	DB	11条	【11条111】 【11条115】	E	火災の影響軽減(中央制御室の火災の影響軽減のための対策/補助盤室の火災の影響軽減のための対策)	_	中央制御室制御盤内の火災防護対象機器等は、実証試験結果に基づく離隔距離等による分離対策、高感度煙検出設備の設置による早期の火災感知及び中央制御室に常駐する運転員による早期の消火活動に加え、火災により中央制御室制御盤の1つの区画の安全機能がすべて喪失しても、他の区画の制御盤は機能が維持されることを確認することにより、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持ができることを確認し、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。 補助盤室制御盤内の火災防護対象機器等は、実証試験結果に基づく離隔距離等による分離対策、高感度煙検出設備の設置による早期の火災感知及び全域ガス消火設備による消火に加え、火災により補助盤室制御盤の1つの区画の安全機能がすべて喪失しても、他の区画の制御盤は機能が維持されることを確認することにより、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持ができることを確認し、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。	_	
347	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	-	中央制御室及び補助盤室の火災の影響 軽減対策 (高感度煙検出設備)	DB	11条	【11条111】 【11条115】	-	火災の影響軽減(中央制御室の火災の影響軽減のための対策/補助盤室の火災の影響軽減のための対策)	-	同上	-	
348	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	_	サーモグラフィカメラ	DB	11条	【11 条114】	E	火災の影響軽減(中央制御 室の火災の影響軽減のため の対策)	_	火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し、サーモグラフィカメラの 配備によって、火災の発生箇所を特定できる設計とする。	_	
349	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	_	原子炉格納容器内の火災の影響軽減対 策	DB	11条	【11条118】 【11条119】	E	火災の影響軽減(原子炉格 納容器内の火災の影響軽減 のための対策)	-	原子炉格納容器内は、プラント運転中は窒素ガスが封入され、火災の発生は想定されない。窒素ガスが封入されていない期間のほとんどは原子炉が低温停止期間であるが、わずかに低温停止状態ではない期間もあることを踏まえ、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。また、原子炉格納容器内への持込み可燃物は、持込み期間、可燃物量等、運用について保安規定に定めて、管理する。	_	
350	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	-	煙の流入防止装置	DB	11条	【11条9】	E	火災の影響軽減(煙に対す る火災の影響軽減対策)		火災区域又は火災区画のファンネルは、煙の流入防止装置の設置に よって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計と する。	-	
351	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	_	排煙設備(中央制御室)	DB	11条	【11条130】	E	火災の影響軽減(煙に対す る火災の影響軽減対策)	_	運転員が常駐する中央制御室には、火災発生時の煙を排気するため、 「建築基準法」に準拠した容量の排煙設備を設置する設計とする。	-	

No.		申請対象		DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
140.	施設区分	系統	機器名称	DB/ 6A	因是不入	(リンク番号)	フロー*1	ITHE 198 HE	がある仕様	소사자미기의 마취(기급	D	Er. Hri
352	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	_	可搬型排煙装置(ポンプ室)	DB [‰]	11,52条	【11条90】 【52条79】	E	火災の影響軽減(煙に対す る火災の影響軽減対策)	_	火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるポンプ室には、消火活動によらなくとも迅速に消火できるように固定式消火設備を設置し、 鎮火の確認のために運転員や消防隊員がポンプ室に入る場合については、再発火するおそれがあることから、十分に冷却時間を確保した上で 扉の開放、換気空調設備及び可搬型排煙装置により換気する設計とする。	-	※4:52条要求を含む
353	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	_	ケーブル処理室の火災防護対策	DB ^{¾4}	11,52条	【11条64】 【11条93】 【11条134】 【52条75】 【52条82】	E	火災防護対策(ケーブル処 理室)	_	また、中央制御室及び補助盤室の床下のケーブル処理室及び計算機室については、中央制御室からの手動操作により早期の起動も可能な全域ガス消火設備を設置する設計とする。ケーブル処理室は、消火活動のため2箇所の入口を設置する設計とする。ケーブル処理室は、異なる区分のケーブル・トレイが布設されているため、IEEE384に基づき、互いに相違する系列間を水平方向0.9m、垂直方向1.5mの最小分離距離を確保する設計とする。	_	※4:52条要求を含む
354	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	_	電気室の火災防護対策	DB ^{¾4}	11,52条	【11条33】 【52条20】	E	火災防護対策(電気室)	_	電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。	-	※4:52条要求を含む
355	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	_	蓄電池室の火災防護対策	DB ^{¾4}	11,52条	【11条21】 【11条25】 【52条15】 【52条16】	E	火災防護対策(蓄電池室)	_	蓄電池室の換気空調設備が停止した場合には、中央制御室に警報を発する設計とする。 また、蓄電池室には、直流開閉装置やインバータを設置しない。	-	※4:52条要求を含む
356	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	_	ポンプ室の火災防護対策	DB ^{※4}	11,52条	【11条90】 【52条79】	E	火災防護対策(ポンプ室)	_	火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるポンプ室には、消火活動によらなくとも迅速に消火できるように固定式消火設備を設置し、鎮火の確認のために運転員や消防隊員がポンプ室に入る場合については、再発火するおそれがあることから、十分に冷却時間を確保した上で扉の開放、換気空調設備及び可搬型排煙装置により換気する設計とする。	-	※4:52条要求を含む
357	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	_	中央制御室の火災防護対策	DB ^{%4}	11,52条	【11条44】 【11条64】 【11条111】 【11条112】 【11条114】 【11条130】 【52条38】 【52条75】	E	火災防護対策(中央制御室)	_	また、中央制御室の床面は、防炎性能を有するカーペットを使用する設計とする。 中央制御室は、消火器で消火を行う設計とし、中央制御室制御盤内の火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う設計とする。 中央制御室制御盤内の火災防護対象機器等は、実証試験結果に基づく離隔距離等による分離対策、高感度煙検出設備の設置による早期の火災感知及び中央制御室に常駐する運転員による早期の消火活動に加え、火災により中央制御室制御盤の1つの区画の安全機能がすべて喪失しても、他の区画の制御盤は機能が維持されることを確認することにより、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持ができることを確認し、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。離隔距離等による分離として、中央制御室制御盤については、安全系区分のケーブルや機器を設置しているものは、安全系区分分間に金属製の仕切りを設置する。ケーブルは、当該ケーブルに火災が発生して基準により乗りでである。本に関いていまた。周囲へ火災の影響を与えない金属外装ケーブル、難燃ビニル電線、テフゼル電線及び難燃性ポリフレックス電線を使用し、操作スイッチの離隔等により系統分離する設計とする。中央制御室内には、異なる感知方式の火災感知器を設置する設計とするとともに、火災発生時には中央制御室内部、対策を軽減する設計とする。これらの火災感知器は、アナログ機能を有するものとする。これに加えて盤内へ高感度煙検出設備を設置する設計とする。、大災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し、サーモグラフィカメラの配備によって、火災の発生箇所を特定できる設計とする。運転員が常駐する中央制御室には、火災発生時の煙を排気するため、「建築基準法」に準拠した容量の排煙設備を設置する設計とする。		※4:52条要求を含む

No.	46-50 = 0	申請対象		DB/SA	関連条文	基本設計方針	選定	性能・機能	明確にする必要がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
358	施設区分 その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	系統	機器名称補助盤室の火災防護対策	DB	11条	【11条115】 【11条116】 【11条117】		火災防護対策(補助盤室)		補助盤室制御盤内の火災防護対象機器等は、実証試験結果に基づく離隔距離等による分離対策、高感度煙検出設備の設置による早期の火災感知及び全域ガス消火設備による消火に加え、火災により補助盤室制御盤の1つの区画の安全機能がすべて喪失しても、他の区画の制御盤は機能が維持されることを確認することとを確認し、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。離隔距離等による分離として、補助盤室制御盤については、安全系区分ごとに別々の盤で分離する設計とし、1つの制御盤内に複数の安全系区分のケーブルや機器を設置しているものは、安全系区分間に金属製の仕切りを設置する。ケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えない金属外装ケーブル、難燃ビニル電線、テフゼル電線及び難燃性ポリフレックス電線を使用し、操作スイッチの離隔により系統分離する設計とする。補助盤室内には、異なる感知方式の火災感知器を設置する設計とするとともに、火災発生時には全域ガス消火設備による消火によって、異なる安全系区分への影響を軽減する設計とする。これらの火災感知器は、アナログ機能を有するものとする。これに加えて盤内へ高感度煙検出設備を設置する設計とする。	_	
359	その他発電用原子炉の 附属施設(火災防護設 備)	I	使用済燃料貯蔵設備及び新燃料貯蔵設 備の火災防護対策	DB ^{¾4}	11,52条	【11条91】 【11条92】 【52条80】 【52条81】	E	火災防護対策(未臨界の確 保)	_	使用済燃料貯蔵設備は、水中に設置されたラックに燃料を貯蔵することで未臨界性が確保される設計とする。 新燃料貯蔵設備については、消火活動により消火水が噴霧され、水分雰囲気に満たされた状態となっても未臨界性が確保される設計とする。	_	※4:52条要求を含む
360	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施 設)	-	貫通部止水処置(除じん機エリア)	DB/SA	6,51,54条	【6条16】 【51条14】	E	津波の流入防止	_	津波防護施設として、流路縮小工を設置し、浸水防止設備として、防水壁、水密扉、屋外排水路逆止弁及び床ドレン逆止弁を設置し、貫通部止水処置を実施する設計とする。また、浸水防止設備の水密扉は、経路からの津波の流入を防止するため、扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。	-	
361	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施 設)	_	貫通部止水処置(T/B境界地下階)	DB/SA	6,51,54条	【6条16】 【51条14】	E	津波の流入防止	_	浸水防止設備として、防水壁、水密扉、屋外排水路逆止弁及び床ドレン 逆止弁を設置し、貫通部止水処置を実施する設計とする。また、浸水防 止設備の水密扉は、経路からの津波の流入を防止するため、扉の閉止 運用を保安規定に定めて管理する。	_	
362	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施 設)	_	貫通部止水処置(放水槽)	DB/SA	6,51,54条	【6条16】 【51条14】	E	津波の流入防止	_	浸水防止設備として、防水壁、水密扉、屋外排水路逆止弁及び床ドレン 逆止弁を設置し、貫通部止水処置を実施する設計とする。また、浸水防 止設備の水密扉は、経路からの津波の流入を防止するため、扉の閉止 運用を保安規定に定めて管理する。	_	
363	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施 設)	-	取水槽水位計	DB/SA	6,51,54条	【6条41】 【51条38】	В	津波監視機能	計測範囲	津波監視設備のうち取水槽水位計は、非常用電源設備から給電し、EL-9.3 m~10.7mを測定範囲として、原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプが設置された取水槽の上昇側及び下降側の水位を中央制御室から監視可能な設計とする。	発電用原子炉施設の自然現象 等による損傷の防止に関する 説明書	
364	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施 設)	I	津波監視カメラ	DB/SA	6,51,54条	【6条40】 【51条37】	E	津波監視機能	_	津 <u>波監視設備として、</u> 敷地への津波の繰返しの来襲を察知し津波防護施設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するため、津波監視カメラ及び取水槽水位計を設置する。津波監視設備のうち津波監視カメラは、 非常用電源設備から給電し、暗視機能を有したカメラにより、昼夜にわたり中央制御室から監視可能な設計とする。	-	
365	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施 設)	I	原子炉建物燃料取替階ブローアウトパ ネル	DB/SA	12,54条	[12条34]	В	蒸気影響の軽減機能	設置枚数開放差圧	また、主蒸気管破断事故時等には、原子炉建物内外の差圧による原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル(設置枚数2枚、開放差圧6.9kPa以下)(原子炉格納施設の設備を浸水防護施設の設備として兼用)及び主蒸気管トンネル室ブローアウトパネル(設置枚数71枚、開放差圧7.36kPa以上、12.26kPa以下)(原子炉格納施設の設備を浸水防護施設の設備として兼用)の開放により、溢水防護区画内において蒸気影響を軽減する設計とする。	安全設備及び重大事故等対処 設備が使用される条件の下に おける健全性に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
366	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施 設)	_	主蒸気管トンネル室ブローアウトパネ ル	DB/SA	12,54条	【12条34】	В	蒸気影響の軽減機能	設置枚数開放差圧	また、主蒸気管破断事故時等には、原子炉建物内外の差圧による原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル(設置枚数2枚、開放差压6.9kPa以下)(原子炉格納施設の設備を浸水防護施設の設備として兼用)及び主蒸気管トンネル室ブローアウトパネル(設置枚数71枚、開放差圧7.36kPa以上、12.26kPa以下)(原子炉格納施設の設備を浸水防護施設の設備として兼用)の開放により、溢水防護区画内において蒸気影響を軽減する設計とする。	安全設備及び重大事故等対処 設備が使用される条件の下に おける健全性に関する説明書	原子炉格納施設の兼用
367	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施 設)	I	床ドレン逆止弁	DB/SA	12,54条	【12条28】	E	溢水伝播防止機能	_	没水の影響により、防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は、溢水水位を上回る高さまで、溢水により発生する水圧に対して止水性(以下「止水性」という。)を維持する壁、扉、堰、床ドレン逆止弁及び貫通部止水処置により溢水伝播を防止するための対策を実施する。	発電用原子炉施設の溢水防護 に関する説明書	
368	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施 設)	-	貫通部止水処置	DB/SA	12,54条	【12条28】	E	溢水伝播防止機能	_	没水の影響により、防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失 高さを確保できないおそれがある場合は、溢水水位を上回る高さまで、 溢水により発生する水圧に対して止水性(以下「止水性」という。)を維持 する壁、扉、堰、床ドレン逆止弁及び貫通部止水処置により溢水伝播を 防止するための対策を実施する。	発電用原子炉施設の溢水防護 に関する説明書	

Ţ.,		申請対象記	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	DD (04	明法タン	基本設計方針	選定	14 At 186 At	明確にする必要	# + ==== + A == + + + + + + + + + + + + + 	=기 +12 20 시네 - 12	/++ +z
No.	施設区分	系統	機器名称	DB/SA	関連条文	(リンク番号)	フロー*1	性能・機能	がある仕様	基本設計方針記載内容	記載資料名	備考
369	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施 設)	_	大型タンク隔離システム	DB/SA	12,54条	【12条28】	D	溢水に対する隔離機能	自動隔離時間	復水輸送系配管、制御棒駆動系配管、消火系配管及び補給水系配管 の破損による溢水量低減については、地震時に各配管の破損箇所から の溢水を自動隔離するため、大型タンク隔離システム(大型タンク遮断 弁及び制御盤)により、地震大信号(原子炉スクラム)発信後約1分で大 型タンク遮断弁を自動閉止する設計とする。	発電用原子炉施設の溢水防護 に関する説明書	
370	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施 設)	-	燃料プール冷却系弁閉止システム	DB/SA	12,54条	【12条28】	D	溢水に対する隔離機能	自動隔離時間	燃料プール冷却系配管の破損による溢水量低減については、地震時に燃料プール冷却系配管の破損箇所からの溢水を自動隔離するため、燃料プール冷却系弁閉止システム(燃料プール冷却系弁及び制御盤)により、地震大信号(原子炉スクラム)発信後約1分で燃料プール冷却系弁を自動閉止する設計とする。	発電用原子炉施設の溢水防護 に関する説明書	
371	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施 設)	_	循環水系隔離システム	DB/SA	12,54条	【12条37】	D	溢水に対する隔離機能	自動隔離時間	循環水系配管の破損による溢水量低減については、地震時に循環水系配管の破損箇所からの溢水を早期に検知し、自動隔離を行うために、循環水系隔離システム(漏えい検知器、循環水系弁及び制御盤)により、漏えい検知信号及び地震大信号(原子炉スクラム)発信後約1分で循環水系弁を自動閉止する設計とする。	発電用原子炉施設の溢水防護 に関する説明書	
372	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施 設)	_	地下水位低下設備	DB/SA	12,54条	【12条38】	В	溢水による損傷防止	容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲	地下水に対しては、地下水位低下設備の停止により建物周囲の水位が 周辺の地下水位まで上昇することを想定し、建物外周部における壁、 扉、堰等により溢水防護区画を内包する建物内への流入を防止する設 計とし、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計と する。さらに、耐震性を有する地下水位低下設備(施設共通(地震)の設 備を浸水防護施設の設備として兼用)により地下水の水位上昇を抑制 し、溢水防護区画を内包する建物内へ伝播しない設計とする。	耐震の基本方針の別添い地下 水位低下設備の設計方針」	施設共通(地震)の兼用
373	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施 設)	_	被水防護力パー	DB/SA	12, 54条	【12条30】	D	被水影響の軽減機能	_	防護すべき設備のうち、浸水に対する保護構造を有している設備は、評価された被水条件を考慮しても要求される機能を損なうおそれがない設計とする。浸水に対する保護構造を有していない設備は、機能を損なうおそれがない配置、保護力パーによる要求される機能を損なうおそれがない設計又は被水の影響がないよう、水消火を行わない消火手段(全域ガス消火設備等)を採用する等により、被水の影響がない設計とする。	発電用原子炉施設の溢水防護 に関する説明書	
374	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施 設)	_	通水扉	DB/SA	12, 54条	【12条40】	E	溢水に対する排水機能	_	通水扉のうち、地震時及び地震後において期待する通水扉については、基準地震動Ssによる地震力に対し、発生を想定する溢水に対する排水機能を損なうおそれがない設計とする。	発電用原子炉施設の溢水防護 に関する説明書	
375	その他発電用原子炉の 附属施設(緊急時対策 所)	_	差圧計	SA	76条	【76条15】	В	居住性の確保	個数 計測範囲	差圧計(個数1,計測範囲0~500Pa)は、緊急時対策所の正圧化された 室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できる設計とする。	緊急時対策所の機能に関する 説明書 緊急時対策所の居住性に関す る説明書	放射線管理施設の兼用
376	その他発電用原子炉の 附属施設(緊急時対策 所)	-	酸素濃度計	DB/SA	46,76条	【46条7】 【76条19】	В	酸素濃度測定機能	個数	系記時対東所には、阪系辰及及び一般化灰系辰及が泊期に又降がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計(個数1(予備1))及び二級化出事連度計(個数1(名(株1))を原始する記述しまる。	緊急時対策所の機能に関する 説明書 緊急時対策所の居住性に関す る説明書	
377	その他発電用原子炉の 附属施設(緊急時対策 所)	_	二酸化炭素濃度計	DB/SA	46,76条	【46条7】 【76条19】	В	二酸化炭素濃度測定機能	個数		緊急時対策所の機能に関する 説明書 緊急時対策所の居住性に関す る説明書	
378	その他発電用原子炉の 附属施設(浸水防護施 設)	_	タービン補機海水系隔離システム	DB/SA	6,51,54条	【6条22】 【51条19】	В	津波に対する隔離機能	自動隔離時間	浸水防護重点化範囲への津波の流入を防止するため、タービン補機海水系隔離システム(漏えい検知器、タービン補機海水ポンプ出口弁及び制御盤で構成し、タービン補機海水系配管の破損箇所からの溢水を検知し、漏えい検知信号及び地震大信号(原子炉スクラム信号)発信後約60秒で自動閉止するインターロック)により、津波襲来前に閉止する設計とする。	発電用原子炉施設の自然現象 等による損傷の防止に関する 説明書	

	差異理由		差異なし。		· ** *********************************	港強なし。		港強なし。	島根2号では、竜巻防護対策 戦権の毎回な名の歌号の歌い	改画で による発興。 による発展。	柏崎7号と設備構成の差異で あり、島根2号では奄釜に対 よるに難みを始かり、多数に まるに難みを始かり、多数に	9 らりの政外水地なは、用や砂 護ネット及び竜巻防護鋼板と している。
	明備にする必要がある仕様及び説明書		会議 を を を を を を を を を を を を を	発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	薬が か	発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	本でいる。	発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	林粋 練経 網目寸法 耳さ	発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書		
用证安怀恥中	中請对察討備機器名称	島根2号	取水槽海水ボンブエリア防護対策設備 (電券防護メント、竜巻防護対策設備 ************************************	光師により伸びする。 J	が の の の の の の の の の の の の の	偏(宿舎の職職权及の条輌により構成する。)	燃料移送ポンプエリア防護対策設備	(喧客的機輌放及の米輌により桶放する。)	神仏間 (音楽所) (音楽所) (音楽所) (音楽所) (音楽所) (音楽所) (音楽形)	構設する。)		
	明確にする必要がある仕様及び説明書	柏崎7号	材料 線径 灣 日 寸法	発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	本がある。	発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	本で	発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書			教を	発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書
	明確にする必要が	東海第二	材 線 在 灣 田 小沃	発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	森や町	発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	楽や かん	発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書				
	備機器名称	柏崎7号	竜巻防護ネット (俸髭開口部竜巻防護ネット)		電巻防護鋼板(換気空調系ダクト防護 電巻防護鋼板(原矢距離級 電巻防護鋼板(原子炉補機冷却海水系 配管防護製)	反 (非常用 ディーゼル 発電 をポンプ防護板) 反 (非常用 ディーゼル発電 経配管防護板)	1	电论分限原			音巻店藤フード(健屋開口 部竜巻店藤鋼製フード)	奇巻防藤フード(徳屋開口 部竜巻防護コンクリート製フード)
比較表(技術基準要求機器リスト)	申請対象設備機器名	東海第二	防機ネット			DJJ键 \$P\$(改	1	186				
受 (技術基準要	施設区分		施設 (電券)			(事)		(施設共通	(施設共通	(皇秦)
2. 比較湯	No.		1		c	20	(n	-	н	U	0

中 田 苗 崇		東海第二とは、火山に関する	防騰設計方針の差異	東海第二とは、火山に関する	防護設計方針の差異	島根2号では防護板なしで評 エイエル・エル・エル・エル	宣점米を宣伝りるため、対義戦権なし。		差異なし。	差異なし。	
明確にする必要がある 仕様及び説明書		l	発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	_	発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書			中数	安全設備及び重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書	容量 揚程 原動機出力 個數 検出範囲	地下水位低下設備の設 計方針
申請対象設備機器名称	島根2号	取水槽循環水ポンプエリア防護対策設	樓	ディーゼル燃料移送ポンブ防護対策設	樓				ホイールローダ	地下水位低下設備	
明確にする必要がある仕様及び説明書	柏崎 7 号		発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書			I	発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	台数	安全設備及び重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書	容量 楊程 原動機出力 個数 検出範囲	設定根拠に関する説明 書 (別添)
明確にする必要が	東海第二							中数	安全設備及び重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書	容量 揚程 原動機出力 個數 計測範囲	設定根拠に関する説明 書 (別添)
申請対象設備機器名称	柏崎7号	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板	非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板			非常用ディーゼル発電設備燃料移送ボ	ンプ防護板		ホイールローダ (6,7号機共用)	7 号機也下水排水設備 5 号機也下水排水設備 1. 号機由 地址加速	(0, f 75/88-47.H.)
申請対象設	東海第二								ホイールローグ	原子炉建垦地下排水設備	
権器区令		施設共通	(E)	施設共通	(水川)	施設共通 (2) 25	(X) (X)	施設共通		施設共通 (地震)	
No.		Œ)	7	-	o	0		o	10	

田莊田栄		州「水田川			発異なし。	(イ田外	発表し。	新田かり	75 % 4 7°	東海第二法、汚濁防止購設價	のみで毎年当長公司の双名次、 権士るため、対象設備なし。
明確にする必要がある 仕様及び説明書		l	使用済燃料貯蔵槽の水 深の遮蔽能力に関する 説明書	個数	使用済燃料貯蔵槽の温 度、水位欠満入い会 監視する装置の構成に 関する説明書並びに計 調範囲及び警報即作範 囲に関する説明書	窗 数量	設定根拠に関する説明 書 (別添)	に 届 面 が 数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	画画	設定根拠に関する説明 書 (別添)
申請対象設備機器名称	島根2号	銀屋ペア・デベトレアキ			秦粋ブール階視カメラ(SA)	## Use us to the transfer of the long terms and the long terms are the long terms and the long terms are the	※やく一く唱 名グメイル 白垣政治		N H	77 W 2017 77 177 177 177 177 177 177 177 177 1	成析生物質收 育村
明確にする必要がある仕様及び説明書	柏崎7号			極即	使用済然科的議権の温 度、水化の濁メッシ 監視する装置の構成に 関する説明事並びに計 調範囲及び警報動作範 国に関する説明事	個 容 量	設定根拠に関する説明 書 (別添)	巵 高 数 一 数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	事軍	設定根拠に関する説明 書 (別添)
明確にする必要が	東海第二	l	使用済燃料貯蔵槽の水 深の遮蔽能力に関する 説明書	個数	使用済然科的廣播の温度、水位の海域、水位の海域、水位の海域、水位の海水いや 監視する装置の構成に 関する説明事並びに計 調範囲及び警報動作範囲に関する説明事	海 秦 量	設定根拠に関する説明 書 (別添)	底 高 数 数 数	設定根拠に関する説明 書 (別添)		
備機器名称	柏崎7号	サイフォンブレーグ孔 (東田 (新の連版) (説の単版) (説明書			使用済燃料庁藤ブール階組カメラ	使用済燃料貯蔵ブール監視カメラ用空	冷装置	次を選げたこれ クラー 日本 十田 ハ	9)	11. W. Lis. Ad. George 44. Lis. Co., p. 11. 128. Li. 11. 17.	成新生粉質收青杯(6. / 予機共用)
申請対象設備機器名称	東海第二	サーバナンナンナーナ			使用済然やプール階間カメラ	使用済燃料ブール監視カメラ用空冷装		(HE-104-LL)	7 fdb 8.7 L. 108、(* 1 秋至)		
接路区分	100 100 100			な然準物質 の可波格 及び宇藤 一般 で の の の の の の の の の の の の の の の の の の	核然料物質の取扱施設の		核燃料物質の取扱施設		核燃料物質 の取扱施設	及の野魔を	
No.		=	:		12	ç +	13	-	*	Ļ	12

#田田田 #		東海第二は、汚濁防止膜設置 アルカール	でイエが相ない。		東海第二は計測制御系統施設に記載しており、柏崎7号は差異なし。		東海第二及び柏崎7号は、申 請対象設備であるのに対し、 島根29の各線を第20イルタ ベント系は、系統符機時に十 分な量の薬品を保有してお り、原子母路線を移からある。	性を維持可能であるため、補 整設備(集品柱スタンク)を 日主対策設備として設置して いるため、申請対象外として いる。	集田か)	用 で こ こ 。
明確にする必要がある 仕様及び説明書		個数	設定根拠に関する説明 書 (別称)	個数	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範 の説明書並びに計測範 用及び警報動作範囲に 関する説明書	使用済機料時機構の追 度、水化及び湯えいを 監視する装置の構成に 関する説明書述のに計 週前間及び警察動作範 囲に関する説明書			固数	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書
申請対象設備機器名称	島根2号	יון אוו זער של	The table of the table of the table of		可機型計測器				解部型 铝平明	选 网 丁 多 7 7 7 8 1 下 5 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
明確にする必要がある仕様及び説明書	村崎7号	個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	個数	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範 国政 び警報動作範囲に 関する説明書	使用済燃料時機構の追 度、水化及び湯えいを 監視する装置の構成に 関する説明書述のに計 週前間及び警察動作範 囲に関する説明書	Hd	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	個数	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書
明確にする必要が	東海第二						Hd	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	個数	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書
備機器名称	柏崎7号	- 整			可機型計測器 可搬型計測器(6,7 号機共用)(予 備)		フィルダ装置 (pll)		海阻无鞘 本語化對應	235 FPN -T-390, 7T '576 T- FAX, FPN
申請対象設備機器名称	東海第二				·		フィルダ装置		举证 1 七 岳 石 岳 恭 恭	
推設区分		核燃料物質 の取扱施設 ひ取扱施設	X C X J MX JE 設 就		核然料物質 の取扱施設 及び貯蔵施 設		原子炉冷却多练啪影	**	原子炉冷却	
No.		<u>a</u>			17		18		ů.	T

田田田栄		東海第二及び柏崎7号は、申請対象領令のに対し、申請対象領令を20に対し、自由の上は、参照主命や地位	解析のかは、関連和学生操作 機構の設置場所を原子を確か 付属権内でするにで放射線 防護を考慮した設計としてい るため、対象設備なし。	東海海二及び缶磨7号は、申 請対象設備であるのに対し、 ・	が、本書的は ※、本書的は ※、本書がおいに ※を挙がいに 第100	张周炎!	分子: ・ ・ ・ ・ ・	発用が	H X + C 0
明確にする必要がある 仕様及び説明書						系統設計流量	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	容量 個数	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書
申請対象設備機器名称	島根2号					格納容器フィルタベント系(系統設計	(哺児	原子炉格純容器(サプレッツョンチェ	<u>ر</u> ر
明確にする必要がある仕様及び説明書	柏崎7号	林本甲の	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	系統設計流	原子戸格納施設の設計 条件に関する説明書	系統設計流量	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	容量 個数	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書
明確にする必要が	東海第二	本が取る	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	系統設計消車	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	系統設計流量	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	容量 個数	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書
備機器名称	柏崎7号	地區分元 阿斯斯 小 組 化岩炉 地 地 茲	は南上が地勢上撃に攻闘盗叛 (南上が格勝地談に記載。記載内容比 較のため転記)		耐圧強化 ベント系(系統設計 流量)	體報 [34 %] 平凸陷 學师 科	TH M'14T GP LL / J.	原子炉格納容器 (サプレッションチェ	(X)
申請対象設備機器名称	東海第二		第二弁操作室遮蔽 (放射線管理施設に記載。記載内容比 数のため転記) 耐圧強化ベント系 格納容器圧力透がし装置(系統設計流) 量)		(inj	**************************************			
権設区分			原子有冷劫系統施設	而 元 元 七 6	データー 2014 名称 施設	原子行冷却本系統施設。		原子炉冷却	
Š			20		21	66	1	93	

田田 田 業		東海第二及び柏崎7号は、申請対象設備であるのに対し、 助根2場の格納発器イルタ ペント系は、実施特機時に十 ペント系は、表が特機時に十 り、原子戸布納発器のであり、原子戸布納発器のの移行	性・分類の単にない、アルカリ 性・合繊等可能であるため、	東海第二と差異なし。 村崎7号は、申請対象設備で	あるの「本力」 報用部級に設置される隔離す は、鶴動弁のみで構成し、 域を節弁は設置していないた め、対象設備なし。	東海第二のプローアウトパネルは、インターフェイスシス	テムLOCA時の開放に期待して いないため、申請対象外
明確にする必要がある 仕様及び説明書						設置枚数 開放差圧	安全設備及び重大事故 等対設備が使用され 等が設備が使用され る条件の下における随 全性に関する説明書
申請対象設備機器名称	島根2号					原子が建物燃料取替階プローアウトバ	**
明確にする必要がある仕様及び説明書	柏崎 7 号	海 PH	原子石格納施設の設計条件に関する説明書	個数	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	設置枚数開放差圧	安全設備及び重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における確 全性に関する説明書
明確にする必要が	東海第二						
崩機器名称	柏崎7号	水酸化ナトリウム水溶液(6.7 号機共			遠隔空気駆動弁操作設備	1. 本が、1. サマーコーコーコーコーコーコーコーコーコーコーコーコーコーコーコーコーコーコーコ	We with the control of the control o
申請対象設備機器名称	東海第二						
推設区分	脂酸 区分 原子 存 沿 劫		※		原子炉冷却系統施設	原子炉冷劫	永 統 施 動
No.		24			25	9 c	3

業田田田			東海第二及び柏崎 7 号とは系統構成及び基本設計方針記載 対象設備の差異		差異なし。		差異なし。
明確にする必要がある 仕様及び説明書		個数計測範囲	計測装置の構成に関す 西波明単位でに計測能 西次等機動作範囲に 関する説明書	検出器の種類 個数 計測範囲	計測装置の構成に関する設明等での構成に関する設明等近のに計測能 囲及び警察動作範囲に 関する説明書	個数	計測装置の構成に関す を説明書述びに計測範 囲及び警報動作範囲に 関する説明書 使用系線料件職構の温 度、水位及び濁えいを 鹿池する説明書 度、水位及び濁えいを 原、水位及び濁えいを 間が面及び警察動作範 関する説明書がのに割 通範囲及び警察動作範 囲に関する説明書
申請対象設備機器名称	島根2号	第1 ベントフィルタ出口水素濃度 スクラバ容器水位	メクラスを報告な スタラスを報告な 表の影像によう数交換器や却水流量 低圧原子炉で替仕水プン出口圧力 原子管解等はカガボンプ出口圧力 悪圧デルスプレイボンプ出口圧力 製機製作物除まれ、プエロ圧力 原子が圧力容器温度(SA)		静的触媒式水素処理装置人口温度 静的触媒式水素処理装置出口温度		可被型計測器
明確にする必要がある仕様及び説明書	柏崎 7 号	個数 計測範囲	計測装置の構成に関す る設用書かばに計測 関数 び警察動作範囲に 関する説明書	検出器の種類 計測範囲 個数	計測装置の構成に関する説明等で る説明等近の作品 囲及で警察動作範囲に 関する説明書	個数	計画装置の構成に関する説明を開め、作品に関する説明書述のに引き、問題の「警報節・作館田に関する説明・作品の記書、大位及び選求といる、選出する説明書がには、大位及び選えいる、選出する説明書がにに関する説明書がにに関する説明書がには、
明確にする必要が	東海第二	個 数 計 測範囲	計過装置の構成に関する設置と を設す事业がに計測能 取及び警練動作範囲に 関する説明書	個数 計測範囲 検出器種類	原子戸格納施設の水業 濃度低減性能に関する 説明書	個数	計 海珠圏 の構成に関する設明書がいて計削能 る設明書並びに計削能 用及び警報助 作能用に 関する説明書
申請対象設備機器名称	柏崎7号	7 7 8 4	イルク装置入口圧力 イルク装置入口に力 イルク装置を列イルク発 子が開催の到イルク発圧 子が開催が到水系が終消量 活験終ま系熱交強器入口が却小消量 大移送ボジ吐出圧力 上炉圧力容器温度		静的触媒式水素再結合器動作監視裝置		可被型計瀏器 可被型計瀏器(6,7 号機共用)(予 簡)
申請対象設	東海第二	フィルタ装置入口水素濃度 フィルタ装置水位 フィルタ装置水位 フィルタ装置上カ フィルタ装置と 残留製除士系権水系系統流量	整急自用表水流量(残留影除去涂製效 整制 動物。 一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個		静的触媒式水素再結合器動作監視装置		器 麗 -
推設区分			华 德國		計測制御系統施設		· 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
No.			27		88		53

業額田田		東海第二は差異なり、柏崎7 号は既設の計測装置を使用するのに対し島根2号が計測装	置を新設することによる設備構成の差異	東海第二は計測装置を新設するのに対し島根2号が既設の計測装置を存用することによる設備構成の差異、 在崎7号	は申請対象設備を島根2号よりも総分化していることによる差異	東海第二は差異なり、柏崎7号は既設の計測装置を使用するのに対し開発の計測装置を使用するのに対し開発のが計測装	置を新設することによる設備精成の差異	東海第二は計画装置を推設するのに対し島根2号が既設の るのに対し島根2号が既設の 計画装置を使用することによる影響構成の差異。在略7号	江中謂対撃政備を島根2号よりも編分化していることによる差異	島根2号は、逃がし安全弁鑑素ガス供給系により全てのSRVに発表により全てのSRVに発表によりをでのSRVに発表供給し動作可能な設計	としているため、窒素ガス代替供給設備は目主対策設備と を供給設備は目主対策設備としており、申請対象外	島根2号は、逃がし安全弁鑑 素ガス供給系により全てのSRV に発素供給し動作可能な設計	としているため、鑑素ガス代替供給設備は自主対策設備と 上ており、申請対象外
明確にする必要がある 仕様及び説明書		個数 吐出压力 容量	設定根拠に関する説明 書 (別添)	個数 PE 由 容量 伝熱面積	設定根拠に関する説明 書 (別添)	個数 吐出压力 容量	設定根拠に関する説明 書 (別添)	個数 PHH压力 容量 公熟面積	設定根拠に関する説明 書 (別添)				
申請対象設備 機器名称	島根2号	格納容器ガスサンプリング装置(格納 発器水業度(SA)及び格納容器酸 参響作(SA)	光度以 (5.7.))	格納容器ガスサンプリング装置(格納 発器水素濃度(B系)及び格納容器酸	恭豫度(B系))	格納容器ガスサンブリング装置(格納 学器水素濃度(SA)及び格納容器酸	米履及(5A))	格練容器ガスサンプリング装置(格納 容器木素濃度(B系)及び格納容器酸	※豫戊(B※))				
明確にする必要がある仕様及び説明書	柏崎 7 号	個数 中比比万 容量 設定根拠に関する説明 - 説明 設定根拠に関する説明 - 説明 設定根拠に関する説明 - 書(別派)											
明確にする必要が	東海第二	- 2 2 2 3 B B B B B B B B B B B B B B B B				空調機容量	設定根拠に関する説明 書 (別添)	空調機容量	設定根拠に関する説明 書 (別添)				
備機器名 称	柏崎7号		9 - 7 - 5 - 5 - 7 - 1 - 5 - 7 - 1 - 5 - 7 - 1 - 5 - 7 - 1 - 5 - 7 - 1 - 5 - 7 - 1 - 5 - 7 - 1 - 5 - 7 - 1 - 5 - 7 - 1 - 5 - 7 - 7	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1				格納容器内ガス冷却器					
申請対象設備機器名称	東海第二					the state of the s				北帝田を非年めて古口を割け、バ	汗 出盤 氷状や 氷南 江 磐 米 小 人	非常用逐がし安全弁驅動系高圧壅素ボ	ž.
施設区分		华 医医斯 級 級 所 級					幸 一 一 一	汽柜			統施設	計測制御系	統施設
No.		30						33		20	40	į	00

業田田田		THE PROTECTION OF A PROPERTY.	作画(でとは在典なし。 東海第二とは申請方針の差異	島根2号は、悪影響を及ぼさ がいよう考慮して、自動強圧 お新聞い。 メール・エルッドに共り	- 歴史JRIT イメライズ O.Y.皆目 - 動域圧起動阻止スイッチをそ かぞれ設置している。	紫园 4	٠ ٢	状田か」	石朮やし。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	西共六ト。	柏崎7号とは差異なし、東海第二とは植設区分差異によるもので、島根2号は、 「要目	表(計測制御系統施設)」において、「個数及び計測範囲を説明している。
明確にする必要がある 仕様及び説明書		固数	発電用原子炉の運転を 管理するための制御装 置に係る制御方法に関 する説明書	個数	発電用原子炉の運転を 管理するための制御装 置に係る制御方法に関 する説明書	個数	管理区域の出入管理設 備及び環境試料分析装 置に関する説明書	個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	個数	環境測定装置の取付箇 所を明示した図面 (そ の1)		
申請対象設備機器名称	島根2号		自動談圧起動阻止スイッチ	五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	1大管目動成上佐動阻止イイップ	サディ 中舎 ドー・コッグ 十部上	K	A. FIET IOV ING	7 / <u>22.</u> 015 MID	m+(iii), [197] = 4 - 101 - 111	- 1 按さて大人・大人・大人・大人・大人・大人・大人・大人・大人・大人・大人・大人・大人・大		
明確にする必要がある仕様及び説明書	柏崎 7 号	個数	商数 発電用用子をの運転を 管理するための制御技 中を設明書 する影響技法に関		個数	管理区域の出入管理設 備及び環境試料分析装 置に関する説明書	個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	個数	環境測定装置の取付箇 所を明示した図面 (そ の1)			
明確にする必要が	東海第二	高 然				個数	管理区域の出入管理設 備及び環境試料分析装 置に関する説明書	個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	個数	環境測定装置の取付箇 所を明示した図面 可搬 型気象観測設備	個数 計測範囲	中央制御室の居住性に 関する説明書
備機器名称	柏崎7号		自御減圧※の危動阻止メイッチ			可機型ダスト・よう素サンプラ (6.7	号機共用)	小型船舶(海上モニタリング用)	(6,7 号機共用)	5	J·唐拉刘·紫朝周按画(b, i · 万极共用)		
申請対象設備機器名称	東海第二				コイン主義の ユーン 4年 展開に	アンドン・アンドン・アンドン・アンドン・アンドン・アンドン・アンドン・アンドン	איני איני איני איני איני איני איני איני	7.35.MBMH			中市 相邻存处地存业	十次即阿里特拉里拉生 同	
推設区分	C 1 KH9/	平 整 整 整 整 形 水 水 多 多 多 多 多 多 多 多 多 多 多 多 数 是 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数				歯っ	放射線管理	施設	放射線管理	施製	放射線管理	施設	
No.			36	0	õ	8	8	ê	ŝ	Ş	4	Ę	1

差異理由		東海第二とは差異はなし, 柏 崎7号は、申請施設区分を緊	急時対策所としていることによる差異	島根2号は、現場操作でのベント操作を実施した後、中央制御室に待避する運用として	おり、操作場所の陽圧化設備 は不要であるため、対象設備 なし。	島根2号は、遠隔手動弁操作 機構の設置場所を頂子が建物 仕居地かしサストして計り	TJ 最終なある。 TJ 観察を地磨した数半としている わため、対象設備なし。	島根2号は、チェンジングエリアの照明について記載しており、緊急時対策所チェンジ	ングエリアは、常設照明により照度を確保するため、対象 設備なし。	柏崎7とは巻異なし、東海第二は、計測制御系統施設の可	- 搬型照明 (SA) を使用することによる差異		
明確にする必要がある 仕様及び説明書		個数 計測範囲	緊急時対策所の機能に 関する説明書 緊急時対策所の居住性 に関する説明書							個数	非常用照明に関する説明書		
申請対象設備 機器名称	島根2号	横丛樂								田 700 日 40 日 キ・光 / くらく・ サ	10 TO TO THE POST OF THE POST		
明確にする必要がある仕様及び説明書	柏崎7号							個数	非常用照明に関する説 明書	個数	非常用照明に関する説 明書		
明確にする必要が	東海第二	個数 計測範囲 計測範囲 緊急時対策所の居住性 に関する説明書		個数 計測範囲	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	幸卓 や	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書						
申請対象設備機器名称	柏崎7号		高型					5号機原子炉建屋内緊急時対策所用能 電池内部用配用 (ランタンカイコ)	も 10.7 10.7 10.7 10.7 10.7 10.7 10.7 10.7	中央制御室用乾電池内蔵型照明	(6,7 号機共用)		
申請対象設	東海第二	「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」「東海」		急時效策所用 惣圧計 東海, 東海第二発電所共用)		第一 补訊 化宏速 压乳	为一<u>丌</u>殊[] 生压 压[]	的——孙祖 /在中]推 选	为一· 井樑下 15 18 18 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16				
施設区分		型	施設	運	超弱	運		放射線管理	屋	放射線管理	施設		
No.		49	75	43	2	77	#	45	2	46	, *		

*		紫照か」	。 5.5.4.5.4.6.4.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6.	※ 開か」	0 0 0 0 0	ペデスタル排水系は、東海第 - 本本かの部地でもの。自由の	- 44のX番にあり、即依 2号は対象設備なし。	ペデスタル排水系は、東海第 - 蜂者の影幅であり、真海第	号は対象設備なし。	ペデスタル排水系は、東海第一 地かの影響のよい。 自相の	- 1419のX間、2007、 町吹 2 号は対象設備なし。
明確にする必要がある 仕様及び説明書		卒 個数	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	厚み 材料 個数	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書						
申請対象設備機器名称	島根2号	原子炉格納容器(サブレッションチェ	Ž ,	₹/v →/シン 4 t ll ⊏							
明確にする必要がある仕様及び説明書	柏崎7号	容量 個数	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	両 車 中本 なお 本本	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書						
明確にする必要が	東海第二	匈数 個数 原子/万格納施設の設計 条件に関する説明書		両 両 材料 個数	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	心 恒	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	高偏厚な お な な な な な な な な な な な な な な な な な な	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	高庸単な お な 楽 茶	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書
備機器 名称	柏崎7号	原子炉格熱容器 (サブレッツョンチェ	Ž,	7 7 7 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -							
申請対象設備機器名称	東海第二	ン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		7 7 7 7 7 7 1 L		原子炉格納 数金板宽在下1、1、4、7番1億	1世81年間次に アン・ノン 準入面	数数分割 ボワンナン エスコット		ユニートナンドン 高報語必要解	THRO 44 BRINKAR I V V V V V V V V V V V V V V V V V V
左於		原子炉格納	加設	原子炉格納	屋	原子炉格納	超额	原子炉格納	透	原子炉格納	植設
No.		47	Ŧ	84	2	9		50		Ū	7

田田 田栄		州田子	H-34.4.7.	島根2号は、大型送水ボンブ 車により泡消火薬剤容器から	泡消火薬剤を吸引, 混合する ため, 対象設備なし。	島根2号の耐圧強化ベントラ インは、新規制基準施行以前 にアクシテントマネジメント 対策として設置しており、必 型な容量を有する段幅である が、格納容器フィルグベント	※水券指に配よ事故等效型製 備として設置することから、 最終ヒートシンクへ熱な輸送 するための自主対策設備とし て位置付けているため、対象 設備なし。	※ 田 4.2.1	音楽を し。	東海第二及び柏崎7号は、申 請対後設備であるのに対し、 局根2号のが第密器フィルタ 局投2号の各等発器でイルタント系は、系統特機時に十 分文庫の集品を表する。 第二の第二の本格を表すしてお	り、成中子を表を扱いらな行う。 中心酸の真に対し、アイルカリ 作を精神可能であるため、補 終設備(集由注入サック)を 自主対策設備として設置して いる。 いる。
明確にする必要がある 仕様及び説明書		容量 個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)					系統設計流量	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書		
申請対象設備機器名称	島根2号	商必及推了景味	161717 9K771747 do					格納容器フィルタベント系(系統設計	(曹湜		
明確にする必要がある仕様及び説明書	台 と ቃ 財	容量	設定根拠に関する説明 書 (別添)	個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	系統設計流量	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	系統設計流量	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	Hd	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書
明確にする必要が	東海第二	容量 個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	(別添) 数数 数 (別別) (別別) (別別) (別別) (別別)		臺洲 指缀ᇮ逐	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	系統設計流量	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	Hd	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書
申請対象設備機器名称	柏崎7号	(田井維田 7 3) 尿斑八彩泉	- 9	地區家區 人名斯姆(6.7 巴赫士田)		(曹崇市協議家) ダンベン 小野土押	AN AN WAY BE DUCK.	格納容器圧力逃ぶし装置(系統設計流			フィルタ装置 (pH)
申請対象設	東海第二	(田产へ計画士) 弱泌尿塩イ緊緊	「西市大米、担中部(大社・・・・) 五)	冰河入 服	(CAPE II AA	ダュヘン・小乗士課	- N N N N N N N N.	爾共二次於十二四多字	在第4年 アンジン・ソダー		フィルタ装置
据 医 下 下		原子炉格納	超	原子炉格納	超	原子炉格納	施設	原子炉格納	瀬	- N - N - N - N - N - N - N - N - N - N	斯士沙哈勒施設
Š		6	9	C L	3	5.4	5	u u	200		290

田田田報		東海第二及び柏崎7号は、申請が第二及び柏崎7号は、申請が発展備であるのに対し、 島根2号の格が発器イルタベント系は、系統存機時に十分な重の薬品を保育しており、原の薬の薬のを持た。	本の数の単にない、アルカリ 在を維持中口部であるため、 総設備(集品社スタン))を 自一対策設備(集出社スタン))を いっため、申購対象外として いるため、申購対象外として いる。	右崎7号とは差異なし。 東海第二は、申請対象設備で あろのに対し、島根2号の格 納容器フィルタベント系は、 事象容性後で日間、メクラビ アング木の補添及ではまま	使用しなくれも、フェンクタ番間が基本するのが無常ない。 一般を基本するので、 単いしており、 一部を自由な策認能としてい ものため、 ものなり。 ものな。 ものなり。 ものなり。 ものなり。 ものな。 ものな。 ものな。 ものな。 もの。 もの。 もの。 もの。 もの。 もの。 もの。 もの。 もの。 もの	島根2号は、遠隔手動弁操作 機構の設置場所を頂子が建物 仕屋はおしよって、1、444年	- 17 乗発力の90円~放対整 防臓を発慮した設計としているため,対象設備なし。	※ 開光	H
明確にする必要がある 仕様及び説明書								個数	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書
申請対象設備機器名称	島根2号							解納另 附や棚 土园底	AZENT T 500 J 28K P.D.K. 17
明確にする必要がある仕様及び説明書	柏崎7号	容量 pH	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書			材料厚さ	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	個数	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書
明確にする必要が	東海第二			谷 被	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	棒を車	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	個数	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書
申請対象設備機器名称	柏崎7号	木殿化ナトリウム水溶液(6.7 号機共	(III			744 학(대기 108 기기 1학 수 1981 <u>구</u> 교교학	ASE 1499 - F-1907 - FF-150X - FF-150	湖底光明 李明仁明 健	사업 연점 구구 397. 기 가장 [구 IA.소)류
申請対象設	東海第二	\$		7	格が大く	一种种体型	ご奏乙や占	沖四 (七組化磁機	(ALMA / /) TW 1 TW
程 公 之		原子布格納施設		原子石格勢 施設				原子炉格納	施設
N.		n 7	5	-	80 60	03	200	Og	3

田田田芸		東海第二と差異なし。 柏崎7号は、申請対象設備で あるのに対し、島根2号は、 出出窓のでおり、島根2号は、	# THEFFICE CALS Now HE THEFFICE CALS Now HE THEFFICE CARRIEL Y 公 気作動子は設置していないため、対象設備なし。	楽風か	°) 4. j. f.	東海第二は、汚濁防止膜設置	- に小型指着を使用しないため、対象設備なし。		差異なし。	柏崎7号とは落異なし。	東海第二とは、溢水に関する 防護設計方針の差異
明確にする必要がある 仕様及び説明書				高 高 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	設置校数 開放差圧	安全設備及び重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書	設置校数 開放差圧	安全設備及び重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書
申請対象設備 機器名称	島根2号	値数 原子が格納施設の設計 条件に関する説明書		** * + C + A ** * + C * + C **		小型粉粉的		0 (T	原子の建物燃料収容備フローアワトンネル	- 主蒸気管トンネル室プローアウトバネ ル	
明確にする必要がある仕様及び説明書	柏崎 7 号	個数	原子炉格納施設の設計 条件に関する説明書	高さ 幅 個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	設置校数 開放差圧	安全設備及び重大事故 等外処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書	設置校数 開放差圧	安全設備及び重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書
明確にする必要が	東海第二			高さ 幅 個数 設定税拠に関する説明 書 (別派)				設置枚数 開放差圧	安全設備及び重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書		
備機器名称	柏崎7号	美国方名 阴晶 小锅 化热 推	遠隔空気驅動弁操作設備		汚適防止職 (6,7 号機共用)		(6,7 号機共用)		燃料取替床プローアウトパネル		士※気米トンネル当ノローノットハキル
申請対象設備機器名称	東海第二			原子炉格納 未遍防止酶 (可維稅)					原子が建屋外側プローアウトパネル		
推器区分		原子炉格麴	超級	原子芍格绝。	超認	国 子 一 一 交 教	施設	10 M	原子的名称	10 M	原士 化合物 植設 植設
No.		5	5	83					64		65

田田田田栄			差異なし。	東海第二は、汚濁防止騰設置のかってがないません。	シラ、は干さながですメードをなる。 施するため、対象設備なし。	発展か 1	AE 344' 4' C.o.	単 開か」	角状よし。	島根2号は、BWR-5のため区分	三の半吊 月球素は正いる米巻としている。	島根2号は、BWR-5のため区分 mの非常用印象はHDCを必じ	III OSFTANDOM SALII CONNOL C
明確にする必要がある 仕様及び説明書		個数	安全設備及び重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における億 全性に関する説明書	重量	設定根拠に関する説明 書 (別添)	容量 個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	T	非常用発電装置の出力 の決定に関する説明書				
申請対象設備機器名称	島根2号		原子庁建物燃料取替階プローアウトバネル閉止装置	44 700, 1011-255 (MH +44 4) 474	[J. 24] 1.보 4의 및 2x /미 1·기								
明確にする必要がある仕様及び説明書	台 と 蛚 財	() を ()							_	非常用発電装置の出力 の決定に関する説明書			
明確にする必要が	東海第二	個数	安全設備及び重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書	な 本 な が な な な な な な な な な な な な な な な な									
崩機器名称	柏崎7号		燃料取替床プローアウトパネル閉止装置	(田 井 郷1日 ~ ジ) 4.4 薬 四 郷 岬 岬 村 やり・		イカックラッド棚間荘勝(77 円)	1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	マタック ラッド間間光線 (アーコ)		100 Hz	メタルクソット開西装画(15)	イカット 写明時光 夢 (五)	1
申請対象設備機器名称	東海第二							インアンント語が適					
据数区分			原子石格納施設	原子炉格納	超器				その他発電 用原子がの 74m すが				
No.			99	7.5	5	o d	8	09	B	S t	2	15	1

田田 田栄	H I	柏崎7号は、ABWRのためHPCS 申田の命語を必ぶたと、44年	4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4	柏崎7号は、ABWのため旧CS ヨロの希話でながお、 みね	争五の電視状的がよく、凶楽数値なし。	状 日本 (ショ	角表えて。	(· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	容異なし。	(公 田 利	的表えて。	(日本等 - C。			
明確にする必要がある仕様及び説明書		命 画数 数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	I	非常用発電装置の出力 の決定に関する説明書	谷 画数 数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	I	非常用発電装置の出力 の決定に関する説明書	谷 画数 数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	I	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書			
申請対象設備機器名称	島根2号		メタルクラッド開閉装置中CS					17.7	×	# X 4 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		# X A P T T X A P T T X A P T T X A P T T X A P T T X A P T T X A P T T X A P T T X A P T T X A P T T X A P T T X A P T T X A P T T X A P T T X A P T T X A P T T X A P T T X A P T T X A P T T X A P	1			
明確にする必要がある仕様及び説明書	柏崎7号					容量 個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	ー 非常用発電装置の出力 の決定に関する説明書		谷 個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	I	非常用発電装置の出力 の決定に関する説明書			
明確にする必要がま	東海第二	電影 電影 中級数 (別派)			電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)			電 電流 個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)						
 機器名称	柏崎7号		無無事 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以						47 · 44 — 14 ş		#	8 / 4 · 6 · 6 · 6 · 6 · 6 · 6 · 6 · 6 · 6 ·	H	<u>^</u> }	# \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	·
申請対象設備機器名称	東海第二	メタルクラッド開閉装置HPCS					#									
推點区分		小 少 在 改 给 由 所 小 子 公 在 公 给 等 日 所 小 子 公 书 解 所 读 表 第 日 解 解					77 海 加				78.馬鷹政 (非常用電 (非常用電 源設(備)					
Ŋ		70	25 27 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28			7.7	<u>"</u>	E F	0	76	2	-	Ξ			

差異理由		柏幡7号は、ABWのためHPCS 申田の希達を繋ぶたと、井亀	4. カンモの大きによって、 なき 数値なし。	柏崎7号は、ABWRのためHPCS 再田の豊浦交渉がなり、社会	サイン高が大きご・・・・・ときできた。	· (公 (公 (公	日共全て、	柏崎7号は、ABMRのためHPCS 申用の命道で歩おおノーサ4	や用の电響がSeption A seption を 投備なし。	
明確にする必要がある 仕様及び説明書		本	設定根拠に関する説明 書 (別称)	1	非常用発電装置の出力 の決定に関する説明書	谷 個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	容 園数 最	設定根拠に関する説明 書 (別添)	
申請対象設備 機器名称	島根2号		Sum A V the line			新十-77k T. 93	到几条几千的	動力変圧器IPCS		
明確にする必要がある仕様及び説明書	柏崎7号					谷 個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)			
明確にする必要がま	東海第二	龍 電流 母線数	設定根拠に関する説明 書 (別添)			電圧 電流 個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	鶴圧 電流 個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	
備機器名称	柏崎7号					4. 十分水厂 四	99.7.2.C.E.eh			
申請対象設備機器名称	東海第二		2500 47 7 4-18 — 12 4 7 7 1 7 4 7 4 7 8 — 13 4 7 7 1 7 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 8 8 8			hh 十 亦 仁 與		in + wrr gamve	ay) 7 gallanda a	
施設区分		んの色発電 田原子行の 発属施設 (非常用電 演設備)				その他発電用原子炉の開発に対して		その他発電 用原子炉の 時處施設 動 (非常用電 源設備)		
No.		Ö	2	62	2	8	3	5	70	

業田田田		- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・							
明確にする必要がある 仕様及び説明書		谷 個 職教	設定株地に関する説明書 (別談)						
申請対象設備機器名称	島根2号	発急用メタクラ メタクラの時盤 高圧発電機車接続ブラグ収納角 野急用 スタフ接続ブラグ収納角 3Mコントロールセンタ 5Mコントロールセンタ 5Mコントロールセンタ 元電器電源り替盤 緊急時対策所 低圧受電盤 緊急時対策所 低圧受電盤 緊急時対策所 低圧受電路 緊急時対策所 低圧免電器 緊急時対策所 低圧免電器 緊急時対策所 低圧免電器 緊急時対策所 低圧分電器 緊急時対策所 低圧分電器 緊急時対策所 低圧分電器							
明確にする必要がある仕様及び説明書	柏崎7号	猝 職 教	設定税拠に関する説明書 (別添)						
明確にする必要が	東海第二	結	設定依拠に関する説明 専 (別添)						
備機器名称	柏崎7号	繁急用断路器(6.7 号機共用) AM 用動力変圧器 AM 用WC(7B-1A, 7B-1B, 7B-1C) AM 用WC(7B-1A, 7B-1B, 7B-1C) SW会用電源の特荷物階器 電流1287本電器(7A) 直流1287本電器(7A) 直流1287本電器(7B) 直流1287本電器(7B) 直流1287本電器(7B) 直流1287本電器(7B) 直流1287本電器(7B) 直流1287本电器(7B) 直流1287本电影键(7A) 直流1287本电影键(7A) 直流1287本电影键(7A) 直流1287本电影键(7A)	558 558 558 559 559 559 559 559						
申請対象設備機器名移	東海第二								
推設区分		かの 日間でも 日間でする 日間でする	(五年						
No.		6	0						

# 田田		柏崎7号は設備構成の差異であり、 あり、 ディーを発電機より 様給するため対象設備なし。		柏崎7号は差異なし。 和海第二は、常設の緊急時対 発所用発電機のため、対象設 備なし。		柏崎7号は複数号機申請であるが、島根2号は単号機申請でのため、号が間電力機連請はつかため、号が開電力機通設備は申請対象外である。(自主対策設備として設置)		柏崎7号は複数号機申請であるが、島根2号に単号機申請であるが、島根2号に単号機申請のため、号が開電力船通設備は申請対象外である。(自主対策設備として設置)		島板2号は、モコタリングボスト用無停電電源装置を保安電源が設備と位置付けているため、申請対象としている。	
明確にする必要がある 仕様及び説明書				容量個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)					I	常用電源設備の健全性 に関する説明書
申請対象設備機器名称	島根2号			可換ケーブル						モニタリングポスト用無停電電源装置	(1号機設備, 1, 2, 3号機共用
明確にする必要がある仕様及び説明書	柏崎7号	容量 個数 設定 根拠に関する説明 書 (別添)		容量個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	容量 個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)	容量 個数	設定根拠に関する説明 書 (別添)		
明確にする必要が	東海第二										
申請対象設備機器名称	柏崎7号	5 号機電力保安通信用電話設備用48V 養電池 (6.7 号機共用) 送受話器 (ページング) 用48V蓄電池 (6.7号機共用)		(田中郷) で か ご (か - **) (1)	J. 張ケー ノア(6, 1 万数大王)	号炉間電力融通ケーブル(常設)	(6,7 号機共用)	号が間電力融通ケーブル (可機型)	(6,7 号機共用)		
申請対象設	東海第二	ら 権地		Į.L.			- up				
本 屋 屋 屋	その他発電 用原子炉の 時隔施設 時期施設 演設備)		その他発電 用原子炉の は層体が		その他発電 用原子がの は同本が	市場地政 (非常用電 瀬設備)	その他発電 用原子炉の 呼に表売	門灣海殿 (非常用電 源設備)	その他発電用原子炉の田原子がの	四	
Š		8	0	9	40	ů	0	ő	8	0	5

差異理由			差異なし。		東海第二とは神故監視設備の 巻製であり、柏崎7号と同様 に対象設備なし。	盗水に関する防護設計方針の 発展の本もの 自担の早晩すの	授編(2017)、四次にのお言の	盗水に関する防護設計方針の 当思った。 自担っ足権右の	設備 () ・ 可以 ひともら	
明確にする必要がある 仕様及び説明書		計測範囲	発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書			自動屬離時間	発電用原子炉施設の溢 水防護に関する説明書	自動屬離時間	発電用原子炉施設の溢 水防護に関する説明書	
申請対象設備 機器名称	島根2号		取水槽水位計			大型タンク隔離システム		燃料ブール冷却系弁関止システム		
明確にする必要がある仕様及び説明書	柏崎 7 号	計測範囲	発電用原子が施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書							
明確にする必要が	東海第二	個数 計測範囲	環境側で装置の取付簡 所を明示した図面準故 監視設備 発電用原子行施設の自 発電用原子行施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	個数 計測範囲	環境測定装置の取付簡 所を明示した図面準波 監視設備 発電用原子が施設の自 発電用原子が施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書					
備機器名称	本の 中									
申請対象設備機器名称	東海第二		取水ビット水位計	粉 拉克 3-4						
施設区分	施設区分 トクーム発 用原子がの 母素施設 所続致) 施設)			その他発電 用原子体の 時無数 (地域) (地域) (地域) (地域) (地域) (地域) (地域) (地域)			(浸水防護 (浸水防護 施設)	その他発電 用原子450 用原子450 情痛散 (後本の) 施設)		
No.			88		68	8	3	5		

田田 黄美			柏崎7号とは差異なし。 東海第二とは申請対象設備を	島根2号よりも細分化していることによる差異	柏崎7号とは差異なし。 東海第二とは申請対象設備を	島根2号よりも細分化していることによる差異	東海第二と溢水に関する防護 艶計士44の差異った。0	政計ン割い石典 1.80ツ, 町収2 号では対象設備なし。	東海第二と溢水に関する防護	政計ン割ご在実 へめつ、町穴2 号では対象設備なし。	東海第二と溢水に関する防護 部は十44の英国かより	政川ン町の石芸へのツ, 町収2 号では対象設備なし。	
明確にする必要がある 仕様及び説明書		自動隔離時間	発電用原子炉施設の溢 水防護に関する説明書										
申請対象設備機器名称	島根2号			新帝木が隔離システム	all marks of the state of the s								
明確にする必要がある仕様及び説明書	柏崎7号	自動隔離時間	発電用原子炉施設の溢 水防護に関する説明書										
明確にする必要が	東海第二	畠 軸獭嬎傆貝	発電用原子炉施設の溢 水防護に関する説明書	自動隔離時間	発電用原子炉施設の溢 水防護に関する説明書	自動隔離時間	発電用原子炉施設の溢 水防護に関する説明書	継手部の寸き間	発電用原子炉施設の溢 水防護に関する説明書	蒸気遮断弁 自動隔離時間	発電用原子炉施設の溢 水防護に関する説明書	蒸気遮断弁 自動隔離時間	発電用原子炉施設の溢 水防護に関する説明書
備機器名称	柏崎7号			発電水が開解システス									
申請対象設備機器名称	東海第二	循環水系隔離ンステム(検知制御盤及	び検知監視艦)	循環水系隔離システム(漏えい検知 88)		循環水系隔離ンステム(循環水ポンプ	循環水系隔離システム(循環水ボンプ 出口弁及び復水器水篭出入口弁)		(豬壞大管伸縮離手)		自動体知・遠隔隔離システム (検知制御・監視盤)		(温度検出器)
2000年		その他発電 用原子がの 所属・主要 (浸水防薬 び 精穀)			(浸水防護 施設) 施設)		(浸水防護 施設)		(浸水防護 施設)		(浸水防護 施設)		(浸水防護 施設)
No.		60	0	ő		Š	4.	o u	5	90	8	20	5

# 田田 田井田 田田田 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		東海第二と溢水に関する防護 設計方針の差異であり, 島根 2 号では対象設備なし。		東海第二と溢水に関する防護	政計の対象であり、即依2中では対象設備なし。	東海第二と溢水に関する防護部は土むの業産の産業の主まれた。	政計の対い死共 (あり、 即依2 号では対象設備なし。	東海第二と溢水に関する防護ショナを	政計ン割い在表 べめン・町穴 2 号では対象設備なし。		差異なし。	
明確にする必要がある 仕様及び説明書										設置枚数 開放差圧	安全設備及び重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書	
申請対象設備機器名称	島根2号								原子が建物燃料取替階プローアウトバネル			
明確にする必要がある仕様及び説明書	柏崎7号									設置枚数 開放差圧	安全設備及び重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書	
明確にする必要が	東海第二	蒸気遮断弁 自動隔離時間	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	配管との寸き間	設定根拠に関する説明 書 (別添)	也	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	-YU 恒	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	設置枚数 開放差圧	安全設備及び重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書	
申請対象設備機器名称	柏庵7号									燃料取替床ブローアウトパネル		
申請対象設	東海第二	東海第二 自動検知・遠隔隔離システム (蒸気遮断弁)		一ツ 牛 郷色社	PJ FR 7.7 × ~ · ·	工工 计算量 医阿贝克克基氏 化苯酚二)유 T Y-7는 1921년 T Y-7는 12 T X-7는 12 T X-7	6一岁年十年日 四月 年 10 年 10 年 10 年 10 年 10 日 10 日 10 日 10			原子が準履外側プローアウトパネル	
格勢区令		その他発電 用原子均の 開原本数 (浸水防膿 ((浸水防膿 施設)			(浸水防護 施設)		(浸水防護 施設)		(浸水防護 施設)	その他発電用質子炉の		
N		o o	0	od	, ,	Ş	201	3			102	

* 新田田	差異理由		取引が到り四共にあり、即収20年代対象設備なし。	溢水に関する防護設計方針の - 差異であり,島根2特有の設 備		柏崎7号とは差異なし。 - 東海第二とは、津抜に関する 防護設計方針の差異		柏崎7号とは差異なし。 東海第三とは、溢水に関する 防護設計方針の差異		柏崎7号とは遊異なし。 東海第二とは、絵水に関する 防糖設計方針の発展	
明確にする必要がある 仕様及び説明書		sec da ·		I	発電用原子炉施設の溢 水防護に関する説明書	自動隔離時間	発電用原子炉施設の自 然現象等による損傷の 防止に関する説明書	容量 揚程 原動機出力 個數 検出範囲	地下水位低下設備の設 計方針	設置校数 開放差圧	安全設備及び重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における他 全性に関する説明書
申請対象設備 機器名称	島根2号			6° T ##+40 T F40	被水防護カバー 多 カービン・植機海水系隔離システム タービン・植機海水系隔離システム		- 人 - HERVE (中人) - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	地下水位低下設備		主蒸気管トンネル室プローアウトバネル	
明確にする必要がある仕様及び説明書	柏崎 7 号	I	発電用原子炉施設の溢 水防護に関する説明書			自動隔離時間	発電用原子炉施設の溢 水防護に関する説明書	容量 揚程 原動機出力 個數数 検出範囲	設定根拠に関する説明 書 (別添)	設置校数 開放差圧	安全設備及び重大事故 等対処設備が使用され る条件の下における健 全性に関する説明書
明確にする必要が	東海第二										
申請対象設備機器名称	柏崎7号 歩カバー(蒸気防護カバー)		保護カバー(蒸気防護カバー)		タービン補機冷却海水系隔離システム		7 号機地下水排水設備		主蒸気系トンネル室プローアウトパネ		
申請対象設	東海第二	咲									
施設区分		その他発電 用原子炉の 附属施設 所属施設 施設)		その他発電用原子炉の	丙馬 加政 (浸水防護 施設)	その他発電 用原子炉の 附属施設	(浸水防護 施設)	その色発電 用原子炉の 附属施設 (多水防糖	植稷》	その他発電用原子炉の四部に対して	5 海 通政 (浸水防護 施設)
No.		103	201	70+	104	105		106		107	

差異理由		落場なし。		発異なし。		神崎7号と設備構成の差異で も か 自相の日のはか	のり、町なったいよろ教政副なし。	柏崎7号と差異なし。 東南第二は申請施設区分を放 財練管理施設としていること による差異			
明確にする必要がある 仕様及び説明書		個数	緊急時対策所の機能に 関する説明書 緊急時対策所の居住性 に関する説明書	個数	緊急時対策所の機能に 関する説明書 緊急時対策所の居住性 に関する説明書			個数 計測範囲	緊急時対策所の機能に 関する説明書 緊急時対策所の居住性 に関する説明書		
申請対象設備 機器名称	島根2号			二酸化炭素濃度計				落 压計			
明確にする必要がある仕様及び説明書	柏崎7号	個数	緊急時対策所の機能に 関する説明書 緊急時対策所の居住性 に関する説明書	個数	緊急時対策所の機能に 関する説明書 緊急時対策所の居住性 に関する説明書	個数	緊急時対策所の居住性 に関する説明書	個数 計測範囲	緊急時対策所の機能に 関する説明書 緊急時対策所の居住性 に関する説明書		
明確にする必要が	東海第二	個数	緊急時対策所の機能に 関する説明書	個数	緊急時対策所の機能に 関する説明書						
申請対象設備機器名称	村崎7号	(田井巻町 ロップ・) (シュー田本) 田村 井) 田 (田) 田 (東) 田 (田) 田		(묘 ㄲ;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;	—殿[L灰茶膜及訂(6, / 予機共用)	(日) (2) 歯状は加速性の発し (2) (2) 歯状は加速性の対し (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	R 4 中i) ――殿「こん・ボダ 4 火装 直(0, 1~7) 機 共用)	5 号機原子炉建屋内聚急時対策所用差	圧計 (6,7 号機共用)		
(A)	東海第二		(東海, 東海第二発電所共用)	二酸化炭素濃度計 (東海,東海第二発電所共用)							
施設区分	施設区分 その他発電 用用用 原子与の附酸 属施設 (緊急時対策			属施設 (緊急時対策 所)	その他発電 用 原子炉の附	属施設 (緊急時対策 所)	その他発電 用 原子炉の附	属施設 (緊急時対策 所)			
No.		90			601	011			その他発電 FB 所能的 日本 日		